

第一百八十九回 参議院環境委員会会議録第六号

平成二十四年六月十八日(月曜日)
午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長	松村 祥史君
理事	小西 洋之君 小見山 幸治君 北川イッセイ君
委員	池口 修次君 谷岡 郁子君 鈴木 久志君 舟山 康江君 小坂 憲次君 谷川 秀善君 中川 雅治君 加藤 修一君 水野 賢一君 市田 忠義君 平山 幸夫君 亀井典紀子君 福島みづほ君

副大臣	枝野 幸男君
國經濟産業大臣	吉田 泉君
國務省大臣	細野 豪志君
内閣府副大臣	横光 克彦君
内閣府大臣政務官	園田 康博君
環境副大臣	高山 智司君
事務局側	山下 孝久君
政府参考人	佐々木克樹君
内閣府大臣官房 審議官	近藤 駿介君
内閣府原子力委員会委員長	尾本 彰君
内閣府原子力委員会委員	班目 春樹君
資源エネルギー庁電力・ガス事業部長	糟谷 敏秀君
資源エネルギー庁原子力安全・保安審査官	山本 哲也君
環境大臣官房長	谷津龍太郎君
環境大臣官房審議官	奥主 喜美君
環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長	伊藤 哲夫君
環境省総合環境政策局長	白石 順一君

○委員長(松村祥史君) ただいまから環境委員会を開会いたします。政府参考人の出席要求に関する件についてお詫りいたします。
○委員長(松村祥史君) ただいまから環境委員会を開会いたします。政府参考人の出席要求に関する件についてお詫りいたします。
○委員長(松村祥史君) ただいまから環境委員会を開会いたします。政府参考人の出席要求に関する件についてお詫りいたします。

○委員長(松村祥史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(松村祥史君) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府原子力委員会委員尾本彰君外四名を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松村祥史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(松村祥史君) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○徳永久志君 おはようございます。民主党の徳永久志でございます。

それでは早速、議題となりました産廃特措法改

正案についてお伺いをしてまいります。

産廃特措法のいわゆる期限延長につきまして

は、過日もこの委員会で視察に参りました三重

県、また、私の地元であります滋賀県を始めとい

たしまして、不法投棄事案を抱える県から強い要

望があつたところもあります。また、民主党と

いたしましても、野党時代、平成二十一年四月に

議員立法で提案をしたところであります。そ

して経緯の中で、今回改正法案が提出をされたこ

とに高く評価をさせていただきますとともに、速

やかな成立を望むものであります。

まず、平成十五年の法の制定時におきまして、

十年という期限を区切つてその間にしっかりと解

決をしていくんだという強い意思が語られたわけ

でありますけれども、今日までの間、結果的に

は延長をせざるを得ない状況になつたということ

もあります。

そこで、法制定時から今日までの間の取組の成

果、そしてまた法制定時における見込み、想定は

どのようなもので、そして、どういう取組があつ

たと総括ができますでしょうか。簡単にお願いい

たします。

○国務大臣(細野豪志君) 産廃特措法が制定をさ

れました平成十五年の時点では、平成十年の六月

以前までに行われた産業廃棄物の不法投棄等につ

きまして、不適正処理によりまして大規模な生活

環境保全上の支障が生じていた事案がございまし

たので、その支障を除去することが課題となつて

おりました。こうした状況を背景に、国の支援の

下で着実に事業を進めることを目的といたしまし

てこの特措法が制定をされたという、そういう経

緯がございます。

その際、この法律は、恒久法とするのではなくて十年間の时限立法として制定をされました。そ

十年六月以前の大規模な事業につきまして、当時の知見に基づいて調査を行つた結果といたしまして、十年で処理をできると判断されたと、そういうことが理由でございます。

この法律に基づきまして、これまで十五の事業につきまして支障除去等の事業が進められておりまして、そのうち四つの事業につきましては既に事業が完了いたしまして、生活環境の改善というものがなされたということあります。また、継続中の事業につきましては、地域住民を含めた関係者の合意の下で支障除去事業が着実に進められてしましました。

しかしながら、例えば豊島でございますけれども、支障除去事業を実施をしてまいりましたところ、当初想定をしていた以上の廃棄物が存在をすることが明らかになつてまいりました。そのため、事業を平成二十五年三月三十一日という当初の法律が予定をしていたこの期限までに完了をすることが困難な事業であることが発覚するなど、継続中の事業の中には更なる期間を必要とするものがあることが分かつてまいりました。

また、今後新たに都道府県等が支援の対象とすることを希望している事業の中には、例えば、恐らく皆さん御視察をいたいたところだと思いますが、三重県の四日市市の大矢知・平津などのように非常に大規模な事業というものが存在をしておりますので、最長十年間の期間を要すると考えられるものがございます。このような状況を踏まえまして、過去の負の遺産を除去いたしまして、これをできるだけ将来に残さないという観点から、本法の期限を十年間延長する法案を提出をした十年間という期限についてちょっと聞いてまいりたいと思いますが、特別措置法だから十年間という期限を区切るのだと言われてしまえばそれまでですけれども、それも少なからず全体の事業に影響を与えているのではないかと思っています。

法制定時においては、先ほど大臣もおっしゃつ

ていただきましたけれども、対象地域として想定

をされていました青森・岩手県境、また香川県豊島の事業といふものはその十年という期限に苦戦をしたということも聞いております。当初の想定を超えるという御発言がありましたけれども、そもそも不法投棄でありますし、土の中に何が埋まつているか分からないという状況もありまして、そういう実態からすれば、正確な見通しを当初から立てるということも大変困難だろうとうふうに思います。

また、別の言い方をするならば、十年間という期限の中に收め込むことが大前提となつてしまつて、あるいはプレッシャーとなつてしまつて、本來の目的から離れてしまうというおそれも懸念をされるところでもあります。その一方で、期限を切らなければ必ずする時間だけが経過してしまって、問題が先送りされれば症療法的に陥ってしまうということも確かに言えると思います。

この十年という期限を区切ることについて、見解をまとめてお願いをいたします。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 環境省といたしましては、そもそもこの法律の対象となつてている事業は平成十年六月以前に不法投棄等が行われた事業でございまして、期限を切つてできるだけ早期に事業を完了させることは不可欠である、こういふふうに考えております。

一方、今回の法改正を検討する際に、平成二十五年度以降支障除去等事業の実施を希望している都道府県等に対し事業の完了までに要する期間について調査をしたところでございますけれども、これを踏まえますと、最も長い期間を要する事業は五年でござります。それで、このままでは、なかなか遅くなるのでござります。

○徳永志君 その後大臣がおっしゃいましたように、最後に大臣がおっしゃいましたとおり、本法の期限を十年間延長する法案を提出をしてまいりたいとございます。

○徳永志君 その最後に大臣がおっしゃいました

に考へておられる次第でございます。

○徳永志君 それでは、次に参りたいと思いま

すが、不法投棄につきましては、当該事業者が原状回復を行うことがこれは大前提であります。これは絶対に譲つてはならない一線だというふうに思つています。制度の立て付けをいたしましては、事業者が不明あるいは財力がない場合には、都道府県が代執行による支障除去事業を実施をする、都道府県の要請があれば財政支援を行うといふものであります。

そこで、法制定から今日までの間に、都道府県が行つた代執行に要した費用及び国が行つた財政支援の額を教えてください。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 平成二十三年度末時点での事業費総額は約八百六十九億円となつております。これに対する国庫補助による財政支援の予算額は約四百三十一億円となつてございます。

なお、これらの財政支援以外にも、都道府県等が負担する経費については特措法に基づく特例として地方債をもつてその財源とすることができるとしており、その元利償還金について地方交付税措置も講じられていると、こういう状況でござります。

○徳永志君 原状回復を求めるということが原則でありますから、その総額八百六十九億円プラスアルファという言い方がいいんでしょうか。も、本来も事業者に請求をしていく、費用負担を求めるということが基本だと思いますが、これはこれでよろしいでしょうか。

○副大臣(横光克彦君) 不法投棄に対する責任はまず原因者にあることは、これはもう申しますまでございません。その不法投棄を代執行する、行政代執行にて除去した場合の費用はできる限り負担させることが必要であるということは、これはも

府県等が原因者の責任を厳しく追及する観点から措置命令、委員がおっしゃるように原状回復、あるいはガスや水が出ないような、そういうたつ措置命令を行うこと、そしてまた代執行に要した費用の徴収を行う旨を明記しておりますので、この基本方針に基づいて都道府県においては行為者等の財産調査、これを徹底的に実施して費用を求めることを行うなど厳しく責任追及を行つて、これまでにして、環境省といたしましても、今後とも都道府県に協力してまいりたい、このよう考へております。

○徳永志君 それでは、事業者から回収できた費用の総額というのは幾らになるでしょう。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 本法により支障除去等事業を実施済み又は実施中の事業について見ますと、原因者等からは、平成二十四年六月七日現在、約十二億五百三十六万円程度の費用を回収しております。また、この費用の回収とは別に、排出事業者等による廃棄物の自主撤去等も一部行われているところでございます。

○徳永志君 代執行の総額は八百六十九億円プラスアルファであり、本来ならば負担をすべき事業者からは十二億円超ということになります。原業者が不明あるいは支払能力がないから代執行が構団は仕方ないと言つてしまえばそれまでありますけれども、納税者の視点からすれば何か釈然としないという部分はあるんだろうと思います。

○副大臣(横光克彦君) 代執行の総額は八百六十九億円プラスアルファでありますから、本来ならば負担をすべき事業者からすると、この費用は、まさにモラルハザードがこのに発生をしているんだろうというふうに思つんでしょうか。

○副大臣(横光克彦君) 確かに、この回収額が余りにも少ないと、かなり乖離があるということの現実からすると、委員のおっしゃる疑惑というものはもつともだと思います。

本当に、多くの場合は不法行為を行つた原因者がほとんど資力がない、こういったことが原因で

あるということは先ほどお話をございました。これに対して、不法投棄の原因者に対する罰則等については、この廃棄物処理法が制定された昭和四十五年以來、逐次改正が行われまして、非常に厳しい罰金と懲役等の罰則が加えられております。平成二十二年の法改正では法人に対する罰金が三億円と定められておりまし、このように逐次法改正は行われてきましたが、不法投棄等の原因者に対する罰則の強化を行つております。モラルハザードが起きないように対応しているわけですが、委員がおっしゃるやうに、ルールに基づいている中で捨て得になるというようなことがあります。是非、今御答弁いただきましたよ

うに、罰則の強化という点をやつていただいていることになりますから、引き続きよろしくお願いいたしたいと思いますが。

そもそも不法投棄をする業者という観点からいいますと、例えば措置命令を発してもそれを実行するかどうか分からぬのであるとか、対策工を実行しようとしても、あるいは代執行をやろうとしてもこれは住民合意が必要でありまして、その手続を丁寧に進めようとするほど大変な時間を掛かってくるということになります。そういうふうにしている間に、原因者である事業者が資産を散逸をさせる、あるいは隠してしまって、あるいは倒産をさせてしまうというようなこともあります。そうした時間をうつとも一つ大きな問題点としては指摘できるんだろうと思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 産廃特措法に基づきまして事業を行つてゐる事案につきましては、廃棄物処理法十九条の八に基づきまして都道府県等でしようか。

この時間を考えないというための対策も必要だと思ひます。財産の保全や資産の差押えといつたことも対策として考えて強化をしていくということも必要だと思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

が行政代執行を行なうわけでござりますけれども、この法律上、原因者等への費用の求償については、行政代執行法第五条及び第六条を準用すると、こういうことになつております。この行政代執行法第六条におきましては、国税徴収法に基づく国税滞納処分の例により行政代執行に要した費用を徴収することができることになつておりますと、都道府県等は差押え、質問検査、捜索など強力な権限を行使することができると、こういうふうになつてゐる次第でござります。

環境省としても、引き続き都道府県等と連携し、原因者等に対する責任追及を厳しく行ってまいりたいと、こういうふうに考えてございます。
○徳永久志君 大変力強い御答弁をいただきました。まさにやつた者勝ち、捨てた者勝ちというような状況をつくらないという強い決意の下、この法改正を契機といたしまして、なお一層の取組をお願いをしたいと思います。

さて、本法律案の対象となる事例は、発生の原因やあるいはその後の経緯、そしてまた生活環境等上の支障の状況あるいは近隣住民の心情など、種々様々であります。こうしたため、実施主体であります、自治体をいたしましても、いろいろと知恵を絞りながらその対策工を決めているところであります。したがつて、対象となる工事の範囲については、科学的合理性一辺倒ではなくて、例えば近隣に住宅地がある、あるいは学校がある、通学路がある、そういうた部分も含めた状況に応じた柔軟性というものを持つて対応していただきたいと考えているところであります。が、その辺り、いかがでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 都道府県等が実施する支障除去等事業につきましては、周辺環境影響に十分配慮すること、これは当然必要でござります。また、環境大臣の定める基本方針においても、周辺環境影響への配慮をし、地域の実情を踏まえた支障除去等事業を行うと、こういうふうにしているわけでございます。また、都道府県等においては、関係市町村など地元の意見を聞いて実

施計画を策定し事業を実施していると、こういう状況にございます。
なお、実施計画の策定に当たりましては、支障除去等の工事について支障の状況に応じたより効率的な工法の採用等により、地域の実情を踏まえて適切に対応が取られる必要があると、こういうふうに考へていて次第でございます。

○徳永久志君 次に、国による財政支援につきましては、途中から特別交付税措置に変更されました。特別交付税だと往々にして支援額の算定根拠として適切に対応が取られる必要があると、こういうふうに考へていて次第でございます。

というものが不明確になつて、減額をされることを危惧している自治体もいっぱいあります。そうした支援額が減少されることのないよう、つまり事業費に応じた財政支援となるような御慮をお願いしますし、関係省庁にも強く環境省の方からも働きかけを行つていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(高山智司君) 今、徳永先生から御

というものが不明確になつて、減額をされることが危惧している自治体もいっぱいあります。そうした支援額が減少されることのないよう、つまり事業費に応じた財政支援となるような配慮をお願いをしたいと思いますし、関係省庁にも強く環境省の方からも働きかけを行つていただきたいと思いますが、いかがでしようか。

○大臣政務官(高山智司君) 今、徳永先生から御指摘いただきましたとおり、この事業費に関するましては、この産廃特措法に基づきまして、地方交付税の特例として地方債をもつて充てることができるということがされております。

先生御指摘のとおり、地方交付税そのものは総務省の管轄ではございますけれども、我々といつても、きちんと法律に基づく特例ということもございますし、必要な事業費がきちんと交付税の中に含まれますように働きかけてまいりますし、実際に平成二十三年度以降は必要な額が交付されているということを確認しております。

○徳永久志君 是非その線でよろしくお願ひいたします。

それでは最後に、廃棄物処理ということを大きくなれば、中でとらえていきたいと思いますが、今日、我が国が総力を挙げて取り組むべきなのは災害廃棄物の広域処理であります。

現在、この事業を実施するという自治体は全部で十一ありますけれども、うち被災二県を除いた九県のうち七県が災害廃棄物の受入れを決めている、あるいは検討中であります。七項目

のうち六県が、現在、環境省が最優先で広域処理の実現を図る自治体としてそのサポートに懸命に取り組んでいただいているところもあります。こうした産廃特措法の助成を受ける多くの自治体が積極的に広域処理に取り組んでいることは一定の評価をされるべきものであるというふうに考えておりますし、他方、その中でも依然として現地における様々な関係者との調整に苦慮をされている自治体も多いというふうに聞いております。例えば、私の同僚の議員からも私に対しま

して、相談によりますと、西日本において、当初から積極的に受け入れの意思を表明していた福岡市、北九州市においても大変厳しい苦しい困難な状況にあるということを聞いているところでもあります。

そこで、環境大臣として、こうした災害廃棄物の広域処理の実行に取り組んでいる全国の自治体に対しまして、いま一度力強い感謝と、そして励ましの言葉をちょっとだいしたいと存じます。

○國務大臣(細野潔志君) 今回の災害廃棄物の処理につきましては、被災地でも大変な努力をなされました。これまでもしてきましたし、今も行っているところです。量からいって、どうしてもやはり広域処理が必要でございますので、各自治体関係者の皆さんが大変な御努力をいたいでいることについてより感謝を申し上げたいというふうに思っています。

今、徳永委員の方からも御指摘がございましたが、既に青森県、山形県、秋田県、そして群馬県、東京都、そして静岡県と、既に六つの自治体での受け入れが始まっています。また、現在様々な準備をしていただいている自治体があるわけですが、中でも北九州市が、これが北橋市長の指導力の下で、様々な反対、さらには懸念といふのがある中で、しっかりと説明責任を果たしながら実現をしていこうという、本当に努力をいたしていることに本当に感謝申し上げたいということをうなづいています。

ようには政府としても最大限のバックアップをしてまいりたいと思いますし、環境省はまさにその責任を持つ省庁でもございますので、もうこれはしっかりとやつてまいりたいというふうに思いました。

御質問ありがとうございました。

○徳永久志君 終わります。

○中川雅治君 本日は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の審議ということございますが、この産廃特措法は私が環境省の事務次官のときに成立させていただいた法律でございまして、十年後の今日、度は参議院環境委員会のメンバーとしてもう十年延長する法案の審議をすることになるとは、当時は思いも寄らぬことでございました。

産業廃棄物の不適正処理の問題への対処は長い苦難の道があるわけですが、平成九年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正で、産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェスト制度の拡充、不法投棄にかかる罰則の強化、原状回復措置の強化が行われまして、この改正法施行後、つまり平成十年六月十七日以後に発生した不適正処分については、産業廃棄物適正処理推進センターに国と産業界からの出捐による原状回復のための基金が設けられ、都道府県等が行う原状回復に対し事業費の四分の三を補助することになったわけです。

一方、平成十年六月十六日以前に行われた不適正処分については、国が予算措置で都道府県に事業費の三分の一を補助してきましたが、ちょうど私が事務次官をしていた当時に、青森、岩手両県は、これを処理するのにはもつと国の補助を増やしてくれなくては困ると、こういうことになつたわけであります。それと、不法投棄された産廃を除去する事業に要する費用は多額に上るというこ

とから、平成十年六月十六日以前の不法投棄につけても都道府県等への財政支援を制度化しようとすることになりましたして、この産廃特措法を成立させました。

ただし、当時は、この産廃特措法に基づく特定支障除去等事業は、長期間掛かるとはいって、地域住民の皆様のことも考えればできるだけ早期に完了させるべきだと考えておりまして、平成十五年から十年間、つまり平成二十五年三月三十一日までの时限立法とし、その間に何とか終えてほしいと、こう思つておりました。それが、もう十年延長するという改正案となつて今国会に提出されましたのは私としては大変残念な気がいたしますが、どういう事情からこの法案が提出されることとなつたのか、具体的に御説明いただければと思

います。

○国務大臣(細野豪志君) 産廃特措法の制定の経緯は、もう中川先生一番よく御存じでござりますので、その大変なこれまでの御努力に対しても敬意を表したいと思います。

現実問題として、制定をした当時は、香川県の豊島であるとか、青森県・岩手県境といった、こうした事案を十年でしっかりとやろうという、そういうことで制定をされたということございました。ただ、実際にやってみますと現実には当初想定をしたよりも非常に量が増えたものもございましたし、また土壤にまで広がっていて、その土壤の処理に時間を要してしまったといったようなものもござります。そうした状況でございます。ただし、実際にやつてみますと現実には当初

お手元に配らせていただきました資料一の当時の新聞記事でござりますけれども、ここにございましたように、私は環境事務次官当時の平成十四年七月、警察庁の田中長官のところへ行きまして、産廃の不法投棄に対する警察の積極的摘発、そして警察職員の都道府県への出向人事の拡大を申し入れたのですが、警察との連携については、その後どのようになつたのでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 先生御指摘のとおり、産業廃棄物の不法投棄を防止するためには警察との連携は極めて重要であるというふうに我々も考えております。警察関係者の皆様に不法投棄の監視や適正処理の指導のために都道府県等に連携に加え、累次の廃棄物処理法の改正により規制強化を行つた。こういった結果、新たに発覚する不法投棄の件数は平成十三年度の千百五十件

から平成二十二年度の二百十六件と大きく減少しますので、特別措置法としてこの十年でしっかりとおります。

一方、産業廃棄物事犯の検挙事件数は平成十三年には五百十六件ございましたが、平成二十三年には千三十八件と大きく増加しており、警察との連携強化の効果が表れているのではないかと、こういうふうに考へている次第でございます。

また、都道府県等が警察や海上保安庁等と協力して全国ごみ不法投棄監視ウエーブ等において不法投棄のおそれのある車両の検問やパトロールなどを実施しております。さらに、環境省においても警察とともに、不法投棄に関する関係省庁間の会議を開催して不法投棄対策の強化や情報の共有を図っているところでございます。今後とも、警察と連携して対応してまいりたいと、こういうふうに考へてございます。

○中川雅治君 本来、産廃の不法投棄等の事案につきましては、実際に不法投棄した原因者である行為者、事業者が撤去、処理し、そして原状回復すべきものであります。しかしながら、不法投棄が発覚したときにはその事業者は解散している、あるいは倒産している、代表者も不明、あるいは既に死んでいるとか資力も全くないというケースが多いようあります。不法投棄事案の原因者が多いようあります。そこで、不法投棄事案の原因者が通例だということは分かります。それでも、原因者の責任を追及しなければならないことは当然であります。ここで怠るようなことがあつてはならないというふうに思ふんですね。

環境省は、この原因者の追及をどのように考へ、今までの事案についてどのような対応を取つてきたのか、お伺いいたします。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 不法投棄等に対する責任は、まずその責任は原因者にあるということは当然でございます。その責任を問うとともに、代執行を行つた場合に除去した費用を負担させるという必要があるというのを委員御指摘のとおりでございます。

生活環境保全上の支障が生じ、また生ずるおそ

れがあると認められる場合には、廃棄物処理法の規定により原因者に対し措置命令を発出することができるわけでございますが、平成九年の廃棄物処理法の改正によりまして、都道府県知事等が迅速に行政代執行を行うことが可能となりました。その結果、原因者に対する費用求償を迅速に行うことも可能となつて、この規定を設けて、できるだけ原因者の求償を求めるということをやってい るわけでござります。

さうこ、不法投棄の原因者に対する罰則につき

境界省が排出者になつていなかろうなど私は内心
冷や冷やしていたのであります。幸い調査結果
のリストに環境省の名前はありませんでした。
かしながら、他の役所の名前は出てまいりました。
で、関係者は大変頭を悩ませていたのを覚えてお
ります。

産廃の不法投棄はかなりの事案で、結局不法投
棄した処理事業者は既に倒産している、代表者も
死んでいるとか資力がないとか原状回復させら
れない、あるいは求償してもお金を取りれないケー
スがあります。

し、又はこれらの者が当該処分等をすることを助けた者があるときは、その者も措置命令の対象に加えることにより、対象者の拡大を図つたところでございます。さらに、環境省におきましては、平成十三年に都道府県等に対し、「行政処分の指針について」を発出し、積極的に排出事業者に対する措置命令を活用するよう助言したところでござります。

せんでした、行為者は既に倒産しています、排出事業者の責任追及も難しい、そして支障除去は膨大なお金が掛かります、ですから国の支援がどうしても必要ですということでこの産廃特措法に基づく支援措置を講じるということになるのではなく、やはり県等がこれだけの不法投棄を見逃してきたことの責任をしつかり検証するということが支援に当たって必要だと私は考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣（横光克彦君） 委員の御指摘のように、なぜこれほど膨大な量になるまで分からなかつたのかという、ごく本当に当たり前の疑問だと思います。

ましては、廃棄物処理法が制定された昭和四十五年には五万円以下の罰金と定められておりましたが、その後、昭和五十一年、平成三年、平成九年、平成十二年、平成二十二年のそれぞれの廃棄物処理法の改正におきまして順次強化しております。五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金、法人にありますては三億円以下の罰金と、今こういうふうなことで規制の強化を図ってきたところでございます。

○中川雅治君 罰金が引き上げられたというだけではなかなか実際に原因者の追及をしていくことは難しいと思います。やはり、そこは都道府県がまずは原因者の追及をすると、そういう強い意思を持って、これからもまずは原因者の追及だ、そういう考え方で対応していただきたいと思います。

お手元のお配りした資料の二以下をちょっと御覧いただければと思うんですが、私が環境省で事務次官を務めておりました平成十四年から十五年ごろは、青森・岩手県境の産廃不法投棄事件が大きな問題となつておりますて、両県が中心となつて、不法投棄された産廃を実際に出した排出者を徹底的に調べた結果、排出事業者は二千六百二十七、このうち埼玉県は八百八十事業者、東京は六百九十三事業者ということで、関東七都県で全体の八八%を占めたのでございます。

このうち医療機関が三百三十五もありまして、また、著名な一流企業の名前も出てまいりました。また、官公庁も含まれていました。まさか環

は、そのようないいかけんな処理をする処理事業者にそのごみの処理を委託した排出事業者の責任を徹底的に追及すべきだと考えまして、青森・岩手両県手県境の不法投棄事業について、青森、岩手両県のほか、関東を中心とする排出事業者の所在県や関係市の担当部長を一堂に集めて対策会議を開催し、排出事業者の徹底した追及をお願いいたしました。お手元の資料二から六までの新聞記事にありますように、当時のこのような環境省の姿勢は大変注目されたものであります。

私は、この産廃の不法投棄をなくしていくためには排出事業者の責任追及ということが非常に効果を上げると考えて、先頭に立ってハッパを掛けたのであります。その後の経過はどうなったのでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 排出事業者責任に関する規制の強化につきましては、平成九年の廃棄物処理法の改正により、全ての産業廃棄物についてマニフェストを使用することとし、さらに、平成十二年の廃棄物処理法の改正により、マニフェストにより最終処分までの処理が行われたことを排出事業者が確認することを義務化いたしました。

また、排出事業者に対しましては、平成九年の廃棄物処理法改正により、マニフェストに関する義務に違反した排出事業者等を措置命令の対象に加えるとともに、平成十二年の廃棄物処理法改正により、違反行為を要求し、依頼し、若しくは唆

○中川雅治君 全体の排出者の数からしますと、今報告のあった数字というのは非常に僅かだと思うんですね。

これからもいろいろな事案が出てくると思います。ですが、排出事業者の責任追及ということもしっかりとやつていただきたいというふうに思います。

産廃の不法投棄事案は、その規模は様々であります。私が事務次官をしておりました当時苦労した青森・岩手県境事案や香川県の豊島事案などは、なぜこれほどになるまで、なぜこれほどになるまで県は分からなかつたのか、どうしても恍然としないものがございました。

そして、去る四月十日、当参議院環境委員会のメンバーで桑名市五反田を訪れ、1・4ジオキサーンの支障除去を実施中の産廃不法投棄現場と四日市市の大矢知・平津事案の現場を視察してまいりました。やはり、これだけ大規模な事案になるまでもどうして県当局が把握できなかつたのか、どうしても私には理解できないものがございます。

今回の改正案では、環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本方針を定めることを盛り込んで、環境省の態度をきっぱりと示すべきだと思います。県は、全く気が付きません。

なぜこれほど膨大な量になるまで分からなかつたのかという、ごく本当に当たり前の疑問だと思います。

県、この特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する法案、この基本方針では、都道府県は当該措置の実施体制等について第三者である学識経験者を交えて検証すると、そしてその検証の結果を明らかにするものとなつてゐるんです。その検証の中身は地域住民からの情報提供の時期やその内容と対応状況、確認した支障の内容等々たくさんのあるわけですが、そういうた検証の結果を明らかにすることになっている。また、この基本方針において、都道府県等は、検証結果を踏まえて、再発防止に向けた具体的な対策を明らかにするとともに、特に不十分であるとされた事項については検証結果を踏まえた対策の充実を図ると、その実施状況について公表するものとしている。こういうふうな定めになつております。つまり、都道府県等は、こういった大きな不法投棄が行われたことが発覚した後、自己反省等もしていただきながら再発防止に向けて実施計画を策定していくことがあります。

環境省としては、その都道府県からの協議のあった実施計画、これについて同意する際には、学識経験者の助言等を求めながら当該都道府県等からヒアリングを行つたり、また都道府県等による検証結果の確認を行つております。ですから、國の方も、都道府県等が行政対応について厳格な検証を行うこと、また有効な再発防止策を策定す

環境省としても必要な助言や指導を行つてまいり

るよう等、言うべきことをしつかり言いながら、環境省としても必要な助言や指導を行つてまいり

○中川雅治君 今の御決意をこれからもしつかりと実現していただくようにお願いいたします。

要するに、大規模な産廃の不法投棄事業案については、県等だけでは処理し切れず、結局、国へ支援を頼んでくるわけであります。それも、財政的な支援だけでなく、平成十四年に問題となつた青森・岩手県境事案では、ただいま申し上げましたように、排出者責任の追及に当たつて広く他県や環境省の協力を必要としたわけであります。

たら、それはもう国立公園じゃありません、そんな例は世界にありませんよと、そんなことをしたら国民共有的財産である国立公園を守ることはできませんよということを強く申し上げたわけであります。しかし、この廃屋の不法投棄の問題についても、地方は一方で、廃屋特措法を延長して国の支援が必要だ、そして環境省にもしっかりと闇戻してほしいと言いながら、地方環境事務所を下さいなどという全く身勝手というか支離滅裂、でたらめな要求をしているわけであります。

しかも、民主党政権が今まで進めていたこの出先機関改革というのは、そもそも広域連合が希望した出先機関だなとおもいます、希望しないな

今、中川委員が御指摘をされた例えは国立公園の管理、これはレンジャーも含めて世界に対してもうといった体制で来ましたし、もちろん国民の皆さんに対する責任というのも含めてござりますのうで、ここは環境省としては引き続きしっかりとやらせていただきたいというふうに思っています。そのほかの業務について、国の役割が何で、そして地方の役割がどういったものなのかというのは、少しやはりこうした廃棄物の事例なども一つやつはり見ていく必要があるなというふうに思つてます。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等について質問をしたいと思います。

これは、延長が十年ということになりますけれども、十年間で、逆に言うとできなかつたと。もちろん、十年間でできなかつた中で新しい事案が出てきたということについても考えなければいけないわけでありますけれども、基本方針を新たに付け加えるという話があつたりしております。要是は、十年間の総括をどういうふうに環境省としてはとらえているのか、この辺について見解を示していただきたいと思います。

環境省の広報事務等を多く少人数の職員で行つていた地方環境対策調査官事務所を統合して、環境省

の出先機関として地方環境事務所が設置されたわけでありますが、それは、大規模な産廃不法投棄事案は環境省も積極的に関与してほしい、関与すべきであるという声を受けて、それには国と県との間あるいは県と県との間の調整をするための環境省の出先機関がやはり必要であるということから地方環境事務所ができたという経緯があるのであります。これは私が事務次官をしておりましたときから進めていたことなんですね。そして、現在、東日本大震災の瓦礫の広域処理が大きな課題となつておりますが、このような調整事務を円滑に行うためにも地方環境事務所の役割は大きくなつていくと思います。

いうのは国の役割。一方で、こういう産業廃棄物であるとか、あとは災害が発生をしたときの瓦礫の広域処理など、これは改めて具体的にこうした行政に携わらせていただくと、国が完全に存在しない、手を引いたところで地方同士でやり得るかというと、なかなか難しい面があると私も率直に思います。ですから、そこは国の役割をどう考えるのかというのは、これは地方の皆さんともやはりしっかりと相談をしていただく必要がある分野ではないかというふうに考えているところでございます。

○中川雅治君 今の大臣のお話を伺え、民主党政権が進めているということなんでしょうが、地方公出先機関改革はおかしいということを御自分の口から言われたというふうに思います。

できると、いうふうに判断をしておったものが、ここと延長をお願いをしなければならないということについては、しつかりとした反省というのも私も必要だというふうに思つております。原因といたしましては、当初考えておったよりも、例えば豊島の例でいいますと、量が一・三倍ぐらい出てきたと。さらには、上から若しくはその周辺から見ていたので分からなかつたような土壤の汚染が明らかになつて、その除去に大変大きな労力と時間を要するという、そういう事態になつたというようなこともあります。また、事業も増えてきたという経緯もございまして、十五事業のうち四事業については完了したけれども、そのほかのものについて対応が必要だという、そういう事態になつたということでございます。

これはもう潰れたという報道がありましたんで、私としては安心しましたが、民主党政権で、地域主権改革の一環として、国の出先機関の広域連合への丸ごと移管という本当におかしな案がずっと進行していくわけですね。民主党の党の了解を得られなかつたんでこの案は今国会には提出できないと、こういうことになつたということでありますが、この案は息の根を止めなければならないと私は思つております、これは三月二十二日の環境委員会でも、地方環境事務所を地方に移管して国立公園の管理を自治体がやることになつた

すけれども、これは国の在り方を変えていくという意味で大改革でございまして、私は大きな方向性としてはしっかりと進めていかなければならぬいというふうに思つております。ですから、潰れたということではなくて、様々な御意見もあり、そういうことについて慎重な検討も必要だとう、そういう状況であるというふうに承知しています。

一つ言えることは、まず、国がやるべきことというのはしつかりこれは確認をして残していくということは必要だというふうに考えております。

これは、結局、広域連合が欲しいものだけ、地方環境事務所をうちの広域連合は欲しいよ、これらの広域連合は要らないというふうな形で、国のが先機閣を欲しいものだけあげます、しかもその場合は丸ごとあげますという、そこがおかしいわけでありまして、その本当におかしさというものが国民の皆さんには理解されていないので、この案は慎重審議でなく、もう葬り去られるようにお願いをしたいと思います。

これで質疑を終わらせていただきます。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。

したがいまして、改めて今回十年間の延長をお願いをいたしますので、この十年間で平成十年の六月以前に行われたものの不適正処理についてはしっかりとやり切るという体制を地方にもつくつていただかなければならぬし、政府としてもそういう体制を整えなければならぬと考へておるところです。

○加藤修一君 今後十年間伸びたということありますけれども、十年内にしっかりと対応するといふ、そういう決意で臨んでいただきたいと思ひます。

るよう等、言うべきことをしつかり言いながら、環境省としても必要な助言や指導を行つてまいりたいと考えております。

○中川雅治君 今の御決意をこれからもしつかりと実現していただきようお願ひいたします。

要するに、大規模な産廃の不法投棄事案については、県等だけでは処理し切れず、結局、国へ支援を頼んでくるわけであります。それも、財政的な支援だけではなく、平成十四年に問題となつた青森・岩手県境事案では、ただいま申し上げましたように、排出者責任の追及に当たつて広く他県や環境省の協力を必要としたわけであります。

平成十七年に、従来あつた自然保護事務所と環境省の広報事務等をごく少人数の職員で行つていた地方環境対策調査官事務所を統合して、環境省の出先機関として地方環境事務所が設置されたわけであります。それは、大規模な産廃不法投棄事案は環境省も積極的に関与してほしい、関与すべきであるという声を受けて、それには国と県との間あるいは県と県との間の調整をするための環境省の出先機関がやはり必要であるということから地方環境事務所ができるという経緯があるのです。これは私が事務次官をしておりましたときから進めていたことなんですね。そして、現在、東日本大震災の瓦れきの広域処理が大きな課題となつておりますが、このような調整事務を円滑に行つためにも地方環境事務所の役割は大きくなつていくと思います。

これはもう潰れたという報道がありましたんでも私は思つております。これは三月二十二日の環境委員会でも、地方環境事務所を地方に移管したといふことになつたということでありますが、この案は息の根を止めなければならないと

主権改革の一環として、国の出先機関の広域連合への丸ごと移管という本当におかしな案がずっと進行していたわけですね。民主党の党の了解を得られなかつたんでこの案は今国会には提出できな

いと、こういうことになつたということになりますが、この案は息の根を止めなければならぬと

國立公園の管理を自治体がやるということになつたといふことは必要だというふうに考えております。

一つ言えることは、まず、国がやるべきことと

いうのはしつかりこれは確認をして残していくと

いうことは必要だというふうに考えております。

たら、それはもう国立公園じゃありません、そんな例は世界にありませんよと、そんなことをしたら国民共有的財産である国立公園を守ることはできませんよということを強く申し上げたわけであります。しかしも、民主党政権が今まで進めていたこの出先機関改革というのは、そもそも広域連合が希望した出先機関だけを丸ごとあげます。希望しない出先機関は現状のまま、それも広域連合ごとに言ふことを聞いてあげましようなどといふことに国の機能の切り売り、たたき売りみたいなことをするという信じられないような案が進もうとしているわけであります。このスキーム自体が問題であるということはもう当然なんですが、今回、産業特措法を延長するというようなことになると、地方環境事務所の移管というのはいいよどう考

えても矛盾したおかしな案になつてきたと思いま

す。

これはもう潰れた話だということでありますのが、もう完全にこの改革が潰れるようにななければならぬという意味で、環境省は大臣以下どうお考えかということをお伺いいたします。

○國務大臣(細野豪志君) 地域主権改革でありますけれども、これは国の在り方を変えていくという意味で大改革でございまして私は大きな方向性としてはしつかりと進めていかなければならぬというふうに思つております。ですから、潰れたということではなくて、様々な御意見もあり、そういうことについて慎重な検討も必要だといふことは必要だというふうに承知しています。

今、中川委員が御指摘をされた例えは国立公園の管理、これはレンジャーも含めて世界に対してもういつた体制で来ましたし、もちろん国民の皆さんに対する責任というのも含めてございますので、ここは環境省としては引き続きしっかりとやらせていただきたいというふうに思っています。そのほかの業務について、国の役割が何で、そして地方の役割がどういったものなのかというのには、少しやはりこうした廃棄物の事例なども一つやはり見ていく必要があるなというふうに思っています。

具体的には、バーゼル条約のように国際的なしつかりとした体制をつくるなければならないというのは国の役割。一方で、こういう産業廃棄物であるとか、あとは災害が発生をしたときの瓦れきの広域処理など、これは改めて具体的にこうした行政に携わらせていただくと、国が完全に存在しない、手を引いたところで地方同士でやり得るのかというと、なかなか難しい面があると私も率直に思います。ですから、そこは国の役割をどう考えるのかというのは、これは地方の皆さんともやはりしつかりと相談をさせていただく必要がある分野ではないかというふうに考えているところでございます。

○中川雅治君 今の大臣のお話を伺えば、民主党政権が進めているということなんでしょうが、地方出先機関改革はおかしいということを御自分の口から言われたというふうに思います。

これは、結局、広域連合が欲しいものだけ、地方環境事務所をうちの広域連合は欲しいよ、こちらの広域連合は要らないというふうな形で、國の出先機関を欲しいものだけあげます、しかもその場合は丸ごとあげますという、そこがおかしいわけでありまして、その本当におかしさというものが国民の皆さんには理解されていないので、この案は慎重審議でなく、もう葬り去られるようにお願いをしたいと思います。

これで質疑を終わらせていただきます。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について質問をしたいと思います。

これは、延長が十年ということありますけれども、十年間で、逆に言うとできなかつたと。もちろん、十年間でできなかつた中で新しい事案が出てきたということについても考えなければいけないわけでありますけれども、基本方針を新たに付け加えるという話があつたりしております。要は、十年間の総括をどういうふうに環境省としてはとらえているのか、この辺について見解を示していただきたいと思います。

○國務大臣（細野豪志君） 当初は十年間で処理をできるというふうに判断をしておつたものが、こうして延長をお願いをしなければならないということについては、しつかりとした反省というのも私も必要だというふうに思っております。

原因といたしましては、当初考えておつたよりも、例えば豊島の例でいいますと、量が一・三倍ぐらい出てきたと。さらには、上から若しくはその周辺から見て、いでの分からなかつたような土壤の汚染が明らかになつて、その除去に大変大きな労力と時間を要するという、そういう事態になつたというようなこともあります。また、事案も増えてきたという経緯もございまして、十五事案のうち四事案については完了したけれども、そのほかのものについて対応が必要だという、そういう事態になつたということをございます。

したがいまして、改めて今回十年間の延長をお願いをいたしますので、この十年間で平成十年の六月以前に行われたものの不適正処理についてはしっかりとやり切るという体制を地方にもつくつていただかなければならぬし、政府としてもそういう体制を整えなければならないと考えて、いるところでございます。

○加藤修一君 今後十年間延びたということありますけれども、十年内にしつかりと対応するといふ、そういう決意で臨んでいただきたいと想い

それで、若干別の視点から話を申し上げたいわけなんですけれども、環境債務あるいは資産除去債務の関係でありますけれども、六月四日、つい先日でありますけれども、松下金融大臣はこの資産除去債務の関係で、国際会計基準の関係で、我が国の方針を総合的に検討するという話が記者会見であります。日本も、このIFRS、国際会計基準でありますけれども、その適用に向けて大きく動き出したと。あるいは、そのコンバージェンスを行うという話になつていくわけでありますけれども。

資産除去債務については、これは有害化学物質等、有形固定資産の除去する際に取り除く必要があるものだけが対象になつてゐるわけでありますけれども、その取り除かなければいけないものとしては、この今申し上げました有害物質、これが有形固定資産の除去時に除去や調査が法律上義務付けられているアスベスト、あるいはPCB、あるいは土壌汚染、さらに、土地の売却時や返還時に契約上原状回復が求められている土壌汚染等が該当するわけでありますけれども、建築物の解体するとき、工場もそうでありますし、事業所もそうでありますけれども、中には飛散防止を行つた後のアスベストが眠つてゐることも当然あるわけであります。

それで、この会計の関係を含めて、これは将来の話というか、ここ数年来の話になるわけでありますけれども、やはり、こういつた面についてどう対応するかといふことも、これは環境省の役割として私は重要なと思っておりますが、この辺についての見解というのはどうでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 我が国の会計基準におきましては、建物等の有形固定資産の除去に関する債務を負債としてあらかじめ計上する

会計処理、これ平成二十二年度からルール化されまして適用されていると、こういうふうに承知しております。

御指摘の建築廢材、あるいは解体後のアスベス

トの排出につきましても、法令又は契約上、その除去処理が求められるものについては、後に必要な費用を資産除去債務としてあらかじめ計上することが必要となると、こういうふうに考えてございます。

こうした費用をあらかじめ把握することは企業が環境対策を適切に講じていく上で重要であり、資産除去債務に関する会計基準にのつとつた適切な会計処理を各企業が行つていただきたいと、こ

ういうふうに環境省として考へておる次第でござります。

○加藤修一君 それは、工場を解体するとき等々含めて、そのときにはもうその手元にお金が、積み立てていたお金があるという理解でよろしいんですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 資産除去債務としてあらかじめ計上し、解体時にはそのお金をちゃんと払えるようにしておくと、そういうことのため

に毎年毎年減価償却をしていくと、そういうた考え方に立つてこの基準が作られているというふうに承知しております。

○加藤修一君 再度確認しますけれども、解体時にそのお金が解体費用としてあるというふうに理解していいですかということなんですね。

○政府参考人(伊藤哲夫君) そういう、除去時点におきまして、それまでの減価償却によつてその

話と、その点についての環境汚染につながる可能性があるということなんですね、懸念が生じる。ですから、そこは十分対応しなければ様々な懸念が出てくることを承知しなければいけない。私はなぜこういうことを取り上げたかというと、その点についての環境汚染につながる可能性があるということなんですね、懸念が生じる。ですから、そこは十分対応しなければならないといふことなど、そんなふうに考えたから質問になつてゐるんです。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 環境省としましては、平成二十二年度からルール化され適用されております会計処理の考え方、資産除去債務として負債をあらかじめ計上する、こういう会計処理をしないといふことについて各企業は適切に行われる、こういうことが必要だというふうに考えております。そういうふうに普及啓発をしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○加藤修一君 賄われるということで本当にいいんでしようか。確認します。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 会計処理の規定、本件は会計規定の処理でございますので、実際のお金がどういうふうにあるのかという、有無ということは直接関係ないと、うふうに認識しております。

○加藤修一君 賄われるということで本当にいいんでしようか。確認します。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 会計処理の規定、本件は会計規定の処理でございますので、実際のお金がどういうふうにあるのかという、有無という

までの、処理上は記載していますけれども、現金そのものはないわけですよ。実際に解体するときにはそれを用立てなければいけないでありますよと、そういうことをしっかりと知つてくださいといふ話なんですよ。

だから、解体時にはお金を持つて持つて受けるとかそういう話になつてくるわけで、もしそれが準備できないということになれば様々な懸念が出てくることを承知しなければいけない。

私はなぜこういうことを取り上げたかというと、その点についての環境汚染につながる可能性があるということなんですね、懸念が生じる。ですから、そこは十分対応しなければならないといふことなど、そんなふうに考えたから質問になつてゐるんです。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 環境省としましては、平成二十二年度からルール化され適用されておりますけれども、この辺についての総合的な施策の関係についてはどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(細野豪志君) 循環型社会形成推進基本法に基づきまして、廃棄物の適正な処理はもちろんでありますけれども、それと同時に廃棄物というものは貴重な国内資源でありますから、そういうとらえ方をして、有用な資源を回収し循環利用する環境産業の確立を目指していかなければなりません。

○國務大臣(細野豪志君) 循環型社会形成推進基本法に基づきまして、廃棄物の適正な処理はもちろんでありますけれども、それと同時に廃棄物といふことは貴重な国内資源でありますから、そういうとらえ方をして、有用な資源を回収し循環利用する環境産業の確立を目指していかなければなりません。具体的には四つぐらいの総合的な政策を講じておりますので、紹介をさせていただきたいと思います。

まず一つは、各種リサイクル法がございますので、その法律に基づきまして循環資源の回収とその有効利用の促進というのをやつております。

二点目といたしまして、環境研究総合推進費がございますので、リサイクル技術の高度化であるとか低コスト化に向けた研究技術開発というを行つております。

三点目といたしまして、廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定制度というのがございますので、その普及や優良事例の発信の強化というのを行つております。既に、平成二十三年四月の制度開始からの累計で事業者数として二百七十四社までおりますものですから、こういつた優良事業者をしっかりと認定をしていくという作業自体

も非常に重要なふうに思つておりま
す。

最後に、やはり海外での展開というものの極めて重要であります。特にアジアの国々からは日本との廃棄物処理についての技術について様々な関心が示されておりますので、そうした展開をしていかなければなりません。

地球規模の循環型社会の構築にも資するといいます。観点から、静脈産業というこの言い方も定着をしてまいりましたので、こうした考え方に基づいて海外の展開の支援を行つてはいるということであります。

付け加えまして、一点だけ御紹介申し上げますと、この国会に、使用済みの小型電子機器のリサイクル法案、提出をさせていただいております。是非とも、これ小型家電というのはこれまでのリサイクルのところでいうと若干こぼれてきて十分できていらないという面がござりますが、これ資源でもあるという意味で極めて大事なところでございますので、是非この参議院の環境委員会でも御審議をいただいて取組を強化をさせていただきたいというふうに考えて、いるところでござります。

○加藤修一君 大臣がおっしゃった廃棄物、それは逆の、別の観点から見ると有用物であると、これは非常に大事な観点であると思います。それをどのようにして進めるかということだと思います。今、小型家電の話もしたわけでありますけれども、これもやはり別の観点から見ると資源というふうにしてとらえることができるわけでありますので。ただ、それはどうやって集めるかといふ、そういう仕組みをどうつくり上げるかということのが極めて難しいことだと私は思つておりますけれども。

それで、若干紹介ということになりますけれども、家電の関係も含めて、これは大阪方式といふものなんですね。大阪方式は、従来メーカーが家電なんかを相当集めて、それで工場で解体して最終的に処理をしていると、処理、処分をしている

と。しかも、リサイクル法の範囲というのは販売までは入っていないと私は理解しているんですね。販売までは入っていないんです。解体してそれが一つの再資源というものになった段階でリサイクル法というのは終わっていると。だから、私の理解では業法じゃないんですよ。リサイクル法というのは業法ではないと。ですから、私は、最後のその出てきた資源をも売ることを通して全体としてビジネスの一つのモデルとして成るようにならなければいけないと。そうすることによってプラスの数字になってくる。

サイクルの、ばらばらにして最終的な再資源になつた段階でのその会社の収益というのにはマイナスなんですね、マイナス。マイナスになつていて、今度それを売ることによって初めてその対価が入ってきますからプラスになるという話なんですが、それでも、ここ部分をもう少し私は、何といふんですかね、ビジネス展開がもつと展開、拡大していくようにしていくことが非常に大事ではないかなと思っています。

やつているリサイクル費用というのは高いわけなんですよ。今、大阪方式というのは、大阪のいわゆる再生事業者等が集まって大阪府が認定している話ですけれども、大阪リサイクル事業協同組合というのをつくって、メーカーの集め方と違う販売店を含めて物が集まりやすい業者の中でつくつて、それで、例えば主なメーカーがやっていくるテレビの回収費用というのは二千八百三十五円ですけれども、大阪方式だと千六百八十円ということで、千百五十五円も安くやることができると、すなわち、これは一つのビジネスモデルが成立しているからそういうことができるということだと

思うんですね。

のやつをリサイクル費用を払って引き取ってくださいという話にならないケースが非常に多いんです。だから、地域を回っている古物商というんですか、廃品回収商に買い取つてもらう。そのときは百円とか百五十円、安いかもしませんが、リサイクル費用は払わないで売ってしまうわけですよ。から、これは違法といえば違法かもしませんが、要するにそういうことが進んでいて不法投棄につながつているケースもあるわけですよね。あるいは、海外に古い家電製品が、家電製品なのかもう廃棄物というふうに考えていいのか、ただ使えるとという形で出ていくわけですから、全体

のうちの三分の一とかがそういう形になつて、それで海外でそれを解体するという。解体も無造作にしているわけですから、生活環境を汚染させることにも当然つながつてきている。

ですから、こういう大阪方式みたいなことを進めて、日本の中にある都市鉱山がどんどん減つて、やはり自分でやつていける、それが最終的に資源につながつていくような形にすることが非常に私は望ましいとあらうと思つておりますけれども

ども、この辺についての見解をいただきたいと思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 今回国会に提出しております使用済小型電子電気機器のリサイクル法は、まさに先生御指摘のような新しいビジネスモデルをつくりたいと、これがその狙いの一つでございます。家電四製品のように、メーカーに何らかの義務を課すとか、あるいは排出者にお金を出してもらうとか、そういったことではなくて、そのものの、小型電気機器、電子機器が一定のロットで集まればみんなワイン・ワインの関係でリサイクルができると、こういうふうなことを目指して

今回まさに法案を提出しているわけでございました。また、家電製品につきます大阪方式のお話がございました。そういう方式も十分念頭に置いておられで、次の家電リサイクル法の見直し、これはす。

近々にやらなきやいけないというふうに考えておられます。そういうつた中で十分議論をしていきたいと思いますと、こういうふうに考へておられる次第でござります。

的な検討をお願いしたいと思います。
それから、産廃の不法投棄の関係で、これ、マニフェストを作っているわけですよね。どこから出て最終的にどこに処分されたかということなんですが、それでも、不法投棄が生じるというのは、やはりマニフェストが不正にやられている。あるいは機能が低下している、そういうことも一つあります。はないかなと思っておりますが、このマニフェスト制度の不正防止、どのようにしているか。

数値目標は五〇%ですよ。五〇%に行っていな
いと思うんですよ。その辺のこれからの方々、ど
のように積極的にやっていくか。大量排出事業者
については、たしか八〇%になつてゐるわけです
よね。これは前の政権が目指した目標であります
けれども、こういう形でなかなか進んでいないと
いうことでありますけれども、その辺の関係につ
いても是非見解を示していただきたいと思いま
す。

○政府参考人(伊藤哲夫君) マニフェストにつき
ましては、産業廃棄物の不法投棄を防止すると
いった観点から非常に重要な施策でござります。

〔委員長退席、理事北川イツセイ君着席〕
このマニフェストの不正防止策ということにつ
きましては、平成二十二年の廃棄物処理法の改
正において、マニフェストの交付者に対し自身
が交付したマニフェストの写しの保存を義務付け

るということ、あるいは処理の受託者に対するマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けることを禁止すること、そして、この二つのことに違反した者も措置命令の対象に追加し、また六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すると、こういうふうなことで、マニフェストの交付を伴わない委託処理を防止するための規制の強化を図つてきているところでございまして。この制度が適切に機能するよう更に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、電子マニフェストでございます。

これは、御指摘のとおり、平成十七年度に産業廃棄物処理優良化推進委員会によつて取りまとめられました目標では、平成二十一年度の電子マニフェスト普及率を最大目標三〇%というふうなものが掲げられ、さらに、平成十八年一月に取りまとめてられたIT新改革戦略では、平成二十二年度までにマニフェストの五〇%を電子化すると、こういう目標が掲げられた次第でござります。この目標に対しまして、平成二十三年度末における電子マニフェストの普及率は約二五%ということになつてござります。しかしながら、最近五年間では年間三%から五%ずつ着実に普及率が上昇しております。

電子化が進んでいない主な理由といたしましては、小口の排出事業者や小規模の産廃業者がコストの割に導入効果が低いと考え導入をちゅうちょしているということが考えられます。このため、環境省では、本年四月に一年間の登録件数が千一百件以下の少量少頻度排出事業者につきまして、利用料金を一件当たり六十三円から三十一・五円の半分に引き下げ、経済的負担の軽減を図り、小口の排出事業者が加入しやすい料金体系に改めるようにしたところでございます。

また、携帯電話、スマートフォン等の最新のIT技術を活用したシステム改良や検索・照会機能の強化により利便性の向上を図るとともに、排出事業者や処理業者に対し説明会等を通じ普及促進に努めているところでございます。

マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けることを禁止すること、そして、この二つのことに違反した者も措置命令の対象に追加し、また六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すると、こういうふうなことで、マニフェストの交付を伴わない委託処理を防止するための規制の強化を図つてきているところでございまして。この制度が適切に機能するよう更に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、電子マニフェストでございます。

これは、御指摘のとおり、平成十七年度に産業廃棄物処理優良化推進委員会によつて取りまとめられました目標では、平成二十一年度の電子マニフェスト普及率を最大目標三〇%というふうなものが掲げられ、さらに、平成十八年一月に取りまとめてられたIT新改革戦略では、平成二十二年度までにマニフェストの五〇%を電子化すると、こういう目標が掲げられた次第でござります。この目標に対しまして、平成二十三年度末における電子マニフェストの普及率は約二五%ということになつてござります。しかしながら、最近五年間では年間三%から五%ずつ着実に普及率が上昇しております。

電子化が進んでいない主な理由といたしましては、小口の排出事業者や小規模の産廃業者がコストの割に導入効果が低いと考え導入をちゅうちょしているということが考えられます。このため、環境省では、本年四月に一年間の登録件数が千一百件以下の少量少頻度排出事業者につきまして、利用料金を一件当たり六十三円から三十一・五円の半分に引き下げ、経済的負担の軽減を図り、小口の排出事業者が加入しやすい料金体系に改めるようにしたところでございます。

また、携帯電話、スマートフォン等の最新のIT技術を活用したシステム改良や検索・照会機能の強化により利便性の向上を図るとともに、排出事業者や処理業者に対し説明会等を通じ普及促進に努めているところでございます。

今後も、更なる利便性の向上や普及啓発に向け、普及率の向上を全力で図つてまいりたいと、こういうふうに考えている次第でございます。

○加藤修一君 時間が来てしまいましたが、いざ

これにしても、このごみの問題、産廃といふことを

廻らとして進まないというのはちょっと残念な気

考えていつた場合には、原子力発電所から出る核

のごみもこれも産廃でありまして、これはマニ

フェスト制度から見ると完結していないと、どこ

に行くのかという話になつてゐるわけであります。

私はやはり原子力発電所の関係については、

仮にですよ、仮に運転することが安全だったとし

ても、全体として社会に対する影響等を含めてテ

クノロジーアセスメントをやるべきであつて、そ

ういうことについてもやはり私は関心を持つて進

んでいただきたいなど。

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一です。

産廃特措法の改正についてお伺いをいたしま

す。

この改正案は、現行法が十年間の时限立法だつたわけだけれども、その期限が来るから十年更に延長するという法案でけれども、法律を作つたとき、九年前の衆議院の環境委員会で、自民党的

当時水野賢一議員、つまり私が幾つか質問をして

いるんですけども、そのときのことを振り返りながら今日も質問をさせていただければと思いま

すが、この法律というのは、世の中に不法投棄を

されてゐるもののが全て対象だというわけではなく

されてゐるもののが全て対象になるわけでも

あります。

それで、九年前の国会答弁のときは、当時の廃

棄物・リサイクル対策部長、飯島さんがこういふふうに答弁しているんですね。全国の不法投棄千三百万立方メートルのうち、千百万立方メートル

が対象だというふうに述べていらっしゃるんです

けど、今の場合、これ大体千七百万トンぐらい

全国の不法投棄のその撤去されていない累積とい

うかたまつてゐるのがありますけど、これ、その

うちどのぐらいが対象になりますでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 本法の対象となり、また今後対象とする予定の廃棄物の量は一千五十五万トンとなつてございます。

○水野賢一君 細かいことで恐縮ですが、その

十年ぐらい前の質疑のときは、まあ九年前の質疑

のときは、立方メートル、立米というふうによく

言われますけれども、そのことで言つていますけ

ど、今、最近のこの統計は全部トンで言つています

けど、この変化は何かあるんですか、理由が。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 特にこうこうこういう

理由でこうしたということはないということでございます。

〔理事北川イッセイ君退席、委員長着席〕

○水野賢一君 その法律を制定したときの質疑で

は、今後十年間でどのぐらいの国費が投入される

のかという、その見込みなのかという質問に対し

て、十年間で、当時の廃棄物・リサイクル対策部

長が言つには、総事業費九百億円から一千億円程

度で、そのうち国庫補助額の総額は三百から四百

億円程度と試算されるという見込みを言つてい

らつてしまつたけれども、結果として、今、改

正の期限が来た中で、どのぐらいの事業費や国費

投入額があつたんですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 平成十五年に産廃特

措法が施行されて以降、平成二十四年度末までに十五事案の支障除去等事業が実施されることとなつております、その事業費の見込額は約千二百三十

○水野賢一君 そうすると、九年前の答弁のときの見込みとそんなに変わらないだけの事業費や国費の投入などがあるけれども、産廃の処理の方は遅々として進まないというのはちょっと残念な気がしますが。

質問を続けますけれども、これ、十年の时限立

法が切れるから延長するわけですね。先ほど

言つたように、前に審議したときというのは、実は十年前じゃなくて九年前なんですよ。だから

は十年前にやなくて来年の通常国会でも、いわゆる日切れ法案という形で処理をすれば間に合うんじゃないかというような気

もいたしますけれども、これは前倒して今年出したにはそれなりの理由があると思うんで、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) この法律、十年間延長するわけですが、それは前倒して今年出したにはそれなりの理由があると思うんで、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) この法律、十年間延長するわけですが、それは前倒して今年出したにはそれなりの理由があると思うんで、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) この法律、十年間延長するわけですが、それは前倒して今年出したにはそれなりの理由があると思うんで、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) そうすると、九年前の答弁のときの見込みとそんなに変わらないだけの事業費や国費の投入などがあるけれども、産廃の処理の方は遅々として進まないというのはちょっと残念な気がしますが。

質問を続けますけれども、これ、十年の时限立

法が切れるから延長するわけですね。先ほど

言つたように、前に審議したときというのは、実は

十年前にやなくて来年の通常国会でも、いわゆる日切れ法案という形で処理をすれば間に合うんじゃないかというような気

もいたしますけれども、これは前倒して今年出したにはそれなりの理由があると思うんで、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) この法律、十年間延長するわけですが、それは前倒して今年出したにはそれなりの理由があると思うんで、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) そうすると、九年前の答弁のときの見込みとそんなに変わらないだけの事業費や国費の投入などがあるけれども、産廃の処理の方は遅々として進まないというのはちょっと残念な気がしますが。

質問を続けますけれども、これ、十年の时限立

法が切れるから延長するわけですね。先ほど

言つたように、前に審議したときというのは、実は

十年前にやなくて来年の通常国会でも、いわゆる日切れ法案という形で処理をすれば間に合うんじゃないかというふうに思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) そうすると、九年前の答弁のときの見込みとそんなに変わらないだけの事業費や国費の投入などがあるけれども、産廃の処理の方は遅々として進まないというのはちょっと残念な気がしますが。

質問を続けますけれども、これ、十年の时限立

法が切れるから延長するわけですね。先ほど

言つたように、前に審議したときというのは、実は

十年前にやなくて来年の通常国会でも、いわゆる日切れ法案という形で処理をすれば間に合うんじゃないかというふうに思います。

○政府参考人(伊藤哲夫君) そうすると、九年前の答弁のときの見込みとそんなに変わらないだけの事業費や国費の投入などがあるけれども、産廃の処理の方は遅々として進まないというのはちょっと残念な気がしますが。

質問を続けますけれども、これ、十年の时限立

法が切れるから延長するわけですね。先ほど

言つたように、前に審議したときというのは、実は

十年前にやなくて来年の通常国会でも、いわゆる日切れ法案という形で処理をすれば間に合うんじゃないかというふうに思います。

二倍ぐらいあつて、千七百万トンのうち四百万トンぐらい千葉県だけで占めているんですけど、千葉県、一例もないと思いますけど、どうですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) この産廃特措法の対象となっている事案はございません。

○水野賢一君 そうすると、もちろんこれは県の

方が申請してこないわけだらうから県の方に聞くべき話なのかも知れぬけれども、少なくとも何

か一番多い、不法投棄の累積のある、たまつてい

るのがある千葉県のところで申請ないというの

は、やっぱり何か使い勝手が悪いとか、何かそそ

ら辺、環境省側としての見方というか、どういう

ふうに見立てていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) これは、申請されるのは県の方でございますので、私どもとして確たることは申し上げることはなかなか難しいわけでござりますけれども、この対象となるものが、不法投棄等が行われ、なおかつ生活環境保全上の支障が生じるおそれがあると、あるいは生じていること、こういった中で行われるということがあるのかも分かりません。

○水野賢一君 今後も、自治体にとっても使い勝手のいいような形の法律の運用に努めてもらいたいと思いますが。

○水野賢一君 じや、これは事務方で結構なんで

すけれども、産業界からのお金、若しくは、これ

十年前ぐらいの議論でもあつたんですけど、医師

会なんかもお金出しているんですね。ところが、

十年前の時点で毎年というか、まあ元々、最初は

出してなかつたんだけど、年間五十万円だつたん

ですね。これ、五十万円というのは、つまり医療

廃棄物とかというのは普通の廃棄物よりも処理費

が何倍も高いとか、何十倍も百倍も高いとかとあ

るのに、五十万円しか出さないというのはいかが

ななものかという議論があつたんですけど、今現

在、産業界と医師会それぞれどのぐらい拠出して

いますか。毎年です。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 産業界からの拠出額

の全体は、平成二十一年度で約一億五千七百万元、平成二十二年度は一億五千五百万元、平成二

十三年度一億五千五百万円弱。これは一応こうい

うことで、今できるんではないかというふうに考

えている次第でございます。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 廃棄物処理法の改正によりまして、この基金ができた段階におきまして平成十年以降のものを対象とすると、こういうふうな了解がありましたので、それ以前のものについてはなつてないということでこの特措法が

できているというふうに考えております。

○水野賢一君 要は、平成十年六月以降に不法投棄されたものについては廃棄物処理法によって適正処理推進センター基金から補助するから一応手

で、必要となるものについてはほぼ拠出がされております。それから、国費の方も投入するということ

で、必要となるものについてはほぼ拠出がされて

いるというふうに考えてございます。

○水野賢一君 これは大臣、この産業界に対して

ここに、適正処理推進センターに資金を出してく

れという要請は大臣がやつていらっしゃるんで

しょうか。

○国務大臣(細野豪志君) 文書で行つております。

○水野賢一君 じゃ、これは事務方で結構なんで

すけれども、産業界からのお金、若しくは、これ

が目標だったけど三億四千万円しか出してくれ

なかつたということに対しても質疑しているんです

けれども、そうすると、当時よりもずっと何分の

一かに激減しているんでしょうけど、これは大

臣、ちょっとルーチンワークのようにやつてい

て、要請しているけど出してくれないという状況

があるように思いますが、大臣、どうですか。

○国務大臣(細野豪志君) そこは詳細、一回確認

をしてみたいというふうに思います。過去の経緯

がどうで、実際に出ているのがどうか、重要な

御指摘ですので、確認をさせていただきたいと思

います。

○水野賢一君 廃棄物処理法の第十三条の十五に

こう書いてあるんですね。「環境大臣は、前項に規定する基金への出えんについて」、今言つてい

る話ですね、「基金への出えんについて、事業者

等に対し、必要な協力を求めるよう努めるものと

する」と。大臣の仕事として廃棄物処理法に明確に書いてありますので、これはやっぱり、金額

が減っちゃつてているということは、今のお話にもありますけれども、しっかりと要請すべき点は要請をしてもらいたいというふうに思います。

何かありますか。特になければ。

○政府参考人(伊藤哲夫君) これは産業界から社

会貢献として出していただいていると、こういう性格でございます。産業界の方からは、今のス

キーム、平成二十四年度末まではこういうふうな

ことでやろうということを御了解をいただいてい

るわけでございますけれども、それ以降について

どういうふうなことでやるのかということを今、

産業界も入れて検討会をつくつていろいろ議論を

してあるところでございまして、環境省としまし

ては、引き続き産業界からの拠出を是非ともお願

いしたいと、こういうふうに考えているところで

ございます。

○水野賢一君 こういう廃棄物の処理の関係での

産業界からの資金の拠出に関連してなんですか

ど、P C B のことも伺いたいんですがね。

P C B というのは、これはどっちかというと、

不法投棄が問題というよりは、置いてあるんだけ

れども、その処理がなかなか進まない、進まな

いし、そのための処理費が掛かるということで、

これもやっぱり同じころに特措法を作つたんです

よね。これは期限が違つて十五年間で処理をする

という特措法です。非常に似ているのは、同じこ

ろにこういう一定の期限内に処理を進めると言ひ

ながら、処理が事実上無理だというふうに断念し

つつあるという点で非常に似ているんですが、こ

のP C B の処理についても、基金に対して産業界

からの、要するに、つくつた人たちとか、P C B

というのは人工的につくつたんですから、この拠

出が、拠出する仕組みになつていますけれども、

どうなつていています、事実関係。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 平成十三年度のP C

B 廃棄物処理基金の創設時におきまして、民間、具体的には財団法人の電気絶縁物処理協会から四億八千万円が拠出されました。それ以後でございまますけれども、平成十四年に九州の事業者、これまでに存在していないP C B をこれはわざわざつくつたんですよね。日本国内では要するに鎌淵化

う聞くまでもないけれども、要するに、元々この世の中に存在していないものなわけですよね、自

然界に存在していないP C B をこれはわざわざつくつたわけですね。

○水野賢一君 P C B の話というのは、これはも

う聞くまでもないけれども、要するに、元々この

世の中に存在していないものなわけですね、自

然界に存在していないP C B をこれをわざわざつくつたわけですね。

○政府参考人(伊藤哲夫君) これは産業界から社

会貢献として出していくと、こういう

性格でございます。産業界の方からは、今のス

キーム、平成二十四年度末まではこういうふうな

ことでやろうということを御了解をいただいてい

るわけでございますけれども、それ以降について

どういうふうなことでやるのかということを今、

産業界も入れて検討会をつくつていろいろ議論を

してあるところでございまして、環境省としまし

ては、引き続き産業界からの拠出を是非ともお願

いしたいと、こういうふうに考えているところで

ございます。

○水野賢一君 P C B の話というのは、これはも

う聞くまでもないけれども、要するに、元々この

世の中に存在していないものなわけですね、自

然界に存在していないP C B をこれをわざわざつくつたわけですね。

○政府参考人(伊藤哲夫君) これは産業界から社

会貢献として出していくと、こういう

性格でございます。産業界の方からは、今のス

キーム、平成二十四年度末まではこういうふうな

ことでやろうということを御了解をいただいてい

るわけでございますけれども、それ以降について

どういうふうなことでやるのかということを今、

産業界も入れて検討会をつくつていろいろ議論を

ういう企業は、じや、その処理費に対しては拠出していますか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 今御指摘の両社につきましては、この協会の中に入ってございます。

○水野賢一君 いや、だからそれはその最初の電気絶縁物処理協会が出たということであつて、その企業が出していわけじゃないでしようということの確認です。

○政府参考人(伊藤哲夫君) この財團法人電気絶縁物処理協会の寄附金企業者リストというのがございまして、その中にこの両社が含まれております。したがいまして、この両社が寄附金を電気絶縁物処理協会を通じて拠出をしていると、こういうふうに考えてございます。

○水野賢一君 それは、電気絶縁物処理協会は、解体したときに、廃止されたときに、それで今まで残っていたお金を出しただけで別に新たに拠出したわけじゃないんですよ、事実関係として。

このP.C.B.に関しては、P.C.B.処理の特措法ができたときに、平成十三年の三月三十日の当時の川口順子環境大臣が、今海外出張、渡航しているとき、国会答弁で、同時に鐘化は、鐘淵化学のことです、同時に鐘化は、基金への出捐をするなどによりまして、確実かつ適正に処理が行われる、そのことを推進するために、国それから地元公共団体の施策に協力をしなければいけないという義務企業の固有名詞も挙げて、国会答弁でこの基金に対して出捐をすべきだということを当時言つているんですね。

これ、細野さんか、廃棄物・リサイクル対策部長でもいいんですけど、これはお金を、少なくともつくつたんですから、この自然界にないものをつくって、それが問題になつてゐるんですから、そこに資金を拠出することを求めなくていいんですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 事実関係から申せば、先ほど申しましたとおり、この両社も、その

電気絶縁物処理協会を通じてではありますけれども、拠出をいただいているということになります。

さらに、今後どうしていくかということにつきましては、また十分検討してまいりたいというふうに考えます。

○水野賢一君 じゃ、その四億八千万円でP.C.B.の処理は足りるんですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) P.C.B.の処理につきましては、いろんなものがござりますけれども、基本的にP.C.B.の含有した機器を所有している者の負担によつて処理をしていただくということを大原則にしているところでございます。

○水野賢一君 だから、足りるんですけど、このP.C.B.に関しては、P.C.B.の全部の処理ができたときに、平成十三年の三月三十日の当時の川口順子環境大臣が、今海外出張、渡航しているとき、国会答弁で、同時に鐘化は、鐘淵化学のことです、同時に鐘化は、基金への出捐をするなどによりまして、確実かつ適正に処理が行われる、そのことを推進するために、国それから地元公共団体の施策に協力をしなければいけないという義務企業の固有名詞も挙げて、国会答弁でこの基金に対して出捐をすべきだということを当時言つているんですね。

これ、細野さんか、廃棄物・リサイクル対策部長でもいいんですけど、これはお金を、少なくともつくつたんですから、この自然界にないものをつくって、それが問題になつてゐるんですから、そこに資金を拠出することを求めなくていいんですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 事実関係から申せば、先ほど申しましたとおり、この両社も、その

人間ではなくてつくつた人間の責任を問えといふことだというふうに理解をいたします。

今段階では、大企業も中小企業もP.C.B.の製品の使用によって利益を受けたことには変わりはないということで、中小企業が本来は負担すべきところを、持つてある中小企業ではなくて製造者に負担をさせるということについて理解が得られています。

ただ、製造者というのは、ないものをつくり出したという意味で極めて大きな責任があるというふうに、要するに、P.C.B.の全部の処理にどのくらいの単位のお金が、つまり、十億単位なのか百億単位なのか千億円ぐらいになるのか、どのぐらい掛かるというふうに見ておきます。

○水野賢一君 ちょっと、ちょっとと速記止めてくださいよ。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 済みません、今、処理費全体について正確に推計したものは手元にございませんが、恐らく数千億円程度は掛かるだろうというふうに考えております。

○水野賢一君 大臣、要は数千億円単位掛かるものはその排出者が費用負担するのは当然なんですね。しかし、わざわざ自然界にないものをつくつて、健康被害を多く出して、なおかつもうけを得ていたんですから、それは負担するのが、それは全額と言つてはいるわけじゃないですよ、一定額を、そのスズメの涙じやないだけの単位を負担するのは当然でしょうということを申し上げているわけです。

○市田忠義君 日本共産党的市田忠義です。

私は、これまで各地で産業廃棄物の不適正処分によって被害を受けている皆さんの声を直接伺つて、周辺住民が安心して住み続けることができ、そういう対策と産廃特措法の延長、そして十分な予算措置を当委員会でも一貫して求めできました。現状は十年にわたつて莫大な国費を投入してお処理が進んでいない。その原因、問題点を明らかにして今後の取組に生かさなければならぬという立場から幾つか質問をした

いと思います。

まず初めに、香川県豊島の問題についてお聞きします。

ここは、法が適用された十五件の中で全量撤去

され、法が適用された十五件の中で全量撤去に取り組んでいた僅か二件のうちの一件であります。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 平成十五年度の事業

開始の際の処理対象の廃棄物量は六十七万五千トンでございました。また、平成二十三年八月に香川県が発表した新たな数値によると、推計量は最大九十万五千トンとなつてございます。この推計量の差は、支障除去等事業を実施したところ、大量の廃棄物が深掘りされて埋め立てられているなど、当初の想定以上の新たな廃棄物が発覚したことによるものでございます。

○水野賢一君 時間ですので終わりますけれども、確かに、一般論としていえば、廃棄物というものはその排出者が費用負担するのは当然なんです。しかし、わざわざ自然界にないものをつくつて、健康被害を多く出して、なおかつもうけを得ていたんですから、それは負担するのが、それは

金額と言つてはいるわけじゃないですよ、一定額を、そのスズメの涙じやないだけの単位を負担す

るのは当然でしょうということを申し上げている

わけですね。

○市田忠義君 もうほんどの撤去が終わつて

てしかるべき時期なのに、廃棄物の量は減るどころか増えていると。この事実について環境省はいつ把握されたんでしょうか。

○市田忠義君 豊島の廃棄物処理量

が増加したことにつきましては、平成二十三年八月一日に香川県知事が定例会見において発言され、詳細な内容は平成二十三年八月二十二日に発表されたところでございます。

香川県から環境省に対し廃棄物の量が増加したことについて情報提供がございましたのは、知事発表の少し前だったというふうに記憶してございました。その後、廃棄物処理量の見直しについて平成二十三年八月十七日に詳細な情報提供を受けたという次第でございます。

○市田忠義君 この事業は、大体幾らぐらい国費

○委員長(松村祥史君) 速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長(松村祥史君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 約百十一億円でござります。

○市田忠義君 百億円以上の国費を投入してきた事業なのに、環境省は正確な実態把握さえしていません。

○市田忠義君 一回、県から実施計画の変更申請を受けて二〇〇九年三月と二〇一一年六月に環境大臣が同意をしておられます。その際にも全く問題に、大臣同意されるときにお気付きにならなかつたんでしょうか。この辺はいかがですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 私ども、県からは、この廃棄物の量が増えたというふうな情報提供がある以前におきましては、この期限内に是非ともやりたいというふうなお話をずっと伺ってきたところでございまして、そういう県の情報提供があるまでは私どもも承知できなかつたという状況でございます。

○市田忠義君 いや、私が聞いているのは、環境大臣が変更申請二回受けて同意をされていると、その時点はどうして気付かなかつたのかと聞いているわけです。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 申し訳ございません。そういった量が増えているだろうというふうなことにつきまして県の方から情報提供がなかつたということです。

○市田忠義君 そんなことは分かつていてるんですよ。国が百億円以上もお金投じてやっている事業でどうして気付かなかつたのかと。しかも、変更申請が出たわけで、それで大臣が同意しておられるわけですから。

そもそも、法を適用する出発点で私は問題があつたというふうに思うんです。基本方針に基づく実態調査、やつていらないんじゃないですか。これはいかがですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 実態調査につきましては、豊島の住民会議の方々は、計画どおり工事が進んでいるのか心配で県に何度も大丈夫かと念を押してきたのに非常に苦しい思いをされていたんです。でも、いろいろ言われましたが、産廃特措法を適用する際にやるべき調査やらなかつたと。法の適用というのは二〇〇三年十二月で、公害等調整委員会の調査から十年近くたつているんです。当時のボーリング調査は何十メートルメッシュでやられたんでしょうか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 三十メートルメッシュでやられたというふうに聞いております。

○市田忠義君 違いますよ、五十メートルメッシュですよ。基本方針に基づくボーリング調査が三千メートルメッシュなんですよ。それぐらいの基本的な事実知つていないと、それは駄目ですよ。

○市田忠義君 よりですから、この調査技術や見知は進歩しているわけですから、改めて調査しておれば、より正確な実態把握はできたはずだということを言いたかったんです。

さらに、二〇一一年六月に大臣が同意された処理方法の変更ですが、新たな混乱をこれが引き起

こしたと。汚染土壤の水洗浄処理を滋賀県大津市の事業者が落札をして、処理施設周辺や流域を含む地域や土地改良区等の皆さんから、これは地元の川や農業用水、琵琶湖の汚染をするんじゃないのかと心配をされていました。

公害調停では処理期限は二〇一六年度末までと

ては県の方の責任で県が行うということになつておりますので、私どもの方で直接その実態調査を行つたというわけではございません。

○市田忠義君 いや、それは分かっているんですけども、産廃特措法を適用するんですか。金百億も出していいわけでしょう。

○市田忠義君 いや、それは分かっているんですけども、産廃特措法を適用するんですか。金百億も出していいわけではありません。

○市田忠義君 いや、それは分かっているんですけども、産廃特措法を適用するんですか。金百億も出していいわけではありません。

○市田忠義君 いや、それは分かっているんですけども、産廃特措法を適用するんですか。金百億も出していいわけではありません。

○市田忠義君 おっしゃるように、公害調停ではお聞きしますが、公害調停で定めた内容を変更してまで処理方法を変えた理由、実施計画でどう書いていますか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) この汚染土壤の水洗浄処理を行うということについてのその理由について、実施計画では次のように述べているところでございます。

○市田忠義君 平成二十一年度末時点での処理は計画に比べ一割程度遅れていたため、処理をスピードアップする必要があった。溶融処理と並行して行うことにより処理をスピードアップすることができることから、水洗浄処理は、産廃特措法に基づく国の支援が受けられる平成二十四年度末までの処理に必要な論点を提示をしているというふうに思いますが、この認識はいかがでしよう。

○國務大臣(細野豪志君) 市田委員の御指摘は重いお聞きしますが、公害調停で定めた内容を変更してまで処理方法を変えた理由、実施計画でどう書いていますか。

○市田忠義君 おっしゃるように、公害調停ではお聞きしますが、公害調停で定めた内容を変更してまで処理方法を変えた理由、実施計画でどう書いていますか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 香川県の中で処理をするというふうに定められたというふうに考えます。大臣にお聞きしたいんですけども、産廃特措法の期限を十年延長するんですから、元々の公害調停の精神に立ち返つて、オンラインサイトで処理施設を造るなどして、公害調停の期限までに安心、安全に処理が完了するように、県任せにしないで国が責任を持つべきだと思いますが、この点は大臣が思っています。

○市田忠義君 おっしゃるように、公害調停ではお聞きしますが、公害調停で定めた内容を変更してまで処理方法を変えた理由、実施計画でどう書いていますか。

に処理が進むよう國が責任をきちんと果たしていくことを強く要望しておきたいというふうに思います。

次に、廃棄物を撤去せずに現地で処理等の対策を取っている三重県桑名市五反田の問題についてお聞きします。

ここは、産廃特措法の適用を受けて二〇〇五年度から二〇〇七年度に対策工事を実施したところですが、二〇一一年三月に再度同法の適用を受けています。一度目の対策では、発がん性が懸念されている1・4ジオキサンは浄化しないまま敷地外に流し続けていたということになります。その後も流れ続けていた期間はいつからいつまでであります。

1・4ジオキサンにつきましては、平成二十一

年十一月三十日に環境基準が追加されたため三重県が調査を行いましたが、平成二十二年三月二十五日に測定結果が判明し、地下水浄化後の水から環境基準の十二倍の1・4ジオキサンが検出されました。このため、三重県では同年三月三十一日に地下水の揚水を禁止したところでございます。

以上のことから、いつからということにつきましては、測つておりませんので確定的なことは言えませんが、不法投棄された平成七年から流れているかという、そういうしつかりとした確認は重要なことです。このケースの場合には、まだ規制対象にしつかりと確認をする際に様々な取組がなされていました。このケーブルの場合は、まだ規制対象になつていなかつたということで、1・4ジオキサンについての十分な対応ができる状況だつたかどうかという点は、これはちょっと確認をしてみないと一概には言えないところがあるのではないかというふうに思っています。

○市田忠義君 規制物質ではなかつたということも言われましたけれども、法に基づく浄化対策として行つた事業で、結果的に発がん物質を大量に放流してしまつたということは事実だと思います。この責任については、どうお考えですか。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 結果的にそういうふうな、現在から見れば当然規制されるべきものが

放流されてしまったということは事実でございます。

して、それについては遺憾でございますが、当時としてはそういった知見がなかつたということを考えている次第でございます。

○市田忠義君 三重県の調査検討委員会の検証によりますと、1・4ジオキサンは二〇〇四年三月に要監視項目、監視すべき項目と、要監視項目に指定されて、検出の可能性を推定するのは難しくなかったということを指摘しているんです。

私は、大臣は実施計画に同意される際に慎重に検討して対策を取らせるべきだったと思うんですが、先ほど豊島の問題でそういう発言がございましたが、この件についても、これは事は発がん物質の問題なんですから、やっぱり実施計画同意する際に慎重に検討して対策を取らせるべきだったと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(細野豪志君) 先ほどの豊島の例でも申し上げましたけれども、実施計画というものをしっかりと確認をする際に様々な取組がなされていました。このケーブルの場合は、まだ規制対象になつていなかつたということで、1・4ジオキサンについての十分な対応ができる状況だつたかどうかという点は、これはちょっと確認をしてみないと一概には言えないところがあるのではないかというふうに思っています。

○市田忠義君 周辺の自治会の皆さんからは、後になつて次々と問題物質が出たと言われるといつまでも安心できない、大変心配をされています。有害物を除去せずに封じ込めて対応していく汚染リスクが残つて、いつ問題が噴き出すか分からないと。やっぱり私は今回のようなことが二度と起こらない対策を取ることこそが最大の教訓だと思います。

今日は豊島と桑名の問題に絞つてお聞きしましたが、やつぱり産廃特措法を適用した事業に共通している問題の根底には、限られた予算の範囲内で、かつ法期限内に完了するという工法を国が事実上県に押し付けてきたということが私は土台にありますので、私自身もしつかり確認をしてみたいというふうに思います。

○市田忠義君 周辺地下水で最大で環境基準の五十四倍、不法投棄地内の地下水で最大で環境基準の三百六十倍も検出されているんです。これだけ危険な物質が含まれているにもかかわらず、浄化済みだとして数年にわたつて放流し続けてきたと。私は、法を適用する際に対策を取つておれば、またもと早く環境基準に追加しておれば、

汚染によるリスクを低減できたはずだということを指摘しておきたいと思います。

県の技術検討専門委員会がまとめた環境修復のシナリオの評価によりますと、廃棄物等の全量掘削処理プラス揚水浄化による工法が十年間で確實に対策を終了させる最も適当な案だと、こうしながらも、一時的に多大な事業費が必要になり、国等の財政支援の可否等も踏まえた総合的な判断が必要だと、こう述べているんです。

国の財政支援が足りないために最適な対策が取れないということは、私は絶対にあつてはならないこと。やっぱり十分な予算措置をとり、安心、安全が確保できる対策を取るべきだと思いますが、この点は大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(細野豪志君) 特措法を今回出させていただいているので、それを確実に処理をできるだけの予算を確保して責任を持つてやっていくということは極めて重要であると考えております。

○市田忠義君 周辺の自治会の皆さんからは、後になつて次々と問題物質が出たと言われるといつまでも安心できない、大変心配をされています。その責任は極めて重いですし、特に具体的に豊島のように様々な問題があつたケースについて国がしっかりとやるべきことがあれば指導をしていく

ということは重要だというふうに思つています。ただその一方で、いわゆる廃棄物の処理全般につきましては、自治体がしつかりそれぞれでやつていただきと、これが全体の枠組みの基本的な方針としてあるわけですね。ですから、そこは、全てのケースについて国が直接的な関与をしていく

というよりは、自治体でやれるものはしつかりとやつていただくと。そして、本当に問題が出てきていて、国としてある程度しつかりと住民の皆さんに対する安心の提供という意味も含めて実質的な関与をしていくべきところについては関与していく

ということは、そういう形が必要なのではないかと

いうふうに思つております。

○平山誠君 新党大地・真民主の平山誠です。この法案、延長するに当たつて、私は賛成ではございますが、賛成とする前に、九年前この法案が通り、自治体の皆様も各自努力はしてきたと思いますが、不法投棄も法案を作つて多額の国民の税金を投じて処理しなければいけないという、このことが始まつた原因というのは、やはり少量の不法投棄を、県民の声、住民の声を無視した行政の責任、国の責任も大きいと思います。

この法案を延長するに当たつて、国から今後新たにどのような指導を課して延長していくのか、また、何もせずに、要求があるから、処理ができるだけの予算を確保して責任を持つてやっていくこと、この法案が始まつた原因の責任、国の責任も大きいと思います。

○国務大臣(細野豪志君) こうして法律を提出をさせていただいて国費を投入するわけですから、その責任は極めて重いです。特に具体的に豊島のように様々な問題があつたケースについて国がしっかりとやるべきことがあれば指導をしていく

ということは重要だというふうに思つています。ただその一方で、いわゆる廃棄物の処理全般につきましては、自治体がしつかりそれぞれでやつていただきと、これが全体の枠組みの基本的な方針としてあるわけですね。ですから、そこは、全てのケースについて国が直接的な関与をしていく

というよりは、自治体でやれるものはしつかりとやつていただくと。そして、本当に問題が出てきていて、国としてある程度しつかりと住民の皆さんに対する安心の提供という意味も含めて実質的な関与をしていくべきところについては関与していく

ということは、そういう形が必要なのではないかと

いうふうに思つております。

○市田忠義君 周辺地下水で最大で環境基準の五

十年間の取組では、こうした教訓を踏まえて周辺住民が安心して暮らしていく環境を取り戻す、そのため十分な予算を確保する。最新の知見と予防原則に立つた汚染実態の把握と必要な対策を国が取るということを指摘して、質問を終わります。

が、私も豊島の方に見学させていただきましたが、その後、事業が始まつてから五年も六年もたつてから二十五万トンほどの量がまだ、これだけ増えました。このような状況を加味しましたら、やはり国はちゃんと適正な指導をするべき、やはり大飯原発と同様に、副大臣でも担当を付けでどうしようもないところは指導するというのが必要だと思います。

ましてや、全量散去という処理は申請されてハ

きませんと、やはり行政も流されていく。ましてや、目に見える成果を出していくことは、やはり国への、中間報告とは言わずに、一年一年の報告を義務付けるとか、かなりの強制力を持たないと住民の安心というのは確保できないと思いますので、その辺を、法とは言わずに指導という形で大臣の方からもよろしくお願ひ申し上げます。

そして、もう一つは、私は未来に負の遺産を残さないというのが政治ポリシーでありますから、後の廃棄物等の対策として、陸上のものはかなり形で大臣の方からもよろしくお願ひ申し上げます。

富士山でいえば、富士山のごみを捨うという運動があります。でも、しかしながら、私が思うに、富士山にごみを残さない、ごみを捨てないという教育が必要だと思いますが、先ほどもありました、産業界・医療業界・建設業界等がやはり不法投棄の要因もあると思いますが、その辺にやはり一定料の金額を拠出してもらうということが必要かと思いますが、やはり経済の、何というふうでしようかね、停滞の原因になるから安全は無相手するというのであれば、またこれも違った観点で見ればまた違った問題ということになりますが、その辺の対処方法は、最後に。

○政府参考人(伊藤哲夫君) 不法投棄等の問題につきましては、まずもつて不法投棄をやらせない、未然に防止するということがまず大前提でござ

す。 初めの質問ですけれども、今回の特措法の延長による対象事業についてお伺いをいたします。 今回の延長は、延長しなかつた場合、期限内に完了しない現在進行中の事業と既に判明している不法投棄のみを対象とし、平成二十五年三月三十日までに実施計画を策定して環境大臣に協議する。言い換えれば、この締切りを過ぎたら対象とはしないという理解でよろしいでしょうか。その場合、例外はないと理解してよいでしょうか。

○副大臣(横光克彦君) 都道府県等が実施計画を定めようとする場合は、あらかじめ環境大臣に協議するというよう定められております。ですから、今回のこの法案の改正案におきましても、環境大臣へのこの協議というものは平成二十五年三月三十一日までにしなければならないと定められております。例外はございません。

例外をつくつてしまうと、この十年後に、十年の直前にまた駆け込み需要が発生して、また延長と、延々と法律が延長されていくって、そういう

と、その不法投棄の抑制にはつながらない、最後には国が出てきて処理してくれると、そういうようなメッセージになりはしないかなと思つたんで

す。ですので、この特措法の延長とともに、やはり一方で不法棄棄を抑止する政策、例えば不法投棄の原因者が特定できた場合にその処罰について

の
ら
厳罰化するようなことも同時並行で行うべきだと思ふんですが、今現行法では原凶者についてどのような処罰になつてゐるのでしようか。

また三重県四日市市の事例において原因者を措置命令違反で告発したが不起訴処分になつたとあるんですけれども、詳細について教えていたい

○政府参考人(伊藤哲夫君) 現行の廃棄物処理法におきましては、不法投棄等に対する罰則として、原凶者に対する五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金が

下の罰金、法人に対し三億円以下の罰金としているところをごぞいます。これは順次強化して現在

○平山誠君 やはり強力な国の指導の下やつてい

○平山誠君 ひとつ、そちらも強力な政治主導が必要だと思いますので、よろしくお願ひします。

○亀井亞紀子君 無所属の亀井亞紀子でございました。ありがとうございました。

下の罰金、法人に対し三億円以下の罰金としているところをごぞいます。これは順次強化して現在

こうなっているということです。

たく、お願いいたします。

○政府参考人(伊藤哲夫君) まさに先生御指摘の

産の登録という形で進めることができれば、大変

また、三重県四日市市内山の事案では、安定型最終処分場であるにもかかわらず硫化水素ガスが発生したことから、三重県は、処分業者が安定型処分場に埋めることができない木くずなどの有機物を混入させて埋め立てたところです。

これは次、不法投棄の発見の難しさについてなんですか？

○亀井亞紀子君 分かりました。

そこで、最後の質問に移りたいと思います。

○亀井亞紀子君 それは前向きに頑張っていただきたいと思います。

たけれども、嫌疑不十分ということで不起訴処分になつたというふうに聞いてございます。

私は印象ですけれども、人目に付かない山奥で

が付かれずにあの場所にごみの山ができるという

ことは考へにくいと思います。ですので、なぜ発見されなかつたのでしょうか？

○亀井亞紀子君 それは前向きに頑張っていただきたいと思います。

行政も富士山周辺の不法投棄について質問したことあります。

私は認識はしていただけれども単独で処分する予算がないので放置していたというのが実情なのでしょうか？

○政府参考人(伊藤哲夫君) 産廃特措法の対象となる案件は、平成十年六月十六日以前に発生したものでございます。事案が発覚した当時は現在

いたと私は記憶をしているんですけれども、現状、どのようになっておりますでしょうか？

○委員長(松村祥史君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

江田環境大臣のところには、富士山の清掃登山について激励に行かれたり、いろいろと活動されていましたから、これより直ちに採決に入りました。

○亀井亞紀子君 それで、少し時間より早いですけれども、質問をしておきます。

○政府参考人(伊藤哲夫君) まさに先生御指摘のことあります。

○委員長(松村祥史君) 他に御発言もないようすから、質疑は終局したものと認めます。

限である平成三十四年度末までに特定支障除去等事業が完了するよう、都道府県等に対し計画的かつ着実な実行を求めるとともに、事業の進捗状況を把握し、助言、技術的支援等を十分に講ずること。

二、特定産業廃棄物に係る支障の除去等に当たっては、不適正処分の行為者や派出事業者等に対する責任追及及び費用求償を強化・徹底して行うよう都道府県等に求めること。

三、都道府県等による実施計画の策定に当たっては、不適正処分の行為者や派出事業者等に対する措置について第三者等による検証を行

い、その結果を明らかにするとともに、再発防止策を含め、当該都道府県等の責任を明確にするよう求めること。

また、地域住民の不安解消を図るため、特定支障除去等事業の完了に至るまで地域住民とのリスクコミュニケーションが十分に行われるよう必要な措置を講ずること。

四、特定支障除去等事業の実施に当たっては、新たな生活環境保全上の支障が生じないよう安全性の確保に万全を期すこと。

五、一・四ジオキサン等の化学物質による環境汚染に係る除去処理技術に関する情報収集及び提供を行うとともに、有害物質による環境汚染の未然防止を図るために、環境汚染が懸念される化学物質のリスクに関する科学的知見の集積及び周知を行うこと。

六、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率五十パーセント以上の数値目標を設定し、その早期達成に積極的に取り組むこと。

七、本法が対象としない平成十年六月以降の不適正処分事案に係る支障の除去等について、産業廃棄物適正処理推進センターの基金の造成に対し、平成二十五年度以降も引き続き事業者等の協力が得られるよう努めること。

八、産業廃棄物の適正処理の確保を図るとともに産業廃棄物処理業界への信頼の醸成に資す

るため、当該業界に対し公益通報者保護制度についての周知に努めること。

九、産業廃棄物処理業界の健全な発展及び従事者の福利厚生の向上を図るため、当該業界に

おける厚生年金基金の運用が適切になされるよう注視すること。

十、循環型社会の形成に向けて、資源の安定的な調達を図る観点からも、産業廃棄物の再資源化を一層促進するためEPRの強化等を含めた総合的な施策を講ずること。

十一、平成二十二年改正廃棄物処理法により規定された派出事業者による産業廃棄物の処理状況確認の努力義務について、産業廃棄物の適正な処理の確保が図られるよう、廃棄物処理業者の財務状況を含めた処理状況確認に関するガイドライン等を作成すること。

右議決する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(松村祥史君) ただいま北川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松村祥史君) 全会一致と認めます。

よって、北川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、細野環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許しました。

ただいまの決議に対し、細野環境大臣から発言を求められておりましたので、この際、これを許します。細野豪志環境大臣。

○国務大臣(細野豪志君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

この事故では、原子力を推進する経済産業省に

○委員長(松村祥史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時三十一分開会

午後二時三十分に再開することとし、休憩いたします。

○委員長(松村祥史君) ただいまから環境委員会を開催いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

原子力規制委員会設置法案外一件の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣府大臣官房審議官佐々木克樹君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松村祥史君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(松村祥史君) 原子力規制委員会設置法案及び地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督部所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求める件の両案件を一括して議題といたします。

まず、原子力規制委員会には、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会の事務のほか、放射線モニタリングや核テロの事務なども一元化することとしております。

第三に、原子力規制委員会は、委員長及び委員の職務の中立公正に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するため、委員長又は委員の研究に係る原子力事業者等からの寄附に関する情報の公開、委員長又は委員の地位にある間における原子力事業者等からの寄附の制限その他の委員長及び委員が遵守すべき内部規範を定め、これを公表しなければならないこととしております。

第四に、原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならないこととしております。

第五に、原子力規制委員会については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保

原子力安全・保安院が属するなど、規制機関の独立性が欠如していたことや原子力規制機関に専門的知識を有した人材も能力も欠落していたことなど、我が国の原子力に関する行政についての問題点が次々と明らかとなり、国内外の信頼は、大きく損なわれました。

今回の事故の深い反省に立ち、このような事故を二度と起こさないためにも、また、損なわれた信頼を回復するためにも、原子力の安全に関する行政の体系の再構築が喫緊の課題であるとの認識の下で、本案を提出した次第であります。

以下、その主な内容を御説明いたします。

第一に、この法律の目的として、原子力の安全規制は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するものであることを明確にしております。

第二に、新たな原子力安全規制組織には、環境省に、国際基準にのつとつた、独立性が高い三条委員会の原子力規制委員会を設置することとし、その下に原子力規制庁と称する事務局を置くこととしております。

原子力規制委員会には、原子力安全・保安院及び原子力安全委員会の事務のほか、放射線モニタリングや核テロの事務なども一元化することとしております。

まず、原子力規制委員会は、委員長及び委員の職務の中立公正に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するため、委員長又は委員の研究に係る原子力事業者等からの寄附に関する情報の公開、委員長又は委員の地位にある間における原子力事業者等からの寄附の制限その他の委員長及び委員が遵守すべき内部規範を定め、これを公表しなければならないこととしております。

第四に、原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならないこととしております。

第五に、原子力規制委員会については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保

する観点から、全ての職員に、原子力推進官庁へのノーリターンルールを適用することとしております。

第六に、一体的な原子力安全規制行政の確保の観点から、原子力安全規制の専門技術的事務を担う独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を

原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに同機構を廃止・統合するものとし、このために必要となる法制上の措置を速やかに講じるものとしております。

第七に、平時における原子力防災対策のうち、関係機関の調整等を行う組織として、内閣総理大臣を議長とし、環境大臣や原子力規制委員会委員長などを副議長とする原子力防災会議を設置することとしております。

第八に、原子力安全のための規制や制度の見直しとして、シビアアクシデント対策の強化、既存の発電用原子炉施設等に最新の知見を適用するパックフィット制度の導入や発電用原子炉の運転期間の制限など、原子炉等規制法の改正を行うものとしております。

なお、改正後の原子炉等規制法の規定については、その施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じることとしております。

第九に、原子力災害対策特別措置法の改正として、原子力災害予防対策の充実、原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化、原子力緊急事態解除後の事後対策の強化及び原子力災害対策指針の法定化などの措置を行うこととしております。

また、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣の緊急事態対策の実施に係る指示の対象事項から、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関する専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項を除くこととしております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、公布の

日から三月を超えない範囲内において政令で定めますようお願い申し上げます。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

者あり) 済みません、三党で修正協議の末、今のこの法案ができたということで理解をしております。

そこで、今回は、この提出された法案の基本的な部分につきまして、確認と同時に質問をさせていただきたいと思います。

まず、この「目的」、第一条ですけれども、ここに原子力利用における安全の確保という言葉があります。この際、ここで使われている安全といふのはどのような意味で使われているんでしょう。これ、政府の認識をお伺いいたしたいと思います。

そこで、今回お話をされた法の中でも、この安全、「目的」の中で原子力利用における事故の発生を常に想定し、という一文が

十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那霸産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求める件について、政府から趣旨説明を聴取いたします。細野豪志環境大臣。

○委員長(松村祥史君) 次に、地方自治法第百五

〇國務大臣(細野豪志君) 地方自治法第百五十六

条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那

霸産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支

部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求める件につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この度国会において提出されました原子力規制

委員会設置法案において、原子力安全・保安院が

廃止されることに伴い、現在、産業保安に関する件について申し上げます。

○國務大臣(細野豪志君) 法案の提出というか、

責任自体は議員、委員長提案ということでありま

すので、皆さんとということだと思いますけれど

も、私の方から政府としてどう解釈しているのか

ということについて申し上げます。

者あり) 済みません、三党で修正協議の末、今のこの法案ができたということで理解をしております。

そこで、今回お話をされた法の中でも、この安全、「目的」の中で原子力利用における事故の発生を常に想定し、という一文が

衆法の修正協議といいましょうか、修正協議の

中でも、この安全、「目的」の中で原子力利用に

おける事故の発生を常に想定し、と一文が

入っておりわけですが、ここにあるのは安

全に絶対はないという下で万が一の事故はあるん

だと、こういう想定の下に対処をしていく。それ

は今、舟山議員からも御指摘もありましたよ

うに、原子炉の安全性、そしてまた、いざというと

うのはどのような意味で使われているんでしょう

か。これ、政府の認識をお伺いいたしたいと思いま

す。

まず、この「目的」、第一条ですけれども、こ

こに原子力利用における安全の確保という言葉が

あります。この際、ここで使われている安全とい

うのはどのような意味で使われているんでしょう

か。これ、政府の認識をお伺いいたしたいと思いま

す。

めてこのIAEAの多重防護の考え方はあるんだと思つております。

そういう中で、細野大臣にお聞きしますけれども、まさにこの法律の趣旨、確立された国際的な基準に基づいて、万が一の事故も想定しながらこういった安全を考えるというその前提の中で、今回大飯原発の再稼働の判断と、いうものが一方であるんですけども、ここでの整合性はどう考えていらっしゃるんでしょうか。

○國務大臣(細野豪志君) 大飯原発の再稼働につきましては、まず大前提として、少なくとも今回の東京電力の福島第一原発を襲ったこの津波に対して対応できるようにという、このまずは大前提ということがございました。言うまでもなく、今回の事故というのは、電源の確保が十分できなかつた、さらには水源の確保ができなかつたという状況の中で生じたものでございました。したがいまして、原子力安全・保安院も、そして安全委員会もそれぞれ関与する形でストレステストを導入をし、そして炉心損傷には至らないということについての確認が、それこそ多様な電源、水源を確保することによって確認をされたと、そのように考えております。

その上で、多分、舟山委員が今おっしゃつてることは、例えば防災に対する対応がどうなのかというふうに思います。もちろん、オフサイトのシビアアクシデン特対策というのも、これは絶対の安全というはありませんので、更なる安全性を求めて、さらには事故対応の体制と、いうのをつくつていかなければならぬというふうに思つておりますが、少なくとも去年の原発の事故を受けての当面の対応ということで、いわば、

す。

一步一歩前進をしてきたと、そんな思いでおりま

す。
○舟山康江君 昨年の事故の教訓というのは、もう一
ちらんああいつた炉心溶融に至らないことをきち
んと手だてをするんだという、いわゆる先ほど申
し上げましたIAEAの基準でいう五層防護のう
ちの第三層までについてやるというのはこれ当然
だと思います。

しかし、昨年の事故の教訓というのは、もう一
つ、安全には絶対ということがない、万が一とい
うことはどんなに防護をしても起こり得る、そし
てそれが万が一起こつてしまつたときのために何
を対処するのか。先ほど申しましたとおり、例え
ば原子炉への注水をどうするのか、水素爆発を防
ぐためにはどうするのか、ペントをしたときの放
射性物質の飛散を最小限に抑えるためにはどうす
ればいいのか、更に言えば、避難経路をあらかじ
めきちんとつくつておく、こういったことがセッ
トでなければ安全の確保と言えないということが
私はまさにこのIAEAの基準で示していること
ではないかなと思っております。

しかも、今日お越しのたびにおりますけれども、
も、原子力安全委員会の班目委員長、何度も御發
言いただいた正在りますけれども、ストレス
テストの一次評価、これはまさに炉心溶融に至ら
ないための手当てをしていくことだと想い
ますけれども、これだけでは安全の確認にはなら
ないということを班目委員長は何度も発言をされ
ていると思います。

そういう中で、その起きてしまった後の対処、私は
被害を最小限にするための対応がない中で、私は
なぜ安全だということが確認できるのか非常に疑
問に思いますけれども、大臣は、班目委員長のそ
の御発言、そして今のIAEAの五重の防護とい
うこと改めて指摘をさせていただきたいと思
います。

それと、続きまして、この度この法案の中で、

ではないし、概念上もあり得ないというふうに思
うわけです。ですから、そういう理解に基づいて
班目原子力安全委員長も御発言をされているんだ
ろうというふうに思います。

もとより、このストレステストというのは、欧
米においては通常の原発の様々な安全の確認の一
つの手段としては使われてきましたけれども、再
稼働の基準としては使われてきておりません。去
年のあの原発の事故を受けて、通常の状態であれ
ばそのまま再稼働してしまいますから、もう去年
の夏からどんどん全部再稼働していったわけです
ね。それは許されないだろうということで、あえて
それは踏み込んで、安全委員会や保安院も関与
する形でストレステストというのが導入をされた
わけですね。

班目委員長がおっしゃっているのは、そのスト
レステストの中で再稼働の基準として採用したス
トリエスト一次評価があると、しかし、更にそ
の二次評価をすることによって更に安全性を確認
をする、安全性というものは絶対がないので、それ
を更に強化をしていくべきだという、そういう御
発言というふうに受け止めております。

○舟山康江君 なかなか毎度この話は水掛け論にな
なってしまうんですけれども、改めて申し上げま
すと、この法案の目的に、事故を想定してしま
りと今後事故対策を行っていく、安全対策を行つ
ていくということが目的として明記されているわ
けですから、やはり万が一の事故が起つたとき
にきちんと対応できる手だてがあつて初めて私は
安全の確保だということが言えるんではないかと
いうことを改めて指摘をさせていただきたいと思
います。

それと、続きまして、この度この法案の中で、

んでしょうか。
○國務大臣(細野豪志君) そこはまさに原子力防
災会議という平時のオフサイトについて政府を挙
げて取り組む組織ができ、そして万々が一事故が
起つた場合に、有事の体制として原子力災害対
策本部というのが設置をされるということであり
ます。ですから、平時にしっかりと備えなく、事故
が起つた後に突如として原災本部ができる十分
な機能をしなかつたという反省も含めた体制を立
法者の皆さんでつくつていただいたというふうに
考えております。

○舟山康江君 確認ですけれども、そうすると、
平時は原子力防災会議がオフサイト対策を行つ
て、緊急時にはそれが原災対策本部に置き換わつ
ていくという、そんな認識でよろしいんでしょうか。
○國務大臣(細野豪志君) まず、オフサイトにつ
いても原子力規制委員会は様々な指針などを作り
ますから、そういう意味では、考え方を作つて
いたくのは原子力規制委員会ということになります
ます。ただ、実際にそれをやるとなりますと、避
難にしてもモニタリングにしても、さらには、例
えば沃素剤をどう配るのかとか、もう様々な対応
が政府全体で求められますから、そこは原子力防
災会議が設置をされてそこで常に準備を怠らずに
やっていくという、そういうことでございます。

原子力防災会議自体は常設の会議でありますか
ら、有事の際、実際に事故が起つた際になくな
るということではありません。全国の原子力事故
に対して対応ということで残りますが、実際に
は、事故ということになりますと原災本部が立ち
上がりますので、そこが役割を担つていくという
ことになります。

○國務大臣(細野豪志君) もちろんそのとおりで
ございます。

原子力防災会議の事務局としては、スタッフと

しては実質的に内閣府の下で備えるということになるわけですが、特にオフサイトについて対応するような危機管理部門の専門的なスタッフもそこに配置をしなければ、十分な準備ができません。これまで原子力安全・保安院にはそういう、例えば警察や自衛隊から職員が派遣をされて準備をするということはありませんでした。そこを今回は根本的に改めて、常に事故に備えてオフサイトの様々な取組ができるよう、そういうスタッフをそろえたいというふうに考えております。

○舟山康江君 そうしますと、これ、原災本部にわざわざ置き換えるよりも、この原子力防災会議

トを一元的な組織で一まとめにしていくことを考えておりました。それがなぜ衆法の方では分ける形になつたのかというと、一つそこは明確な理由がございます。それは、オンサイトについて判断をする組織としては、行政庁の外局としての組織によりは三条委員会の方がいいだろうという御判断を国会としては、衆議院の方ではされたわけです。そうなつてまいりますと、三条委員会で独立性が非常に高くなりますから、例えば大臣や政務の人間がそこに関与するということは、これは実質的にはできないということになるわけですね。そのためには三条委員会ということですから。

いたしませんが、予算なども含めてかかることはなりますので、そのときに情報を得て、どういったことが今そこで行われているのかというのについて把握ができる立場に環境大臣というはいるわけですね。ですから、そのことによつてこのオフサイトとオンサイトの対応をしっかりといくという役割を果たすことができるではないかということになります。

最後に、事業者とそして監督官庁と政務の役について御質問がございましたので、簡潔に申上げます。

事故への対応という意味では、まず明確にし

うとこのてとの割し〇舟山康江君 どうと思ひます。
うつとこのてとの割し〇舟山康江君 やはり、そこは事業者の判断を重視するのももちろんかもしませんけれども、や
ら、仮にですよ、仮に例えバントであるとか海水注入のようなものについて事業者が適切に判断をせずに作業ができるまいということになれば、そのときには当然規制委員会がしつかりやれということを言わなければならぬし、言える法律にはなつておるということであります。

が事故時、緊急時にも機能するんではないのかなという気もいたします。昨年の事故の反省の一つは、いろいろ組織がたくさん立ち上がったという指摘もありましたけれども、多くの組織が関与したときの役割分担が果たしてどうなっていたのかというところは一つの大きな反省だったのかなと思うんですね。

ですから、ここはしっかりと役割分担を明確にしていただきたいと思いますし、更に言えば、オフサイト対策、それからオンサイト、恐らくこの説明を伺うところでは、オンサイトについては原子力規制委員会が対応するという説明を以前にいただきましたけれども、実は、このオンサイトとオフサイトのその境目が一体どこにあるのか、危機管理の一番の基本と、いうのは、そういう観点で

そうなつてまいりますと、例えば、先ほど少い
話をしましたような大きな災害が発生をして実際
に避難をしていただくときに警察に指示を出すので
あるとか、そのときに、例えば沃素剤を配るとき
に例えば医学的な問題も含めてきちっと対応する
であるとか、もう本当に政府を挙げての対応が必要
になり、そこはまさに政府そのものが関与する必
要があるわけですが、それがなかなか原子力規制
委員会の中だけでは難しいのではないかといふ
懸念が出てきたわけです。そこで、内閣全体で対
応する組織として原子力防災会議というのをつ
くついていただいて、そこでオフサイトのことにつ
いて対応するという、そういう体制をつくること
となりました。

おかなければならぬのは、事故を収束する一貫的な責任は事業者にあるということです。このとが従来必ずしも明確でなかつたのですから、そこについて政府の役割がどこかということにして、いろんな若干のお互いの役割分担の不明さによる混乱というのがやはりありました。ですから、まずは事業者がやるということを明確にします。そして、それをしっかりとやっているかどうかを監視をしたりアドバイスをするのが、これで原子力規制委員会の役割ということになつてきます。そして、事故が起つてしまつた場合は、オフサイトも含めて政府全体で対応が必要になりますから、そこは防災会議、そして原災本部が対応するという、そういう役割分担になつております。

はり事業の継続ということが一方である中で、その判断が必ずしも的確に正しくなされないこともあります。考えられるんだと思うんです。そういうたときに、きちんと速やかに判断できる体制になつていかなければいけないと思いますし、先ほど少し申し上げましたけれども、やはり組織が幾つかそれぞれ役割分担をする中で、本当にこの指揮命令系統をきちんと明確にしていくというのが大変重要なことだとということを指摘し、お願ひをしたいと思つております。

それと、規制委員会には守秘義務というもののが掛けられております。これ、十一条に規定されておりますけれども、守秘義務、もちろんその職務上知り得た秘密をむやみやたらに外に漏えいすることに対する厳しく対応をしていかなければなりません。

落ちてしまうところがないようになるのが一番大事だと思います。そういう中で、オンラインサイト、オフサイトという分け方が果たして適切なのかどうなのか。

それから、今言つた防災会議と原子力規制委員会、また更に言えば事業者、事業者も様々な日ごろの安全対策、緊急対策、こういったことに乗り出さなければいけないと思いますけれども、これらの役割分担について今イメージしている分担について教えてください。

○国務大臣（細野豪志君） 政府が提出をしておりました原子力規制庁では、オンラインサイトとオフサイト

やはり懸念は、逆にオンラインサイトは三条委員会であって、オフサイトは内閣の下で機能していくこと、いう、この体制が果たしてうまく機能するんだどうかというところにあるわけです。そこをつなぎ役として環境大臣というのが役割を担う必要があるのではないかと考えております。原子力防災会議の事務局も環境大臣がやります。それは、オフサイトのことについて主な対応をやる省庁としてもこれから環境省重要になりますし、もう一つ重要なこととしては、オンラインで様々な取組を両方規制委員会がされていますので、その状況を直接中に入り込んで判断をすることは環境大臣は

○舟山康江君 昨年の事故の例で教えていただ
いたと思ひますけれども、昨年の事故で一つ指
されたのが、海水注入のタイミングがやはり事
者の判断の中でちょっと遅れたのではないかと
う指摘もありました。一義的に今の御説明で、事
業者が責任を持つてきちんとその事に当たると
うことですけれども、あの場合に今回の新しい方
法があつたとすれば、例えば海水注入なりベン
チの判断などというのは誰がどのようにすることにな
んでしようか。

○国務大臣(細野豪志君) 一義的にその必要性
については、やはり事業者が判断することになる

卷之三

うことに照らせば、その公開しなくていいもの、そこについては限定的に決めるべきだと思いま

す。

つまり、秘密保持についてはポジティブリストで対応し、情報公開についてはネガティブリスト、これ以外は出さなきやいけないということで厳格に決めていかなければ、いろんなことを盾にやはり情報が隠蔽されてしまうおそれがあると思つております。ここについて、法案提出者にお聞きしますけれども、この考え方、どのように整理をするおつもりでしょうか。

○衆議院議員(横山北斗君) お答えいたします。

原子力事故トラブルというものは、事故の規模にかかわらず国民に対して情報の公開は徹底しないではいけません。原子力規制委員会の委員長とか委員というのは特別職の国家公務員ですから、秘密保持義務は適用されないんすけれども、原子力規制委員会の委員長及び委員に対しては核セキュリティに関する情報も含めて公にすることで国の安全が阻害されるおそれのある情報にも触れることが想定されますから、職務上知り得た秘密については、その漏えいを禁するためには秘密保持義務を課すこと有必要であるということです。

それで、秘密事項を限定すべきかどうかということについては、まあ秘密ですか、漏らしていい秘密ということにはなかなかのではないかと。ですから、秘密は秘密として、情報公開は情報公開としてしっかりといくということでお御理解ください。

○舟山康江君 これ、だから、秘密というものを拡大解釈することによって、いや、これは機密事項だから公開できないんですけども何もかも公開されないとすれば、これは情報の公開できませんが、特段それが法律に規定に抵触をしてしまうと思うんですね。

ですから、そういう趣旨で、私はやはり秘密というものを、何でも機密というふうなことないということのないようにしっかりと規定をし

ていかなければいけないと、そういう問題意識でおりますので、今後、法案の中でその細かい具體

例を書くのではなく、多分これ政令、省令でしっかりと規定していくと思いますけれども、是非、担当大臣におかれましてはそのことを念頭にできだけきちんと、あるものを、それこそ国家機密にかかるものまでということを私は申し上げます。

せんけれども、そこをきちんと公開できるような仕組みをつくっていただきたいということをお願いしたいと思います。

時間がなくなつてしましましたので最後の質問になりますけれども、安全確保の強化、これ原子炉の安全対策ですけれども、これに関しては法案の要綱の第二十九というところに規定しておられます。強化する旨の規定がございます。これを具体的に、この規定はどこにあるのかというと、この法律の附則第十七条に規定していると思われます。この法律の要綱第二十九には、重大な事故への対策を強化するという規定がありますけれども、この附則第十七条、対策強化の内容について教えていただきたいと思います。何をもつて安全対策を強化するということなんでしょうか。

○舟山康江君 この附則十七条を見ますと、発電用原子炉の設置許可を受けようとする人は、体制の整備も含めた事項をきちんと原子力規制委員会に提出するということなんすけれども、これだけで果たして対策強化になるのかなという疑問がござります。

実は、この十七条、私もいろいろ見ておりましたけれども、十七条だけで五十分ページ以上条文がありますけれども、十七条だけで五千ページ以上条文があります。恐らく、この十七条に何が書いてあるのか、今日の委員会審議に臨んでいられる方も詳しく本当に御存じかなという気が、私も含めてですけれども、するんですね。短時間でこの非常に大部のものを、新旧対照表もなく、これが本当にいいものなのか悪いものなのか判断してくれと言ふけれども、本当によく分かりません。しかも、国会事故調査委員会の調査報告がこれから恐らく今月いっぱいぐらい出てくると思うんですね。こういう事故調査委員会の結果を受けて、しっかりとこの安全対策の強化を取り組まなければいけない。この時期に慌ててこの法律を制定する、時間を掛けねばいいというものではないかもしませんけれども、やはり一定の時間を掛けて中身を精査をして審議すべきことであると思っております。

先ほどありましたように、新旧対照表ございません。物すごいたくさん法律がかかるつくる

ということについて、炉規制法などについて、これ読んだだけでは分からぬようなものを私たちに金曜日に渡されました。そして今日、今質問ということになつております。これで十分な審議と

ございますが、この修正の必要性ということなんですが、この規定はまだ全然やられていないとい

うな議論というのではまだ全然やられていないとい

うふうに思うんですね。ですから、これはしっかりとやらなければならぬと思います。

今後の舟山議員の続きとして申し上げます。

一点、済みません、前の質問のところで訂正をさせていただきたいと思います。先ほど原子力防災会議の事務局、内閣府と申し上げましたが、正確には内閣でございましたので、おわびをして訂正をさせていただきたいと思います。

○舟山康江君 この附則十七条を見ますと、発電用原子炉の設置許可を受けようとする人は、体制の整備も含めた事項をきちんと原子力規制委員会に提出するということなんすけれども、これだけ果たして対策強化になるのかなという疑問がござります。

実は、この十七条、私もいろいろ見ておりましたけれども、十七条だけで五千ページ以上条文が

あります。恐らく、この十七条に何が書いてあるのか、今日の委員会審議に臨んでいられる方も詳しく述べるということなんすけれども、これだけ果たして対策強化になるのかなという疑問がござります。

先ほどありましたように、新旧対照表ございま

す。

そういう中で、しっかりと、この今日明日あたり二日間で慌てて議論するんではなくて、与野党含めてしっかりと議論をしていただきたい

と、こんな思いを最後に申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。

○谷岡郁子君 民主党の谷岡郁子でございます。

ありがとうございます。

○衆議院議員(吉野正芳君) お答え申し上げま

す。

今の原子力規制組織、原子力安全委員会、国民の信頼を全く得ておりません。原子力安全・保安院、これまた同じであります。そして、推進側の原子力委員会、これも秘密会議を開いて国民の信頼を全く得ていな状態であります。そこで、国民は、原子力の規制組織に対して、本当に信頼できる組織、これをつくってほしいという、こういう気持ちがありますので、まさに私たちは、国会事故調の報告、これを受けて、三年以内、三年後ではありません、三年以内に見直し規定をつくつたところであります。

以上です。

○谷岡郁子君 これは、三年以内ということは、三年間近でもいいということなんです。私は絶対に修正で一年以内というふうにすべきだと思いますし、そうでなければ、この委員会は、事故調の結果を待つて、そしてそこから出てくる報告や勧告というものを取り入れて参院で新たに修正をもう一度やるということがやっぱりどうしても必要なのではないかと。

世界が注目するこれほど大きな問題に関して、国会日程云々というようなことで拙速にやるということはやはりおかしいんじやないかというふうに思うんですけども、これは近藤提案者はどうお考えになりますか。

○衆議院議員(近藤昭一君) お答えをさせていただきます。

今、吉野委員からも御報告をさせていただいたところで、三年以内と、事故調の結果も踏まえながら三年以内に見直していくということであります。修正云々ということは、私は、衆議院の立場から、この参議院の委員会で御判断をいただくことだと思います。

○谷岡郁子君 六条九項というのがあるんですね。これ修正、六条九項、一層の自主的な対策を講ずるように努めるように事業者に言うという形なんです。情報公開に関しては情報公開に努めみたいなことがあったので、情報公開しなければならないというふうにお願いして修正をしていた

だきました。しかし、本当に全部見る暇がなくして、その修正の六条の九項、事業者はシビアアクションに対する対応というものに対して万全のシビアアクションに対する対応と、いうものに対応する対応をもよろしくしていかなければなりません。それをやるために一層の自主的な対策、自主的な対策だからもうマストではないんですよ、自主的な対策なんですよ、を講ずるよう努めるものとなります。

それから、もっと大きなものといったしまして、罰則規定。違法ダウンロードが上限二百万円の時代に、例えば炉を止めることに対して違反したとかいうのが上限三百万なんです。情報隠しや隠蔽をその事業者がしたことに對しては上限三十万とか五十万とか書いてあるんですよ。こういうことを本気でこれから変えるつもりがあるんだったから、これゼロが二つか三つは絶対違うようにならなければならないです。これほど隠蔽といふことはそういうことになつたときにどれぐら

に社会的に影響が大きいのかというのは明らかですから、そういう社会全体に対する責任と、そちらの面の方が私ははるかに大きいというふうに思いますが、それから、それを徹底して開示をして、そういうことがないよう、当然、内部通報とかいうのになればおかれているというだけの罰金規定にしなければおかしいと思うんですけども、これはなぜ触つていらないんでしょうか。政府でもどちらでもよろしいんですけども、

○国務大臣(細野豪志君) まず、シビアアクションの自主的な対策なんですが、これは両方必要なんです。

○谷岡郁子君 私、東京電力を含めて……

○谷岡郁子君 それはいいです。違います。罰金だけ答えてください。時間ないので、罰金だけ。

○国務大臣(細野豪志君) じゃ、簡潔に御説明します。

東京電力も含めて対応を見てきましたけれども、これまでの政府の対応は事業者の自主性に任せ過ぎていて、本当にしつかりと確認をしなければならないようなシビアアクション対策について、それこそ法律に基づいていませんでしたから、対応できなかつたという問題があります。

ただ、逆に、規制機関が全てこういうことをや

ればいいというふうになつてしまふと事業者は努力しなくなりますから、そこはむしろ残して、常に前向きに取り組むように促していかなければなりません。だから、そこは矛盾することではないと思います。むしろ、そこはそういう意味で、これは両方必要なんですね。だから、そこは必ずすることではないと思います。是非御理解をいただきたいと思います。

罰則ですが、この事業者に対する罰則というのは、金額を高めることによって何か抑止ができるとか変わるというものではないと思います。むしろ、そこはそういうことになつたときにどれぐら

に思いますが、ですか。二十二条を取っていることは、私は法制上、法律の立て付けとしておかしいと思うんですけれども、それについては、提案者、いかがお考

えですか。

○衆議院議員(横山北斗君) 原子力規制委員会に置かれる審議会等につきましては、原子力規制委員会の委員長及び委員は原子力利用における安全の確保に関する専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者であるものの、一方で、原子力の分野というのが非常に多岐にわたつておりますので、委員長や委員だけではその全てをカバーするには現実的に難しいのではないかと。そのため、原子力利用の安全の確保に関する日常的な規制が滞ることがないように審議会等を常設して担当するというような判断になつております。

○谷岡郁子君 全くお答えになつてないと思ひます。

十六条に書いているのは原子炉安全専門審査会です。これこそが一番、規制庁が大専門の一一番ここに専門家が集まつて、いなきやいけない分野じゃないですか。それから十八条の核燃料安全専門審査会もそうですよね。それから緊急事態の応急対策委も放射線の審議会もそうなんですよ。専門家の意見をお聞きになるのは全然構わないんですけども、法律に初めからどれが常設の審査会だ。でも、法律に初めからそれが常設の審査会だと。今これから規制というものが新たに大きく変わつて、いなきやいけないときには、こういう幾つかのものだけ引つ張り出してやつていくのではなくて、必要なものをつくるという網掛けをやれば

いいだけではないかというふうに私は考えるわけです。ですから私は、これはやはり今分かってい るんですから、既に、ここで修正をする必要があるんではないかというふうに思つております。これだけやつていると時間がありませんし、今日は全然ありませんので。

せつかく来ていただいていますから、班目委員長に一つだけお聞きをしたいと思いますけれども、六月八日、衆議院のきづなの斎藤委員の質問に対し、ストレステストで一次と二次に分けてやるという提案が保安院の方からありまして、安全委としてはあくまで一次評価と二次評価はゼットであると考えておりますと発言しておりますが、今もそれお変わりになつていいでしようか。それだけお答えください。

○政府参考人(班目春樹君) 今おつしやられたどおり、一次と二次をセットでというか、これが両方合わさって、初めて原子力安全委員会が要求している総合的安全評価になるというふうに考えてございます。

○谷岡郁子君 当たり前なんです。たって ヨーロッパではストレステストで一次と二次なんかなに分かれていませんから。元々一つのものを、不自然に二つに分けたんです。これ保安院の方からと
いうことを斎藤委員の質問に対してもお答えになつて いるんですね。保安院の方から提案があつた、
一次と二次に分けた、そして一次と二次の間に再稼働をはめ込んだ、そういうことですけれども、なぜそんなことをなさつたんですか。保安院、お答えいただきたいと思います。

(国務大臣(村野幸男君) これは、次と次の間にはめ込んだのではなくて、先ほどもお話をあつたかと思いますが、昨年の六月の段階だったでしょうか、玄海原発が従来の手続にのつとれば再稼働するという段階になりました。しかしながら、福島原発事故を踏まえて、従来の手続で緊急安全対策等は取られておりますが、それだけで再稼働するのではなくて、あるという判断に基づきまして、より安全性についてきちっとチェックを

する必要があると。それに際して、ヨーロッパで行われているストレステストを参考にして、安全性について従来の法制上求められているのに加えた安全性についての確認をする必要があるだろう。というこの中で、保安院とそれから安全委員会に両者が関与していくただくような形について御検討いただいた結果、ストレステストを参考にして一次評価という仕組みで、これにその一次評価の内容についても安全委員会に確認をいただくという手順を考え、その上でいわゆるストレステスト、ヨーロッパで行われているストレステストという総合評価についても別途一次評価という形で行うと、こういうことが提起をされたというふうに認識をしております。

○谷岡郁子君 今、くしくもヨーロッパで行われているものは二次なんだとおっしゃったので、私たちはストレステストもどきのものを一次評価としてじや受け取つたということにならうかというふうに思うわけですね。

そうしますと、その二次テストの項目だとか準備だとか全部できているんですか。例えば、大飯が再稼働始まつたら二次テストはいつかかるんでしょうか。それについてお教えいただけますか。

○国務大臣(枝野幸男君) 一次評価の作業は、既に各電力事業者に対して指示をいたしまして作業を進めていただいているところでございます。その二次評価がまだ残念ながら一つも提出されてきておりませんが、提出された場合、どういった観点から評価をチェック、確認をするのかという点についての検討を進めております。

○谷岡郁子君 IAEAは、もとつオペレーションナルにやるよう、IAEAのお墨付きを得たやつだとおっしゃっているんですけども、あれをよく読みますと、IAEAは、しつかり項目だからそういうものをきちっと保安院なりそれから安全委員会の方から指定すべきだということを言つているんですよ。そこまで業者が決める云々ということをしちゃいけないということをちゃんと書

する必要があると。それに際して、ヨーロッパで行われているストレステストを参考にして、安全性について従来の法制上求められているのに加えられた安全性についての確認をする必要があるんだろうということの中で、保安院とそれから安全委員会に両者が関与していくたぐくような形について御検討いただいた結果、ストレステストを参考にして一次評価という仕組みで、これにその一次評価の内容についても安全委員会に確認をいただくという手続を考え、その上でいわゆるストレステスト、ヨーロッパで行われているストレステストという総合評価についても別途二次評価という形で行うと、こういうことが提起をされたというふうに認識をしております。

○谷岡郁子君 今、くしくもヨーロッパで行われているものは二次なんだとおっしゃつたので、私たちはストレステストもどきのものを一次評価としてじや受け取つたということにならうかということを思うわけですね。

そうしますと、その二次テストの項目だとか準備だとか全部できているんですか。例えば、大飯が再稼働始まつたら二次テストはいつかかるんでしようか。それについてお教えいただけますか。

いているんですねけれども、それをやっていないんですよ。
申し上げますけれども、はつきり言います、一次テストと二次テストにわざと分けたんです。なぜならば、二次までもちゃんとやつていれば、大飯は恐らく今再稼働というものは認められない状況だらうからだと思います。そういうことをやりになるということは、これやっぱり安全神話の復活だと私は思はざるを得ないんですね。
ですからその辺のところでなぜそういうふうに政治的な操作というものが、一次、二次に分かれて、その間に再稼働が入るというようなことがなされてきたのかということを、今後我々また検証していきたいと思います。今日は時間がありませんので、この問題はここまでにしたいと思います。
さて、その委員会がこれ規制委員会としてできましたとしますと、規制委員会の委員長について、専門性というのをこれどこまで見るかということなんですね。私に言わせますと、こういう専門家集団をチームとしてまとめ、リーダーシップを発揮して目的に向かってちゃんと行動させていくこということの指導力であるとか、そういう全体的な把握の能力がむしろ重要なんであって、必ずしも専門家じゃないんじゃないかと思うんですね。
といいますのは、今回、アリソン・マクファーレンという方がNRCのヤツコさんの後の委員長に選ばれた。この方は地学です、地質学の専門家であります、放射能の専門家ではないんです。例えれば、ここで書かれております、どのような人を委員長に選ぶかという、この人格高潔で専門性があつてと。例えばアリソン・マクファーレンのような人が、例えば別の分野の人だけれども関係ある、これブルーリボンなんかもやつていらっしゃった方ですけれども、そういう方が委員長を選ばれる可能性はあるんでしょうか、なんですかからお答えいただけますか。どなたでもいいで

時間ないんで、さつさとやつてもらえますか。
○衆議院議員(横山北斗君) 人格高潔であつて、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有するという中に、範疇に入るのであれば入ります、そういう方であつても。

○谷岡郁子君 や、それを、そういうことをどこまで広くお考えになつてゐるかということは、今後の人選、原子力村の人しか選べないか、そうでないかということをはつきりさせるためには絶対必要なんです。

では、大臣、どうお考えになりますか。例えば、アリソンさんのような方はここで委員長や委員の資格はあるでしようか。

○国務大臣(細野豪志君) まだ委員長候補かと思いますが、アリソン氏はブルーリボンにも入つていましたので、確かに炉の専門家ではないですが、原子力全般についての様々な理解がある、地質について詳しい専門家だというふうに理解をしております。

今度政府としても提案をしなければならない原子力規制委員につきましては、幅広い知見を全体として機能させられるような専門家が必要だと私は思つていて、その中には、地震についての専門家もやはり専門分野として一つ考え得るんだろうと思うんですね。一方で、核物質防護なんかは、これはまた別の専門ですから、原子炉そのものの専門家と、恐らく地震の専門家と、そして核物質防護という放射線防護の専門家、この三種類の方々はやはり基本的には入つていただいた方がいいんだろうと思うんです。

谷岡委員がおっしゃった、炉の専門家以外の方方が委員長にいいというのは、一つの考え方としてあります。ただ、悩ましいのは危機的な状況のときなんですね。危機的な状況のときに合議制は機能しないということで、そのときは委員長が全権を担うという、そういう仕組みになつていてあります。そのときに、果たして原子炉の専門家でない人が一元的に判断ができるだろうかと、ここは

NRCといえどですよ、私は本当にどうなのかなという感じを若干持ちます。ですから、そこは危機管理上やり得るかどうかという仕組みも含めて非常に凶ましい判断になつてくるというふうに思

の沿岸部を暫くそのまま管理に任せる方針を取っています。

○谷岡荀子君

されども、一つやはり課題として残つてくるのが危機管理だというふうに思つています。危機管理のできるような組織をどうつくるかという観点からすると、専門家の中も人選も難しいですが、事務局をどう機能させるかというのが極めて重要になります。

確保と育成という問題だと思います。なぜこれを申し上げるかということ、ある意味でこの原子力などいうものの、それから原子力発電というものがどうなつっていくか分からないというような社会情勢の中で、意思あって、そして優秀な人材、これを私たちちはたくさん必要としているわけですけれども、その人たちがこの分野にどれだけ集まってくれるかということはめどが立たない状況です。ですから、それなりのインセンティブをつくつ

大臣、いかがお考えになりますか。
○國務大臣(細野豪志君) そういったものを考え
ていかなければならないと思います。
今ももちろん、様々な炉の運転をする場合なん
かの資格制度はありますし、そういうもののを原
子力安全・保安院でも取得をしている者もおりま
すが、もう少し幅広い知見の資格を取っていただ
いて、そしてそこでやるということが必要だと思
います。
そして、もう一つあるとすれば、今、谷岡委員

補佐体制があれば、むしろそういう指導者としてその胆力、決断力がある人というのが実はその危機管理では重要ではないかと思つておりますの

で、その辺を含めて今後しっかりと考えていくつもりで、ただくと、つまりそういうこともまだ詰まっているという意味でも申し上げたいと思うんです。さて、この委員長が、そしてその委員長によってほかの委員の配置も決まってくるわけなんですが

上承知しておりますが、どんなにマネジメント能力がある専門家だつたとしても、その方がぱっと出てきてすぐに組織をつくれるとは思えないわけです。

るわけですから、それを早急に能力を上げていかなければならないということだと思います。

この点につきましては、細野大臣もこの間、本当に一生懸命人材については大事だということをおっしゃっていました。また、本当に自公の皆様も、それから与党の皆様も、修正協議の中でも様々この問題の観点で必要なことを入れていただきました。たゞ、これは一般の学生たらしく大

があれば、それは事故を経験をしていますので、非常に有益なものを我が國初で世界に対しても発信ができる可能性があるのではないかと感じております。まだこれは着想の段階ですので、谷岡委員、本当にすばらしいレポートを書いていただいたので、これは本当に力作だし、これまでの谷岡委員のノウハウが蓄積をされているというふうに感じましたのですから、これはしっかりと勉強させていただいたて対応してまいりたいというふうに

ときには全部組織だとか重立つたメンバー、そしてその事務局のスタッフが決まっているようじや、新しいものを本当に一緒につくっていくことはできないと思うんですね。むしろ、ちゃんと二人で、どちらも選ばざるを得ない状況

員については提案をさせていただいて、そしてできれば御承認をいたがけるような努力をしたい。そして、その委員に選ばれた五人の下で時間を掛けて、できるだけ急ぐわけですが、ある程度の時間を持って準備をして組織を立ち上げるという、そういう手順が一番望ましいのではないかと考え

立つてゐるんですね。もつとエンジンを吹かせないとできないだらうと思つております。

私は二つ、今から言いたいんです。最初の一つは、やはり資格が必要だらうと。今、炉の管理についての資格というようなことが書かれておりました核物質についての資格というものが書かれて

○谷岡郁子君 実は、もう既に大臣の方には、私が人材確保と養成の問題について私見を考えましたものを御提案として出しております。

その中の一つの観点ということで今資格を申し上げたんですが、そこには書いてあるんですが、実は事業者の方も、今トラック会社にいわゆる会社の運営することの免許を与えているけれども、何トントラックの運転手であるかということを、思いました。

いくのか、どう安全文化をつくり込んでいくのか、そういう相談をそのリーダーになる人とやつていいかなきやいけないと思うんですね。

くて、本当にこれを立ち上げて新しいものをつくろうという使命感と能力と、そういうものを持つた人たちが、今までの日本の慣習だとか官庁の習慣というか、ありそうな形ではなくて、本当に新しく今、日本に必要なものをちゃんとつくっている

○國務大臣(細野豪志君) 今の御指摘は、谷岡委員と私、全く思いを同じくしております。専門的に、科学的にきちっとやることが、もちろんこの規制委員会をつくるときの大目的なんで

くんだといふことをきちっとやつていかないといふ。この規制序法案を幾らやつても意味がないだらうぐらいに私は思つております。

集長の問題二三について

MFCCといふと、私は本当にどうなかな
という感じを若干持ちます。ですから、そこは危
が危機管理だというふうに思っています。危機管
申し上げるかというと、ある意味でこの原子力と
研究と育成という問題だと思います。なぜこれを
○国務大臣（細野豪志君） そういうふたものを考え
大臣 いかがお考えになりますか

機管理上やり得るかどうかという仕組みも含めて、非常に凶ましい判断になつてくると、どうふうかと思ふ。専門家のもちろん上人襄も離しないで、からすると、専門家のどちらん人襄も離しないで、理のできるような組織をどうつくるかという観点で、いうもの、それから原子力発電というものがどうなつて、いくか分からぬ」というような社会情勢の、今ももちろん、様々な戸の運営をする場合なんていかなければならぬと思います。

機管理能力であつたり、胆力であつたり、決断力
重要な点はあります。それは同時に危機管理体制における危
機はなくとも必要としているわけですから、それと
あわせて、安全・保安院でも取得をしておられる者もおられます
が、もう少し幅広い見地の資格を取つていただ
きたいと思います。

んです。これも併せて、例えば保安院が、例えばある種の研修の制度をつくって、そういうもののテストも試験もやつて認証するような仕組みというのをつくることが必要だと。そのくらいの高い、それが分かる高いレベルを実は規制庁の人々、規制委員会の事務組織というのは持たなければならぬ専門家集団である必要があると。

そのためには、私は、もう古くなつて今では必要ななくなつた税務学校、例えば気象予報士の九〇%以上は実は普通の大学出の人たちが国家試験を受けております。税務大学校のほとんどというのは実は大学で運営をしていて、マル査の部分だけがもう違うという形で残っております。国土大학교でつくつてある測量士などいうのは実は専門学校でつくれます。だつたら、そういうものを潰しても、例えばサイバーテロ対策のための大学校でありますとか、例えば本当に必要な化学物質に対するモニタリングに関する大学校であるとか、それと、例えば原子力規制安全といったことの陣容をつくるための大学校であるとか、もうそろそろそういうもの、航空大学校、いろんなものありましたね。でも、今の日本の国家を安全に、そして国民のために運営していくためには絶対必要であつて、なかなか民営とか大学ではできないといふやうなものをやつぱりつくつていく必要のある時代に来ているんではないかと。

その意味において、私は原子力の規制安全大学校というようなものをお考えいただきたいと思うんですけれども、これは枝野、細野両大臣からコメントをいただきたいと思います。

○国務大臣(細野豪志君) 人材育成は、鍵というよりは危機だと私は思っています、人集まりませんから。人の集まらないところに廃炉もないし、安全な運転なんてましてやり得ないわけですか、それぐらいの認識であります。政府としても既に調査費を付けておりまして、しっかりといたした研修院のようなものをつくりたいというふうに

思つております。準備を始めております。ただ、発想として大学院をつくるというそういう発想には立つていなかつたのですから、もう一度どういうやり方があるか確認をしたいと思います。この大学、大学校ですね、大学校というような方法というのは考えておりませんでしたので、これは検討させていただきたいと思います。

恐らくそれぞれの大学校は、日本の政府のある時期の黎明期に必要に応じていろんな判断の中でできたものだと思うんですね。ですから、もう既に役割を終えたものもあるかもしれません。そこも含めて、しつかりとした組織をつくるためにはこういうやり方というのは大いに参考になるというふうに思いますので、検討させていただきたいと思います。

○谷岡郁子君 明治以来の日本の近代国家といふ

もので、國家の枢要な人材をつくるということに

おいての三つのセットというのがありまして、それは、留学、お雇い外国人、そして大学校という特別な仕組みでございました。そして、この原子力安全というものを守つていくということは、まさにこの三つのセットをそれぞれ全部有機的にやつていかなければならぬことだらうというふうに私は思つておりますので、是非そこのところの努力をよろしくお願ひしたいと申し上げました。

○中川雅治君 まず冒頭に、衆議院で三党で合意

したもので、国家の枢要な人材をつくるということに

おいての三つのセットというのがありまして、それは、留学、お雇い外国人、そして大学校という特別な仕組みでございました。そして、この原子力安全というものを守つていくということは、まさにこの三つのセットをそれぞれ全部有機的にやつていかなければならぬことだらうというふうに私は思つておりますので、是非そこのところの努力をよろしくお願ひしたいと申し上げました。

○衆議院議員(吉野正芳君) 中川委員にお答え

して、今日の私の質問を終わらせていただきたい

と思います。

ありがとうございます。

三条委員会にしますと、三条委員会が極端な方

向を向いてしまつた組織となつてももうどうにもで

きない。事故が起きた場合、その事故が起きた責

任はこの三条委員会にあることになるわけであり

ますから、国民の信頼を失つたこの三条委員会が

なつたわけであります。参議院では極めてタイ

トな日程で審議をさせられる、そして、しかも生

じたという状況で審議が始まりまして、これは誠に遺憾であります。参議院の審議を軽視しているとい

うふうに言わざるを得ません。まず冒頭に、そのことを申し上げておきたいと思います。

○衆議院議員(吉野正芳君) 中川委員にお答え

し上げたいと思います。

今回提案されました原子力規制委員会設置法案

は、環境省の外局として、いわゆる三条委員会で

規模です。そして、委員五名、この方々は国会同

意人事で選ばれます。委員長も国会同意人事で選

ばれまして、天皇陛下の認証官であります。環境

省、職員千二百名です。そして、環境大臣も認証

官です。そして、この委員会には、十分な権限、

そして人事、予算、これが与えられております。

先ほどまで安全委員会の班目委員長がおられま

した。安全委員会は助言機関である、助言まで

あると言つて責任を放棄してきました。いわゆる

責任がそこまで与えられていない安全委員会でし

た。でも、今度の規制委員会は、十分な権限とい

うことは、十分なる責任を持つということであり

ます。職員の数においても、そして委員長が認証

官であるという点でも、不測の事態といいます

か、極端な方向に走つてしまつという、そういう

心配は私はないと思つています。特に、安全委員

会は、物理現象です、原子炉の中の物理現象の専

門的な判断を下すことにあります。それ以外の

命令をする大臣がおらず、内閣から独立すること

を重視する余り、極端な方向に行つてしまつて、

もうどうすることもできない、言わば特殊な村と

いつた存在になつてしまつることも危惧されるわけ

であります。それに対して総理大臣や環境大臣は

何もできない。場合によつては、専門家である原

子力規制委員会の委員に責任を押し付けてしま

う、また、国会同意人事であるからといつて国会

に責任を押し付けると、こういう事態も生じ得る

と思います。

○中川雅治君 ますますその懸念を強くいたしました。

○衆議院議員(吉野正芳君) ますますその懸念を強くいたしました。

○中川雅治君 ますますその懸念を強くいたしました。

と申しますのは、権限がある、予算がある、組織がある、だから極端な方向に行かない、暴走はしない、そういう保証は全くないわけで、逆です。

よね。権限と予算と組織を持てばその組織は暴走する可能性もあるわけですが、誰もチエックできない。大臣も総理も全くチエックできない。この議院内閣制というのは、やはり国会から選ばれた議院が各省庁の大臣を指揮して、その大臣が自分の組織を統率すると、こういうことで成り立つてゐるわけですが、その統率の外にある、しかもその機関が、認証官だ、権限はある、予算がある、組織はある、こういうことでは本当に恐ろしい組織になりかねないというふうに思います。

例えば、原発の再稼働につきましては原子力規

<p>制委員会の判断によることになるわけでありま す。原発については、リスクが完全にゼロにな くはない。例えば、原子力発電所に巨大な隕 石が直撃する形で落下した場合にも一切事故を起 こさないというようなことが果たして可能なか どうか私にはよく分かりませんが、そのような ケースも想定して安全基準を定めて、それをクリ アしなければ再稼働は一切認めないと立場に この規制委員会が立った場合に国民生活はどうな るのか。原発の再稼働が今後一切認められないと いう場合に、電力料金は値上がりし、我が国の工 場が海外に移転し雇用も失っていく、日本経済 は縮小し、国民生活には多大な影響が出るとい うことも考えられるわけであります。また、燃料費 の高騰から貿易収支も赤字となり、日本の国力、 経済力が衰退していくというような状況も生じか ねません。</p> <p>そのような状況に陥ることを避けなければなら ないということを勘案して、巨大な隕石が直撃し たときのリスクもゼロにするといった規制委員会 の判断はさすがに修正すべきだと仮に世論が求め ても、それを修正させることは一切できないとい うことになるんでしょうか。</p> <p>今回の大飯原発の再稼働について、野田総理は 國民生活のことも考えて判断したんではないで しょうか。それから、また全く逆に、専門家の目 から見れば安全基準はクリアされているから再稼 働は容認するという規制委員会の判断があつても、規 制委員会が再稼働を認める以上、全てそれに従わ なければならないということなんでしょうか。例 へば、地域住民の声や世論などを考慮しての判断 といふのはあり得ないということなんでしょうか。</p> <p>細野大臣は、六月十七日付けの読売新聞のイン タビュー記事で、原発再稼働の問題は、結局はこ の国のエネルギー政策をどうするかという問題で</p>
<p>すから、関係自治体の意見はもちろんいただくな れども、最終的な判断は国が逃げてはいけない、 こう言つておられますね。また、再稼働について どうか私にはよく分かりませんが、そのような ケースも想定して安全基準を定めて、それをクリ アしなければ再稼働は一切認めないと立場に この規制委員会が立った場合に国民生活はどうな るのか。原発の再稼働が今後一切認められないと いう場合に、電力料金は値上がりし、我が国の工 場が海外に移転し雇用も失っていく、日本経済 は縮小し、国民生活には多大な影響が出るとい うことも考えられるわけであります。また、燃料費 の高騰から貿易収支も赤字となり、日本の国力、 経済力が衰退していくというような状況も生じか ねません。</p> <p>そのような状況に陥ることを避けなければなら ないということを勘案して、巨大な隕石が直撃し たときのリスクもゼロにするといった規制委員会 の判断はさすがに修正すべきだと仮に世論が求め ても、それを修正させることは一切できないとい うことになるんでしょうか。</p> <p>○國務大臣(細野豪志君) なかなか悩ましい御質 問をいたいたと思つております。</p> <p>政府が提出をしました原子力規制庁というの は、どうしてもやはり様々な判断において政治が かかわらなければならぬ場面があるのでない かということを前提にしておったんですね。</p> <p>その代表的な例は、例えば原発を再稼働する場 合に、専門的技術的には判断が終わつていたと しても、地元の自治体の皆さんにそれをどうお伝 えをして、どう理解をいたくかと、まさに大飯 原発でそういったことを我々は求められたわけで すが、そのときに、どうしてもそれは激しい反対 もありますし、いろんな意見がばあつと来て、精 神的にも相当プレッシャー掛かります。それに対 して説明をするのは、我々は最後は、もうそれは 当然選挙もあるし、全ての責任をしよう立場です もありますし、いろいろ御質問がござりますが、そ の状況が起ると思います。やはり、地域の住民 の方は、幾ら専門家だといつても、その専門家の 技術的な説明を聞いて納得するわけではないと思 うんですね。やはり、総理そして環境大臣、原子 力担当の大臣が出向いて説明をすると、こういう 真摯な態度で説得をして、またコミュニケーションを 図つていくということが大事だと思うんです が、これからは総理のあいつた記者会見や総理 と知事との会談というようなことはもうあり得な くないわけですね。もう原子力規制委員会に任せ ているんだからということで、原子力規制委員会</p>
<p>に、最後は指示権を發動できるかどうかという問 題、オフサイトについて政府としてやはりしつか り関与すべきではないか、そういったことも含め て、当初はそういう外局としての規制庁を考えま した。ただ、そこは衆議院での議論の中でやはり 規制委員会をつくるべきだという御判断があつた わけですね。そのときに民主党サイドからもいろ いろ御意見を出していただいて、今私が後段の部 分で懸念を申し上げた総理の指揮権の問題である とかオフサイトの対応であるとかそういうたとこ ろというのは、バランスを取つていい御判断をい ただいたんではないかとうに思います。</p> <p>あと、最後に残るのは、オンラインのところに ついて、そこは五人の委員でしっかりとやつていた だくということになりますので、そこの判断や説 明において政治が関与する余地はこれはなくなり ました。逆に、そこに関与するということになる と、この法に反することになつてしましますから できません。ですから、あとはこの五人を適正な 人物をきちんと選んで、それを国民にもしっかりと 見ていただいて、もちろん、一切それこそ国会の 場所にも関与しないということではありませんか います。そこは皆さんの御判断ですが、そいつ た中で、国民にも理解をされるような判断をして いただくという、任命のところが最も大事なこと になるのではないかと考えております。</p> <p>○中川雅治君 細野大臣が懸念されていました の状況が起ると思います。やはり、地域の住民 の方は、幾ら専門家だといつても、その専門家の 技術的な説明を聞いて納得するわけではないと思 うんですね。やはり、総理そして環境大臣、原子 力担当の大臣が出向いて説明をすると、こうい ういったことも含めて、そんな激しい抗議活動なん か経験したことがある方は少ないと思います。そ ういうものはあり得ないということなんでしょう か。</p>
<p>細野大臣は、六月十七日付けの読売新聞のイン タビュー記事で、原発再稼働の問題は、結局はこ の国のエネルギー政策をどうするかという問題で</p> <p>あとは、例え本当にシビアなケースの場合 含めて考えたわけです。</p> <p>この原子力規制委員会規則というのは委員会限 りで制定することができるわけでありまして、め ちゃくちや厳しいちょっとあり得ないような安全</p>

基準を規則で定めるようなことが起こつたり、あるいは逆に世間が期待するような基準とは懸け離れた基準になる場合もあると思います。そのような場合でも環境大臣や総理大臣はもう一切チェックすることができないわけですね。規則ですから国会もチェックはできないと、こういうことになります。国会もチェックはできないと、こういうことになります。

わけで、この五人の委員の責任というのはもう極めて重いわけであります。本当にそういう任に堪えられる方がいるのかどうかということを私は極めて疑問に感じているわけであります。

次のちょっと質問に参りますが、今回の事故の放射能汚染により福島県始め地域の方々の健康への不安は大きなものがござります。住民の方々の健康調査を行い、健康管理を支援していくことは極めて重要であります。この重要な仕事を政府の中でどの機関が担うのか、今回の法案の中では明確になつていないのであります。私は、放射性物質による大気の汚染等は環境問題としてやはり環境省が担うべきだと考えます。

それによる健康調査や健康管理の仕事はやはり経験もございます。もちろん、健康管理の取組には厚生労働省など関係省庁との協力が不可欠でございますが、この仕事は、原子力規制委員会、原子力規制府の仕事ではなく、行政府の中でのやはり責任の所在を環境省だというふうにしっかりと定めて、そしてそのためには必要な人員と予算を確保するということが重要だと考えます。

○國務大臣 細野豪志君）今回、東京電力の福島原発の事故によりまして、福島の皆さんには大変不安の中で生活をされていますので、健康管理の問題というのは最も重要な課題であると考えております。

当初は、政府内で検討した結果といったしまして、原子力規制府がその業務を行うということを予定をしておりまして、政府提出法案においては、その根柢となる所掌事務の規定を環境省設置法に設けておりました。ただ、民自公三党で調整

をいたしました今回の法案の中にはそのことの規定は取り入れられておりません。したがって、この問題をどこが担うのかというのではなく明確にやはりしておいた方がいいのではないかというふうにも考えております。

先生の方からも御指摘をいたいたものですから、環境省の中でもいろんな議論をいたしました。これまで環境省関連の法律には放射性物質といふのは全て取り除かれておりましたので、それについての対応はしてまいりませんでした。たゞ、これだけの大災害が発生をし、環境汚染としてはもうこれ以上経験したことがないぐらいの厳しい厳しい環境汚染そのものでありますから、これはやはりしっかりと公害として位置付けていく必要があるというふうに考えておりまして、実際にも環境基本法の中でもそういう位置付けをすることが今回の提出法案の中で明確になつております。

したがいまして、放射能汚染にかかる健康管理制度を、この際正面から公害というふうに位置付けまして、環境省本省の本来業務として健康管理、さらには調査の業務に取り組んでいくことをしたいと思つております。

誤解なきように申し上げますと、環境省の中でこの問題を取り扱うことに関しては大論争がございました。すなわち、これだけの大問題、福島の健康問題ですから、これだけのものはもう抱え込めないのじゃないかという、そういう声もあつたんです、これは真面目な業務を積み上げるという立場からは、そういう意見もあつたんですが、片や、これだけの公害が発生した以上、これに逃げ切らなければなりません。したがいまして、ここはしっかりと引き受けたいくという覚悟で今環境省はおります。

ただ、そのためには人員を確保しなければなりません。二十四年度の予算には政府案を前提として健康管理業務のための予算と定員を盛り込んで

おりますが、これを元々は規制府の方でというような議論もあつたんですね。ただ、そこは、こういう正面から引き受けるということになりますので、環境省としてこれを業務として行います。

さらに来年度以降も必要な予算等の確保に努めてまいりたいと思います。ある程度の予算を確保してやつていかなければ福島の皆さんのにこたえることができますので、ここは重い責任を負つておるというふうに思つております。

先ほど中川委員が御指摘をされたように、環境省だけでは全てやりることは難しうございませんので、厚労省を始めとした関係省庁の協力を得て実施をしていくことも極めて重要であるというふうに思つております。また、規制委員会とも当然協力が必要です。さらには、原子力防災会議が設置をされますので、原子力事故による長期的に環境省が担つていただきたいと考えているところでございます。

○中川雅治君 こういう放射能汚染による健康調査や健康管理の支援というのは、やはりこれはもう行政の責任そのものだと思います。ですから、何か行政から独立した規制委員会の仕事ではないと思います。やはり環境省が、今大臣が決意を述べられましたように、環境省の責任でしっかりとこれを行っていただきたいと思います。そのためには、必要な予算、定員を取るということは当然のこととございます。

ただ、そのためには人員を確保しなければなりません。これは、原子力防災会議の事務局は内閣府ではなく内閣ですと先ほど訂正をされたぐら

が立ち上がるこになつております。本部長は総理大臣、関係大臣が協力をすると、こういう仕組みであります。

また、平時においても、原子力基本法によつて、この原子力防災会議が置かれることになつております。一方で、内閣府設置法第四条第三項第四号の二によりまして、原子力災害に対する対策に関することが所掌事務となつております。が、この内閣府の原子力防災担当部局、これがあるんですね。これは、原子力防災会議の事務局に協力することになつてゐるということなんですね。

細野大臣ですら、原子力防災会議の事務局は内閣府ではなく内閣ですと先ほど訂正をされたぐらいでありますから、本当にこの関係が分かりにくいいんですから、本当にこの仕組みになつてしまつたことについてどう考えているんでしょうか。本当にこんな仕組みでよいと思つてゐるんでしょうね。このように誠に複雑な組織になつております。が、発議者はこのような仕組みになつてしまつたことについてどう考えているんでしょうか。本当にこんな仕組みでよいと思つてゐるんでしょうね。

実際に、平時の原子力防災会議が機能し、いざというときの原子力災害対策本部がしっかりと機能するためには、関係行政機関の所掌事務をはつきりさせた上で、お互いに協力し連携を密にしなければならないということは当然であります。が、私は何かここ非常に不安があるので、これ、発議者、答えていただけますか。

今回の提案によれば、原子力施設の安全の確保は誠に複雑ですね。

○衆議院議員(吉野正芳君) そこのところが一番

議論になつたところです。

今度の事故を踏まえると、事故が起こりましてから原子力災害対策本部ができました。でも、全くこの本部機能が発揮されないで、この事故をあらゆる意味ではここまで大きくしたのではないかと思っています。その二の舞をしたくないということで、原災本部と同じメンバーで平時から訓練しようと、こうしてできたのが原子力防災会議であります。ですから、平時の訓練、日々の訓練がいざといった場合の事故を防ぐ、拡大させない、いわゆるオフサイトの避難の人々に対する部分を最小化するというのがこの防災会議をつくった目的です。

SPEEDIの情報をきちんと流していれば、浪江町の方々が同じ町内、津島という地区に避難したんです。四日間いたんです。そこが一番線量高いんです。こういうことを全く、次もしく起こるんであれば、絶対に起こしてはならない、これは平時の訓練が大事だと、こういうことで防災会議をつくつたところであります。こういう役割でござります。

○中川雅治君 ちょっと時間がなくなりましたので、私の方から最後に要望というか、お願いをしておきたいと思います。

これも谷岡委員が御指摘されました、要するに、優秀な人材を確保しなければならないと。この原子力規制庁に千人規模の職員を置くわけですから、これがもう大変重要なことでござります。その場合に、ノーリターンルールというのがあるわけですが、私はこれは行き過ぎだと思っております。

それから文部科学省でも原爆の研究部門にいた人は原子力推進官庁から来たんだと、こういうことになるかもしませんが、初等中等教育局で小学校の教育をやっていた、あるいは幼稚園教育の方を担当していたという人まで全部原子力推進官庁だ。文部科学省はもうあり得ないというふうに思いますので、そういうたところは運用でしっかりと対応していただきたい。
それから、やはり合計（少くとも）でも高く（ない）

いい人材が来ません。ですから、この原子力規制委員会の委員長や委員にその後ろ盾がないとい

求したりいろいろしてもなかなか通らないんですね。やはりこれは、原子力規制庁をまま子扱いにしないで、内閣一体としてしっかりと組織、いい人材が採れるように努力をすべきだということを申し上げまして、質問を終わらせていただきま

から掛ける二倍と、そのぐらいの審議時間を取つて議論をしてきた経緯があります。会期末とはいえ、これだけ窮屈な審議をせざるを得ないというのは非常に残念な思いであります。国会運営のロードマップを作成するのはこれ政権与党でありますので、与党の責任は極めて大きいと私は指摘をしておかなければいけないと思っています。

それと、先ほども話がありましたが、提案者である環境委員長がいないというのは非常に参議院に対しても軽視になりますし、これは相当重たい法案の中身であると私は認識しておりますので、軽々しくやつてそういう行動を取つていただきたくないなど、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

お原へし乍ら、と思ひます。
それから、国会事故調の結論がまだ出でております
せん。アウトプットが出ておりません。この結果を
をしつかり受け止めて反映をさせなければいけない
いと、このように私は考えておりますが、通告は
しておりますが、大臣、この辺のところについ
ては、御見解を示していただきたいと思います。
○國務大臣（細野豪志君） 国会事故調というの
は、国会で御議論をいただいて、こういう調査をす
して報告書を出すというのは、これまで日本の国

会がやつてこなかつたことをやろうということであつられた大変権威のある調査会だというふうに考えておりますので、しつかりと出されるものに

ついでには真摯に受け止めて、できる限り反映をしていくという姿勢で臨みたいと思っております。その一方で、政府も事故調査をやつておりますし、その結果は若干遅れて、恐らく七月、八月ごろに出てくるのではないかと考えております。また、IAEAも日本と共に会議をすることを年末に予定をしておりまして、そこでもIAEAとしても様々な見解が出てくるであろうというふうに思っています。

つまり、事故の検証という意味では、国会事故調査、極めて大事で、一番その中でも大事でありますけれども、ずっと継続をして様々な多分厳しい意見が出てくるだろうというふうに考えております。

す。ですから、組織の在り方や規制の中身というのは常に不斷の見直しをして高いレベルを目指していく、これが重要ないかというふうに考えております。

○加藤修一君 是非積極的な対応をしていただきたいと思います。

それで、ちょっと時間の関係ありますので、ちょっとと飛んでまいりたいと思います。スキップします。

運転四十年、これ、廃炉にするという法定基準というのをもう法律で定めようと、そういう話になつておりました。ただ、審議の過程で、まあ誰かが最初にそういう話をしたと思いますけれども、法律ができる以前、それを見直ししようと

う話があつたようでありますけれども、あえてこ
れ申し上げますけれども、誰が、どの党が一番最
初に口火を切つたんでしょう。

○衆議院議員(田中和徳君) 四十年については、
我が自民党、そして公明党、野党側の案の中には、規制委員会、規制庁ができた後、専門的な意見の中で判断をしていく流れをという思いがありまして、当初、我々の案の中には入つておりませ
んでした。政府側の案として出てまいりました

し、また与党側のお話もその点が強調されたところがございまして、私たちは相当な協議をさせていただきましたけれど、四十年も認め、そして委

○加藤修一君 報道ベースの話ですので確認をしたいと思いますが、政府案では東京電力福島第一原発事故を受け、老朽化対策として四十年ルールを定めた、環境相が認めた場合は一回に限り「二十年以内で延長が可能としていた。だが、ここからが確認なんですが、自民党からは、一律四十年は納得できない、そういう反応があつたと、このように報道には書いてあります。それか

めて感じながら聞いておりました。

【理事北川イッセイ君退席、委員長着席】

少しだけ政府の立場を簡潔に御説明させていただきますと、四十年は全く科学的な根拠がないということではないんです。例えば、中性子脆化について、四十年でもろくなるという結果ははつきり出ておりまして、原発の申請をする場合に四十年というのは初めから想定をして各原発出しているんですね。さらには、機器につきましても、例えば起動停止の回数は百二十回ということで想定をされています。それは一年に三回ぐらいはそういう作業をするからなんです。燃料交換は八十回になっています。これは定期検査も含めて一年に二回を想定をしているからです。ですから、元々中性子の脆化という原子炉そのものの構造もそうだしシステム全体も四十年を基本的にはまずは前提として組まれているのが原発なんだということは、これは数字上はつきりしていると、これは申し上げたいと思います。

その上で、もう一つちょっと是非御理解をいただきたいのは、リスクはゼロか一かじやないということなんですね。つまり、古くなつてくるに従つてリスクは高まるることは、これは間違いないわけです。ですから、そこは、例えば高速道路を走る車と一緒に思うんですが、百キロ超えたら突然事故になつて百キロ以内なら安全というのではなくて、スピードが上がれば上がるほどだんだん危なくなるわけですね。

ですから、そこは自民党の皆さんにも御議論いただいて、四十年というところで少なくともしかりとした線が引けたこと 자체は、先ほど加藤委員がおっしゃつたことも含めて、極めて大きな意味があるというふうに思います。

○加藤修一君 私は四十年を支持しているんですけど、誤解しないでいただきたいんですけども。大臣のおっしゃつたことは私も全く理解しております。

それで、中性子の脆化の関係についても、それは美浜の原発の二号機についても七十度まで遷移

温度が行つてゐるわけですから、これは極めて厳しい話ですね。これ、四十年過ぎてこれからまた

二十年という話になつても困る話だと私は理解しております。ですから、中性子脆化の関係を考えるとき、確かに四十年がかなり厳しい段階に入つておるんですね。さるには、機器につきましても、例えは起動停止の回数は百二十回といふこと

で想定をされています。それは一年に三回ぐらいはそういう作業をするからなんです。燃料交換は

八十回になっています。これは定期検査も含めて

一年に二回を想定をしているからです。ですか

ら、元々中性子の脆化という原子炉そのもの構

造もそうだしシステム全体も四十年を基本的に

はまずは前提として組まれているのが原発なんだ

ということは、これは数字上はつきりしてい

るといふことです。これは申し上げたいと思いま

す。

それで、提案者の方にお聞きするわけであります

ところは、これまで資源エネルギー庁の下に原

子力安全・保安院がありましたので、横目でいら

しながら恐らく調整ができたんだろうと思うんで

すね。ですから、大体目標を立てたらその方向で

原發も動いたという、そういう体制だったわけ

です。今回の改正というのは、それはいかぬと。も

はや完全に切り分け、規制安全は独自にやらな

ければならないということになりましたので、こ

この予定調和は完全に崩れることになります。し

たがつて、規制の面から更に数が少くなる、稼

働率が下がるというようなことがあつたとして

も、それはこういう制度をつくつた以上はしつか

り受け止めていかなければならないというふうに

思ひます。

したがつて、一五%に、例えば一つの考え方と

してベースにするにしても、それが実現をできず

にもつと少なくなるとかいうことがあつた場合

は、それは安全サイドに立つた判断だということ

で受け止めるのが政府が取るべき姿勢ではないか

と、そのように考えております。

○加藤修一君 私の理解をあえて言いますと、や

はり一五%の案というものは原発寿命四十年の原則

に従つていると、新增設がなければそういう数字

になつてまいりますから。それを、一五%路線を

温度が行つてゐるわけですから、これは極めて厳しい話ですね。これ、四十年過ぎてこれからまた

二十年という話になつても困る話だと私は理解しております。ですから、中性子脆化の関係を考えるとき、確かに四十年がかなり厳しい段階に入つておるんですね。さるには、機器につきましても、例えは起動停止の回数は百二十回といふこと

で想定をされています。それは一年に三回ぐらいはそういう作業をするからなんです。燃料交換は

八十回になっています。これは定期検査も含めて

一年に二回を想定をしているからです。ですか

ら、元々中性子の脆化という原子炉そのもの構

造もそうだしシステム全体も四十年を基本的に

はまずは前提として組まれているのが原発なんだ

ということは、これは数字上はつきりしてい

るといふことです。これは申し上げたいと思いま

す。

それで、提案者の方にお聞きするわけであります

ところは、これまで資源エネルギー庁の下に原

子力安全・保安院がありましたので、横目でいら

ながら恐らく調整ができたんだろうと思うんで

すね。ですから、大体目標を立てたらその方向で

原發も動いたという、そういう体制だったわけ

です。今回の改正というのは、それはいかぬと。も

はや完全に切り分け、規制安全は独自にやらな

ければならないということになりましたので、こ

この予定調和は完全に崩れることになります。し

たがつて、規制の面から更に数が少くなる、稼

働率が下がるというようなことがあつたとして

も、それはこういう制度をつくつた以上はしつか

り受け止めていかなければならないというふうに

思ひます。

したがつて、一五%に、例えば一つの考え方と

してベースにするにしても、それが実現をできず

にもつと少なくなるとかいうことがあつた場合

は、それは安全サイドに立つた判断だということ

で受け止めるのが政府が取るべき姿勢ではないか

と、そのように考えております。

○加藤修一君 私の理解をあえて言いますと、や

はり一五%の案というものは原発寿命四十年の原則

に従つていると、新增設がなければそういう数字

になつてまいりますから。それを、一五%路線を

温度が行つてゐるわけですから、これは極めて厳しい話ですね。これ、四十年過ぎてこれからまた

二十年という話になつても困る話だと私は理解しております。ですから、中性子脆化の関係を考えるとき、確かに四十年がかなり厳しい段階に入つておるんですね。さるには、機器につきましても、例えは起動停止の回数は百二十回といふこと

で想定をされています。それは一年に三回ぐらいはそういう作業をするからなんです。燃料交換は

八十回になっています。これは定期検査も含めて

一年に二回を想定をしているからです。ですか

ら、元々中性子の脆化という原子炉そのもの構

造もそうだしシステム全体も四十年を基本的に

はまずは前提として組まれているのが原発なんだ

ということは、これは数字上はつきりしてい

るといふことです。これは申し上げたいと思いま

す。

それで、提案者の方にお聞きするわけであります

ところは、これまで資源エネルギー庁の下に原

子力安全・保安院がありましたので、横目でいら

ながら恐らく調整ができたんだろうと思うんで

すね。ですから、大体目標を立てたらその方向で

原發も動いたという、そういう体制だったわけ

です。今回の改正というのは、それはいかぬと。も

はや完全に切り分け、規制安全は独自にやらな

ければならないということになりましたので、こ

この予定調和は完全に崩れることになります。し

たがつて、規制の面から更に数が少くなる、稼

働率が下がるというようなことがあつたとして

も、それはこういう制度をつくつた以上はしつか

り受け止めていかなければならないというふうに

思ひます。

したがつて、一五%に、例えば一つの考え方と

してベースにするにしても、それが実現をできず

にもつと少なくなるとかいうことがあつた場合

は、それは安全サイドに立つた判断だということ

で受け止めるのが政府が取るべき姿勢ではないか

と、そのように考えております。

○加藤修一君 私の理解をあえて言いますと、や

はり一五%の案というものは原発寿命四十年の原則

に従つていると、新增設がなければそういう数字

になつてまいりますから。それを、一五%路線を

温度が行つてゐるわけですから、これは極めて厳しい話ですね。これ、四十年過ぎてこれからまた

二十年という話になつても困る話だと私は理解しております。ですから、中性子脆化の関係を考えるとき、確かに四十年がかなり厳しい段階に入つておるんですね。さるには、機器につきましても、例えは起動停止の回数は百二十回といふこと

で想定をされています。それは一年に三回ぐらいはそういう作業をするからなんです。燃料交換は

八十回になっています。これは定期検査も含めて

一年に二回を想定をしているからです。ですか

ら、元々中性子の脆化という原子炉そのもの構

造もそうだしシステム全体も四十年を基本的に

はまずは前提として組まれているのが原発なんだ

ということは、これは数字上はつきりしてい

るといふことです。これは申し上げたいと思いま

す。

それで、提案者の方にお聞きするわけであります

ところは、これまで資源エネルギー庁の下に原

子力安全・保安院がありましたので、横目でいら

ながら恐らく調整ができたんだろうと思うんで

すね。ですから、大体目標を立てたらその方向で

原發も動いたという、そういう体制だったわけ

です。今回の改正というのは、それはいかぬと。も

はや完全に切り分け、規制安全は独自にやらな

ければならないということになりましたので、こ

この予定調和は完全に崩れることになります。し

たがつて、規制の面から更に数が少くなる、稼

働率が下がるというようなことがあつたとして

も、それはこういう制度をつくつた以上はしつか

り受け止めていかなければならないというふうに

思ひます。

したがつて、一五%に、例えば一つの考え方と

してベースにするにしても、それが実現をできず

にもつと少なくなるとかいうことがあつた場合

は、それは安全サイドに立つた判断だということ

で受け止めるのが政府が取るべき姿勢ではないか

と、そのように考えております。

○加藤修一君 私の理解をあえて言いますと、や

はり一五%の案というものは原発寿命四十年の原則

に従つていると、新增設がなければそういう数字

になつてまいりますから。それを、一五%路線を

温度が行つてゐるわけですから、これは極めて厳しい話ですね。これ、四十年過ぎてこれからまた

二十年という話になつても困る話だと私は理解しております。ですから、中性子脆化の関係を考えるとき、確かに四十年がかなり厳しい段階に入つておるんですね。さるには、機器につきましても、例えは起動停止の回数は百二十回といふこと

で想定をされています。それは一年に三回ぐらいはそういう作業をするからなんです。燃料交換は

八十回になっています。これは定期検査も含めて

一年に二回を想定をしているからです。ですか

ら、元々中性子の脆化という原子炉そのもの構

造もそうだしシステム全体も四十年を基本的に

はまずは前提として組まれているのが原発なんだ

ということは、これは数字上はつきりしてい

るといふことです。これは申し上げたいと思いま

す。

それで、提案者の方にお聞きするわけであります

ところは、これまで資源エネルギー庁の下に原

子力安全・保安院がありましたので、横目でいら

ながら恐らく調整ができたんだろうと思うんで

すね。ですから、大体目標を立てたらその方向で

原發も動いたという、そういう体制だったわけ

です。今回の改正というのは、それはいかぬと。も

はや完全に切り分け、規制安全は独自にやらな

ければならないということになりましたので、こ

この予定調和は完全に崩れることになります。し

たがつて、規制の面から更に数が少くなる、稼

働率が下がるというようなことがあつたとして

も、それはこういう制度をつくつた以上はしつか

り受け止めていかなければならないというふうに

思ひます。

したがつて、一五%に、例えば一つの考え方と

してベースにするにしても、それが実現をできず

にもつと少なくなるとかいうことがあつた場合

は、それは安全サイドに立つた判断だということ

で受け止めるのが政府が取るべき姿勢ではないか

と、そのように考えております。

○加藤修一君 私の理解をあえて言いますと、や

はり一五%の案というものは原発寿命四十年の原則

に従つていると、新增設がなければそういう数字

になつてまいりますから。それを、一五%路線を

温度が行つてゐるわけですから、これは極めて厳しい話ですね。これ、四十年過ぎてこれからまた

二十年という話になつても困る話だと私は理解しております。ですから、中性子脆化の関係を考えるとき、確かに四十年がかなり厳しい段階に入つておるんですね。さるには、機器につきましても、例えは起動停止の回数は百二十回といふこと

で想定をされています。それは一年に三回ぐらいはそういう作業をするからなんです。燃料交換は

八十回になっています。これは定期検査も含めて

一年に二回を想定をしているからです。ですか

ら、元々中性子の脆化という原子炉そのもの構

造もそうだしシステム全体も四十年を基本的に

はまずは前提として組まれているのが原発なんだ

ということは、これは数字上はつきりしてい

るといふことです。これは申し上げたいと思いま

す。

それで、提案者の方にお聞きするわけであります

ところは、これまで資源エネルギー庁の下に原

子力安全・保安院がありましたので、横目でいら

ながら恐らく調整ができたんだろうと思うんで

すね。ですから、大体目標を立てたらその方向で

原發も動いたという、そういう体制だったわけ

です。今回の改正というのは、それはいかぬと。も

はや完全に切り分け、規制安全は独自にやらな

ければならないということになりましたので、こ

この予定調和は完全に崩れることになります。し

たがつて、規制の面から更に数が少くなる、稼

働率が下がるというようなことがあつたとして

も、それはこういう制度をつくつた以上はしつか

り受け止めていかなければならないというふうに

思ひます。

したがつて、一五%に、例えば一つの考え方と

してベースにするにしても、それが実現をできず

にもつと少なくなるとかいうことがあつた場合

は、それは安全サイドに立つた判断だということ

で受け止めるのが政府が取るべき姿勢ではないか

と、そのように考えております。

○加藤修一君 私の理解をあえて言いますと、や

はり一五%の案というものは原発寿命四十年の原則

に従つていると、新增設がなければそういう数字

になつてまいりますから。それを、一五%路線を

温度が行つてゐるわけですから、これは極めて厳しい話ですね。これ、四十年過ぎてこれからまた

二十年という話になつても困る話だと私は理解しております。ですから、中性子脆化の関係を考えるとき、確かに四十年がかなり厳しい段

わっているわけではありません。

したがって、保安院がこの美浜の二号機について高経年技術評価で事業者が出してきているものについて認めたとしても、それは再稼働を認めるところは全く異なりますので、新しい規制委員会が誕生した後にそれについてはしっかりと判断をしていくことになりますので、そこは是非分けて考えていただきたいと思います。

○加藤修一君 それから、次の質問に行きますけれども、全体として、これ、この規制委員会がで

上げますと、原子力安全・保安院と原子力安全委員会は、今行政上存在をしておる組織そのものですが、さうから、新しい規制組織が誕生するまでの間は、稼働していないものも含めて安全性についての確認はこの組織がしっかりとやらなければなりませんし、ましてや、それこそ事故に備えるということを含めて役割がございますので、そこは絶対に緩むことなくしっかりと最後までやり切らなければならぬと考えております。

○加藤修一君 時間が来てしまいましたけれども、この新しい防災指針の関係については、確かに三月二十二日の中間報告だと思ひますけれども、これはまだパブリックコメントにもかけてないわけですよね。いち早く、今の段階でかつてよかつたわけですよ、三月段階でもですね。それ、やつていなないことそれ自体が非常には鉋感だと思っております。またこの関係については次回の審議にやりたいと思います。

○衆議院議員(近藤昭一君) 水野議員の御指摘、確かに私はずおわびを申し上げたいと思います。
私はまずおわびを申し上げたいと思います。
と申しますのは、私は、ちょっと私の言い方が
悪かつたと思います。ある意味で、想定しなかつ
たというと大変に失礼かもしれませんけれども、
廃炉審議会のことの御質問であります。そして、私は、私としては廃炉庁まであるべきだと申
し上げました。それは、前もってその質問につい
て想定をしていなかつたので、いわゆる修正協議

きて以降の話ですけれども、防災指針とか安全基準、これが全体として完備されると、体制が整うのはいつかという話なんですねけれども、今、現実的な問題として、四国電力の伊方原発の三号機、それから再稼働の前提とされてきたストレステストの一次評価については保安院が妥当として判断していると。その結果を確認する原子力安全委員会がどういうふうに言っているかといいますと、今まで組織が存続するか分からないと、何もそれに対する作業はやっていないと、そういう話なんですね。作業が宙に浮いているという話でありますけれども。

いただいた後の三ヶ月以内に誕生するということになります。新しい規制委員会が誕生しましたら、その時点では原子力安全委員会や原子力安全・保安院は廃止をされるということになりますので、そこからは一新をした組織の下で様々な判断が行われるということになります。

あくまで対応はその後新しい規制委員会の下で行われることになるわけですが、客観的な状況として申し上げるならば、恐らくその原子力規制委員会でまず取り組んでいただけるのではないかと思つておりますのは防災指針だろうというふうに思ひます。それといいますのも、原子力安全委員会

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一です。この法案は、先週の金曜日に参議院では異例のうべき二ラウンドの本会議をやつて、二ラウンド目の本会議で趣旨説明、質疑をして、それで日の委員会に至つたわけですね。ここまでに至る過程、この審議の進め方自体がもう異例のことくめで、はつきり言つてとても納得はできないだけれども、要是民自公の三党が合意をすればとはどんな強引な国会日程でも組むことが出来るという、このやり方自体が間違っているなんだれども、その中でも特に問題にしたいということに、聞き捨てならないのは、金曜日の本会議

をさせていただいた中でそのことについての論議はなかつた。論議というか、そのことについてのすり合わせがなかつた。そういう意味で、想定がなかつた中で、私としてはと、こういう言い方で申し上げたということになります。

また一方、そうしたタイトな時間の中であつたということは、それは反省をしなくてはならないとも思つています。

以上であります。

○水野賢一君 私も、何も答弁内容が間違つていると言つてゐるわけじゃないんですね。だから、この審議の進め方と、何か通告ないつて、で

あるいは、十九基分の一次評価結果が保安院に提出されて、今は審査中でありますけれども、この保安院も安全委員会もこれはこの法律ができる以前は廃止になるわけでありますけれども、これは安全性の確認ということについてはどういう体制に実はなつていくかと。つまり、これは新しい安全基準で厳格に確認できる体制が整うまではいわゆる原子力規制委が安全確認の方法や目安などを決めるということになるというふうに聞いておりますけれども、その具体的な中身はまだ決まっていないと、当然でありますけれども。これ、そういうことを含めて、先ほど申し上げました、冒頭に申し上げました防災指針の関係とか安全基準の関係ですね、これはいつ、大体どのころまでにそれが完備されるのか、どのように考えたらよろしいですか。

報告を指針で出しておりますから、そのベースができるおりますので、これをできるだけ早い時点で法律に基づいた指針として確定をしていく、これが最も最初の作業になるのではないかと思います。これは極めて重要でありまして、この指針ができれば地域の防災計画を作れますので、様々な準備がそれぞれの地域でできるようになります。これは是非新しい組織には急いでやつてもらいたいと、そのように思っています。

問題は、規制の中身ですね。例えばバツクフィットであるとかシビアアクシデントであるとか四十年ルールであるとか、そういうしたものといふのはこれは中身を相当技術的、専門的に詰めていかなければなりませんので、十か月以内にそうした規制の強化についてはなされるとということにしておきます。

あなた、近藤さん、あなたが何かみんなの党との質問通告がないというふうに本会議で答弁したよね。あれは一体どういうことですか。

そもそもこの法案は、あなた、木曜日にこ修正協議がまとまつたんだじょ。法案が出てたのは金曜日の朝ですよ。我々が条文を手に入れたのは、この条文、これ、金曜日の朝ですよ。曜日の午後二時に開かれる本会議で、どうやつ質問通告ができるんですか。本来、我々は、こんなやり方だつたら審議拒否をしたって、審議にしないことだつて、そつあるべきところなんだけれども、我が党はしつかりと審議は行つていく、いう基本的な姿勢を取つているから審議拒否できませんでしたけれども、通告がないって、あた、どういう神経でそれを、通告させないよう審議日程を組んでおいて、どういう神経でそういうふうに言つっているんですか。わびはないん

きなしひが当たり前なのであって、その中で国会
日程を組んでいる中で、何かあたかも本会議場で
我々が悪いかのような言い方をしたということに
は、わびがあつたから一応これはここで終わりま
すけれども、強く抗議をしたいと思いますし、こ
れは、そういう不誠実な、代理として出てきてい
る方がそういう不誠実な答弁をした以上、本会議
場で、今はいいですよ、これはもう提出者である
生方さんあなたに全部法案については聞きます
ので、あなたが全部答えてください。ほかの人が
手を挙げることは、私は質問者としては認めませ
ん。

じゃ、生方さんの方に法案の内容について伺い
ますけれども、これ、原子力規制委員会の委員に
なれない人たちというのが、要するに余り原子力
の、いわゆる原子力村というのにかかわっていた
ような人たちなんかは駄目とということで、これ七

条の七項にいろいろ定められていますよね。禁錮の刑に処せられた人とかいろいろ書いてありますけど、その中の三号を見ると、要するに、これ原子力の、余り、俗に言う原子力関係者たちはやつぱり委員とか委員長はまずいよねということだと思ふんですけど、これだけ見てもよく分からぬですね。

だから、ちょっと立法者の意思として教えてもらいたいと思うんですけど、例えば東京電力とか原発を持っているような会社の役員だった、過去に役員だった人とかというのは、これ委員になれるんですか。

普通に考えて、今般の東電の事故を見ても、いわゆる原子力村というふうに言われている人たちの中にで行われていたことが事故を拡大させたといふこともございましたので、これからつくられる原子力規制委員会については、そういう村にかけて属して、どつぶりつかつた人たちが委員にならぬ、あるいは委員長になるということは考えられないし、それが適當であるというふうには私は思ひません。

○水野賢一君　そうすると、今の御答弁だと、單に現在というだけじゃなくて、過去も含めてそういうところに、まさにどつぶりつかつたといふうにおおっしゃっていらっしゃったので、そういう役員とかだった人は駄目という、そういう法案の理解でいいですね。

じゃ、続けて、場合によつては、ちょっとと続けたところで併せて答えてもらつてもいいんだけれど、役員とかそういう人たちはずいびでしようけれど、社員とかそういうようなのも、どちら辺まで規制されると思つていいんですか。

○衆議院議員(生方幸夫君)　それは、規制委員会の方のガイドラインを作つて、そこで規制をしたいというふうに思つております。

○水野賢一君 ジヤ、その相場観として、要するに提案者なんだから、提案者としてはその相場観がどの辺かということは、これは立法者の意思として示しておいてもらわないと分からぬでしょ。その立法者がどのぐらゐを相場観にしていたかということぐらいは示してくださいよ。要するに、過去にどつぶりつかつてた人はまずいといふのはさつき答弁にあつたので分かつたけれども、要するにどの辺がラインだというふうに思つてゐるんですか。

○衆議院議員(生方幸夫君) これ、規制委員会がきちんとできまして、規制委員長の方できちんととしたガイドラインを作つて、委員長の方で判断することであつて、今、私がここでどういう何といふんでか、方は適当でどういう方が適当でないといふ基準を示すことはできないし、示すべきではないというふうに思つております。

○水野賢一君 そうやつて、結局、先送りしていくと、どういうものだか分からぬやうなものになつていつちやうと、いう懸念があるんですけど、ちよつと今の関係するんですけど、十一条には、十一条のところ、三項ですね、これ、要するに、委員とか委員長は報酬を得て他の職務に従事したり営利事業を営んだりとかしちやいけないと、いうふうになつてますけど、これはあれですか、要するにほかの業を営んじやいけないんでしようけど、自分が何か業を営んだりとかするんじやなくて、どこかの会社の顧問とかそういうのはいいんですか。報酬を得て、いる顧問ですね。

○衆議院議員(生方幸夫君) 基本的に専従の委員長及び委員でござりますので、普通で考えれば、報酬を得て、いる顧問というの、あり得ないというふうに私は考えております。

○水野賢一君 そうすると、だから、どこかの例えれば、これは電力会社だけを言つて、いるんですか。電力会社の顧問とかそういうものは原子力に關係するからまずいけど、そんじやなくて、例えば、そういうことと直接關係ない、いよいよなんかの会社の、原子力と關係ない、そういうような

○衆議院議員(生方幸夫君) 基本的には報酬を得ているということになれば、ある程度の時間を割かなければいけないということになるというふうに思いますが、これはもういつ何き何があるか分からぬという極めて重要な委員長であり委員でありますので、常識的に考えて、報酬を得て顧問になるようなことは適当ではないということに考えております。

○水野賢一君 私も適当じゃないというふうに思いますよ。それで、その中で、そうすると、この前から、生方委員長はここでお聞きになつてゐるわけじやないかもしねないけど、細野大臣なんかもお聞きになつていると思うけど、要是、今だつて、これは原子力委員会の方の話ですね、原子力委員会の委員の、今日も来ているけれども、尾本さんは原子力委員でいながら、今年の三月ですよ、今年の三月まで東京電力から顧問料をもらつて、これは原子力委員会の方の話ですね、原子力委員会の委員の、今日も来ているけれども、尾本さんもいたんですね。要するに事故が起きたから辞めただじやないですよ、事故が起きてから一年間もらい続けていたんですよ。こういうような人というのは当然新しくできる原子力規制委員会ではあり得ないという、そういう理解でよろしいですね。

その前に、尾本氏は事故後も一年間、堂々と東電の顧問料を一方でもらつていて、多分、月百万ぐらいですよ、一方、原子力委員でもあつたといふことはさすがにないということですね。

○衆議院議員(生方幸夫君) まあ、あり得ないと 思います。

○水野賢一君 そうすると、大臣、今は原子力でもよくバツクフィットというふうに言われて、新しく基準とか厳しくなつたものも廻るとか、そういうふうに言われたりしていますよね。まあ、それはいろんな技術的なことの部分かもしれないけれども。少なくともこの原子力規制委員会ではあるかね。

り得ないというふうに、生方さんが言つたようなことが、原子力委員会ではそういう人が今、今日この時点ですよ、今日この時点でも委員でいるんですよ。あそこにいらっしゃるけれども。細野さん、ちょっとやっぱりこれは辞めた方がいいというふうに思ひませんか。

○國務大臣(細野豪志君) 水野委員のおつしやっている意味はよく分かります。そこは、これからこの委員の選定というのは、もちろん法的な欠格事由も明確にした方がいいと思いますし、法律的にそうなっていますから、今回は、さらには、それとどまるのではなくて、ガイドラインを設けて厳しい基準の下でやると。さらに、それに上乗せをしてさらに情報公開という、やはり三段階ぐらいいの厳しさを持たないと国民の皆さんから受け止められないというふうに思うんですね。

これは全く発想の転換なんです。これまで国会の同意人事をする場合は、その同意が全てですから、前提なしで同意をしていただいて、それでもう全て終わつていたわけですね。一回同意をされると、今は尾本委員についてどうかというお詫びがありましたが、例えば私がここで何を言おうが、それは影響なく身分は守られるわけです。ですから、そういう国会同意に全てもう丸投げでそれで決めてしまえば完全に守られるという仕組みではなくて、常に情報公開とそういう厳しいガイドラインとで国民の皆さんから厳しい批判にさらされるという、そういう明らかにもう去年の三一二で時代が変わったんだという、そこを示さなければならぬと私は思つております。

○水野賢一君 私も、法律論でいえば、細野大臣が今おつしやっているのはまあ確かに一理あるのかもしれないと思いますよ。つまり、国会で同意をされた以上、それは細野さんが、この人はもう辞めるべきだというふうに仮に思つても、大臣が仮に思われたとしたって、それは任期の期間は守られているわけだから、それは解任したりとか、そういうことはできないという、それは理論的に

だけど、民主党政権だって法的根拠なくとも、お得意の、例えば浜岡原発止めるときだつて、別にあれば法的根拠なくて、要請して止めたわけでしょう。そういうことで要請することできるんじゃないですか。別に法的根拠があらうがなかろうが、お辞めになつた方がいいんじゃないですか」というふうに要請されませんか。

○國務大臣(細野豪志君) 浜岡原発の場合には、あれは総理の御判断もあり、要請という形になつたわけですね。それと、やはり国会の同意人事で、特に私の場合、原子力委員会は担当大臣でもありますから、逆に担当大臣であるがゆえに、八条委員会として守られている委員に対して、それはやれること、やれないことはどうしても法律の線というのがありますので、そこはやはり若干性質が違うのではないかというふうに思います。

○水野賢一君 まあ大臣も内心は多分、こういうことをいろいろ追及されるような人は辞めていただけの方が有り難いだろうなと思って、枝野さんが今うなずいていらっしゃるようにも、私の目の錯覚かどうか分かりませんけれども、まあ大体常識的に思えば、みんなそう思うんですよ。尾本さん、これだけ、普通に考えておかしいと思いませんか。東京電力と今原子力村との関係がこれだけ問題になって、しかもですよ、過去にといふんじやなくて、原発事故から一年間顧問料をもらっていた人が今も原子力委員でいるというのは誰がどう見たっておかしいんだから。寄附とかが今問題になつてているわけでしよう、寄附とかを受けているのが問題というときに、顧問料を百万ももらって、まあ推定ですけれどもね、それは、月。辞める気ないですか、尾本さん。

○政府参考人(尾本彰君) 原子力委員として、私の持ってきた専門的な知見と、それから国際的な経験を基に貢献するように、二〇〇九年の末に求められて委員になつているというふうに考えておりまして、かつ、私は今までの原子力委員としての活動を通じて、事業者からの請託を受けて定例会等において発言をする、あるいは決断をする、

そういうことはしたことがありませんので、今までどおり委員としての貢献を続けたいというふうに考えております。

○水野賢一君 今、二〇〇九年から原子力委員をもの同じ二〇〇九年の十一月一日からなんですよね。

ほぼ同じ時期に、原子力委員になるのと東京電力の顧問になるのと同じ時期になるつて、これ私には信じ難い、しかも、なつたときというだけじゃなくて、その後原発事故が起きて問題になつてあるんだから、それで平気で一年間もお金をもらつていた人がまだ、じや、細野さん、そういう人が、今後、まさに原子力委員会というのは原子力行政の中心ですから、例えばあれですよ、新大綱の策定とか、まあ今はちょっと頓挫しているのかかもしれないけれども、こういうのにかかるのが国民の疑惑を持たれるというふうに思いましたが、基本的に前も公開されても、同意人ふうに私は考えております。

○國務大臣(細野豪志君) 水野委員がおっしゃりたいことはよく理解できます。繰り返しで恐縮ですが、ただ、そこは、私は担当大臣ですので、逆に法律に基づいて様々な審議が行われるのをしつかりとそこは尊重しなければならない立場であり、そういう制度であるというのもまたこれも立法府の意思として重い原子力安全委員会という存在があるわけですね。

ですから、私が申し上げられるのはそこまでだということを御理解をいただきたいと思います。

○水野賢一君 じゃ、まさに国会同意人事をするときに、それは国会側も、私自身も我が身を省みながら、そういう国会も同意人事が提示をされたときにどういう人物なのかということをきちっと見なきやいけないということにはなると思うんですが。

○衆議院議員(生方幸夫君) これは規制委員会というのが新たにできて委員長及び委員というのは、極めて重い任務を負うわけですね。だから、その人選に当たつても極めて厳格に審査をしなければいけないというふうに思つておりますし、国会同意人事に当たつても、きちんとそれが同意に値するかどうかという情報はできる限り公開をして国会議員の皆さんに判断をしていただくというのが一番適当ではないかというふうに私は考えております。

○國務大臣(細野豪志君) 簡潔に答弁します。実はちょっと大変悩ましい問題があるということは委員の皆様に知つていただきたいと思うんですが。

原子力規制委員会というのは専従ですから、そこの人はそれこそ仕事をなげうつてこれに専念をしなければなりません。もちろん、お説りをして、そして出した結論が、もうこれが結論ですので、それまでは情報についてはできるだけしっかりと秘匿

ね。それはそれで大いに結構なんだけれども、それは結構だけれども、それってこれ生方さん、委員になつた後これは何か開示されるとかといふふうになるんですか。

○衆議院議員(生方幸夫君) これはガイドラインできちんと明記をしたいというふうに思つておりますが、基本的に前も公開されるべきだというふうに私は考えております。

これまで、そういうことをやらずに、国会同意人事は経歴だけ出して国会で決めていただけましたので極めてシンプルなプロセスだったんですけど、これから時代がそこで変わりますものですから、そこは国会の同意人事のやり方自体も若干参議院の方でも御検討いただけると非常に有利難いなというふうに思つております。

○水野賢一君 一般論としては今大臣のおっしゃることどこの人はもらつていたとか、今ももらつていますとかということが公開されても、同意人との採決のときに、なつちやつて後だつたら、今、細野さんが言つているようによつしようと、国会同意人事で国会に諮るときにはこもないみたいな話になつちや困るわけであつて、そういうことを調べた上で国会に提示されるべきだというふうに思ひますけれども、どうでしようか。

○衆議院議員(生方幸夫君) これは規制委員会というのが新たにできて委員長及び委員というのは、極めて重い任務を負うわけですね。だから、その人選に当たつても極めて厳格に審査をしなければいけないというふうに思つておりますし、国会同意人事に当たつても、きちんとそれが同意に値するかどうかという情報はできる限り公開をして国会議員の皆さんに判断をしていただくというのが一番適当ではないかというふうに私は考えております。

○國務大臣(細野豪志君) 簡潔に答弁します。実はちょっと大変悩ましい問題があるということは委員の皆様に知つていただきたいと思うんですが。

原子力規制委員会というのは専従ですから、そこの人はそれこそ仕事をなげうつてこれに専念をしなければなりません。もちろん、お説りをして、そして出した結論が、もうこれが結論ですので、それまでは情報についてはできるだけしっかりと秘匿

をしてやろうというふうに思つてますが、例えれば、そういう事前に情報公開のための情報を調べたり、さらにはそれをガイドラインに照らしてやる作業というのはかなり大変な作業でございまして、そのプロセスの中で、その人が、例えば情報として出てしまふであるとか仕事を失うであるとか、そういうリスクもあるということを分かっていただきたいんです。

これまで、そういうことをやらずに、国会同意人事は経歴だけ出して国会で決めていただけましたので極めてシンプルなプロセスだったんですけど、これから時代がそこで変わりますのすから、そこは国会の同意人事のやり方自体も若干参議院の方でも御検討いただけると非常に有利難いなというふうに思つております。

○水野賢一君 一般論としては今大臣のおっしゃることどこの人はもらつていたとか、今ももらつていますとかということが公開されても、同意人との採決のときに、なつちやつて後だつたら、今、細野さんが言つているようによつようと、国会同意人事で国会に諮るときにはこもないみたいな話になつちや困るわけであつて、そういうことを調べた上で国会に提示されるべきだというふうに思ひますけれども、どうでしようか。

これまで、そういうことをやらずに、国会同意人事は経歴だけ出して国会で決めていただけましたので極めてシンプルなプロセスだったんですけど、これから時代がそこで変わりますのすから、そこは国会の同意人事のやり方自体も若干参議院の方でも御検討いただけると非常に有利難いなというふうに思つております。

○水野賢一君 一般論としては今大臣のおっしゃることどこの人はもらつていたとか、今ももらつていますとかということが公開されても、同意人との採決のときに、なつちやつて後だつたら、今、細野さんが言つているようによつようと、国会同意人事で国会に諮るときにはこもないみたいな話になつちや困るわけであつて、そういうことを調べた上で国会に提示されるべきだというふうに思ひますけれども、どうでしようか。

○衆議院議員(生方幸夫君) これは規制委員会といふふうに私は考えております。

これまで、そういうことをやらずに、国会同意人事は経歴だけ出して国会で決めていただけましたので極めてシンプルなプロセスだったんですけど、これから時代がそこで変わりますのすから、そこは国会の同意人事のやり方自体も若干参議院の方でも御検討いただけると非常に有利難いなというふうに思つております。

○水野賢一君 一般論としては今大臣のおっしゃることどこの人はもらつていたとか、今ももらつていますとかということが公開されても、同意人との採決のときに、なつちやつて後だつたら、今、細野さんが言つているようによつようと、国会同意人事で国会に諮るときにはこもないみたいな話になつちや困るわけであつて、そういうことを調べた上で国会に提示されるべきだというふうに思ひますけれども、どうでしようか。

○衆議院議員(生方幸夫君) これは規制委員会といふふうに私は考えております。

これまで、そういうことをやらずに、国会同意人事は経歴だけ出して国会で決めていただけましたので極めてシンプルなプロセスだったんですけど、これから時代がそこで変わりますのすから、そこは国会の同意人事のやり方自体も若干参議院の方でも御検討いただけると非常に有利難いなというふうに思つております。

○水野賢一君 一般論としては今大臣のおっしゃることどこの人はもらつていたとか、今ももらつていますとかということが公開されても、同意人との採決のときに、なつちやつて後だつたら、今、細野さんが言つているようによつようと、国会同意人事で国会に諮るときにはこもないみたいな話になつちや困るわけであつて、そういうことを調べた上で国会に提示されるべきだというふうに思ひますけれども、どうでしようか。

然議運で事前に聴取をすると。そのときにできる限りの質問をして、そのときの質疑を公開することによって、その方が適当であるかどうか各国会議員が判断できるようになるのではないかというふうに思つております。

○水野賢一君 いや、その今おっしゃった人事官などとか会計検査院の検査官とかが、いわゆる面通しみたいなのを議運でやるのは私も知つていますけど、私が聞いているのはその話ではなくて、要是寄附を、つまり質疑を幾らそこでしたって、ちゃんと寄附をもらつてあるかどうかとということがこれデータとして出てこなかつたらそれは分からぬわけだから、そういうことというのはこの条文で法的にも担保されているんですかと。それとも、法的には担保されていないけど、立法者としてはそういうことをやつていただきたいというふうに思つているだけなのか、ちょっとその辺を聞きたいということです。

○衆議院議員(生方幸夫君) 委員長あるいは委員による方についての情報で公開できる限りのものは公開をしなければいけないし、そのときにもし故意に隠しているようなことがあった場合は、附帯決議において、委員長又は委員たる者に適しない行為があると認めるときは罷免され得ることもあり得るという附帯決議を付けておりますので、もし故意に隠しているようなことがあれば、事後に罷免されるということも十分あり得るのではないかというふうに考えております。

○水野賢一君 じゃ、尾本さんのようなケースの場合には罷免に値するんだというふうに思いますが。

国会事故調との関係について伺いたいと思います。

先ほど来も何回か質問の中で出てきましたけれども、これ、国会は、衆参両院、全会一致で、去年の九月だったですね、去年の九月に国会事故調査委員会設置法というのを作ったんですね。これは、名前どおり、まさに東京電力福島第一原発事故の事故調査、原因を明確化すると、これが最大

の任務ですけれども、それに加えて、法律の中に用に書いてあるんですね。何でその提言、しかりませんけれども、これ、何で待たなかつたんでありますか。さつき細野さんは、それ先ほどの質問の中でもお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員(生方幸夫君) 事故調の調査結果が出てからこれが発足するのが望ましいという水野議員の質問は分かりますけれども、今現在は原子力保安院が、本来は四月一日でこの原子力規制委員会が発足するはずだつたんですから、なくなつているはずの原子力保安院がいろんな問題について判断をしているわけですね。そういう状態を長く続けるよりは、やっぱりきちんとした専門家による原子力規制委員会を一日も早く発足をさせた方がいいのではないかという判断だというふうに思ひます。

○水野賢一君 世の中、急がば回れというんであって、しかも、何も三ヶ月待てとか四ヶ月待てと言つてゐるわけじゃないんですよ。この、間もなく出てくるものを何で待てないのかというふうに思ひますけれども、これ二月に黒川委員長が、政府が一月末だつたと思いますが、それで、二月の頭に黒川委員長が抗議声明を出したのは知つていていますか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 存じております。

○水野賢一君 それについて、筋の通つた話だと思います。

○衆議院議員(生方幸夫君) この原子力規制委員会についての委員会の審議が早く始まつて四月一日に発足していればこれベストだつたんですけども、残念ながらそういうことになつていなかつたわけでござりますから、今現在、保安院に任せておいた方がいいのか、新たな規制委員会を早く発足をさせて規制委員会に判断をさせた方がいいのかということで、私は一日も早く規制委員会を発足をさせて判断をさせた方がいいと判断しております。

○水野賢一君 何かちょっとと答弁がずれているよな気がするんだけれども、要は、黒川委員長が何をけしからぬと言つたのかと、国会は、行政組織の在り方にについて提言を出してくださいと国会が頼んだわけですよ。頼んだにもかかわらず、一月に、その答申が出てこない一月の段階で政府が、新たな行政組織の在り方、つまり原子力、当時の言葉で言えば規制庁ですね、その法案を出したことがけしからぬと言つたんですね。政府に対してけしからぬと言つただけじゃないんですよ。国会に対しても、それに対してちゃんと、そんなことでいいのかというふうに言つてゐるわけですよ。しかも、それを今度、国會議員が議員立法という形でこれ出すというのはおかしいと思ひませんか。

いやいや、生方さんとに聞いてるんですよ。

○衆議院議員(生方幸夫君) これは、政府が原子力規制法案というのを出して、自公が原子力規制委員会という法案を出して、その二つの法案が出てとき、きちんと一つに修正をしようという形で議員立法という形になつたんであって、当初から議員立法というふうに想定されたわけではないので、今、水野議員の指摘のようなことは当初は予想されていなかつたという点でござります。

○水野賢一君 要は、何で待たないのかという、何でそれを参考にしないのかということなんですが、けれども、じゃ、参考にする価値がないと思つてゐるんですか。

○衆議院議員(生方幸夫君) これは本来、政府が判断をすることで私が答えるべきことではないというふうに思ひますが、それはもちろん水野委員の指摘のように、事故調の調査結果が出て、参考にしてつくつた方がいいとは思ひます。ただ、それまでに放置をしていくより、私は、今一日も早く規制委員会を発足をさせてそこが機能させるようになされた方がより良いのではないかというふうに判断をいたしております。

○水野賢一君 だけど、それは一日も早くと言つたって、もうずっと放置してきたんですよ、結局。一月に国会に提出をして今に至るまで放置されたものを、何であと十日ぐらいのものは待てないのかと、その合理的な説明がないでしょとうこうことを言つてゐるんです。どうですか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 私は委員会の付託をかんと/orに閲して権限を持つてゐるものではございませんので、委員長としては、付託された法案について審議をするというのが私の職責だと思つております。

○水野賢一君 付託は議運で行うかもしれませんけれども、あなたの法案提出者なんですよ。付託をするとかなんとかといつて以前に、提出者として、誰かが提出してきた法案を衆議院の環境委員会に付託したんじゃなくて、あなたが提出者なんですよ。今の答弁おかしくないです。提出者たる者が何で十日ぐらい待てなかつたのかということを言つてゐるんですよ。

○衆議院議員(生方幸夫君) 議会の会期が二十一日までというふうに迫つてゐることもあって、委員長としては、参議院の審議のことも考え、一日も早く衆議院の審議を終えて参議院に送りたいというふうに判断をしたわけでござります。

○水野賢一君 じゃ、その論法でいくと、参議院の審議日程を考えていたい出していくいただいたて、つまづ一十一日までに上げるとかなんとかとが決めるんぢやないから分かりませんけれども、延長されたときは、別に、国会事故調の報告というのがそろそろあることはもうこれは決まつてゐるんですから、決まつていてる以上、それを見つめ、つまづ一十一日までに上げるとかなんとかとが決めるんぢやないから分かりませんけれども、

それは提案者として、そういうこともあつていいなどいうふうに思いますか。

○衆議院議員(生方幸夫君) これは参議院が判断することで、私が答えるべき問題ではないというふうに思っています。

○水野賢一君 これは、附則第五条で、さつき岡議員もここを指摘していらっしゃいましたけど、法施行後三年以内に、幾つかのものを検討して、要するに見直し条項みたいなのがありますよね。ここには、国会事故調が提出する報告書の内容ということは一応書いてあるんですけど、政府事故調の報告書とかということは書いてないんですけど、政府事故調の報告書は参考にしなくていいわけですか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 基本的には、政府事故調の調査書も見て、参考にして見直すということがあります。

○水野賢一君 政府事故調は報告書、中間報告ですけど出していますけど、提出者は見ていていますか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 詳しくは見ておりません。

○水野賢一君 実際に提出する前に詳しく見ていない人が、今後本格的な報告書が出たときにそれも参考にすると言つても余り当にならないような気がいたしますけれども。

そもそも、だから今の安全委員会とか今の保険院に問題があると思うから、これ変えるわけでしよう。今の安全委員会、保安院、どこに問題があるというふうに提出者思いますか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 実際に東電の福島第一原発であれだけの事故が起こったわけですね。それで、適当に原子力保安院や安全委員会が対応できたのかといえば、できていないというふうに私は思いますが、それは多くの国民も思つていいふうに思つております。

○水野賢一君 どうも議論がかみ合わないと思い

ますけれども。

これちょっと話進めますけど、情報公開の話を聞きたいんですけど、さっきの法案の趣旨説明、この中でも、第四にという中で、原子力規制委員会は、保有する情報の公開を徹底することにして、要するに見直し条項みたいなのがありますよね。ここには、国会事故調が提出する報告書の内容のなかどうかをお聞きしたいと思います。

情報公開法に関しては、情報公開法と独立行政法人情報公開法と両方ありますけど、これはどちらかの対象になるのか、それともならないのか、聞きたいと思います。

○衆議院議員(生方幸夫君) 情報公開法の対象になります。法人情報公開法と両方ありますけど、これはどちらかだつたら公開しちゃ駄目とかという。だけれども、これは六類型に当たつても、だから、一般には不開示要件として、じゃ六類型あるんですね、六つぐらい、個人情報とかなんとかだつたら公開しちゃ駄目とかいう。だけれども、これは六類型に当たつても、だから、一般には不開示だけども、この原子力規制委員会関係のものは開示するということですか。

○衆議院議員(生方幸夫君) これはホームページ等できちんと開示をして国民の皆さんに知つていただくということをございます。

○水野賢一君 ちょっと答弁します。

○委員長(松村祥史君) 生方環境委員長、もう一度御答弁願います。

○衆議院議員(生方幸夫君) 具体的には、原子力公開法の対象なんだから情報公開は決まっている

○水野賢一君 そうすると、情報公開法の対象になるということは、要するに、元々情報公開法といふのは、基本的に政府が持つているデータは原則的に公開しなきやいけないわけです。まあ不開示の部分もありますよ、黒塗りの部分になる部分

はあるかもしれないけど。要するに、元々情報は

○衆議院議員(生方幸夫君) 同じだというふうに思つています。

○水野賢一君 同じじゃあえて書く必要もない

○衆議院議員(生方幸夫君) 同じだというふうに思つています。

○水野賢一君 同じじゃあえて書く必要もない

○衆議院議員(生方幸夫君) 同じだというふうに思つています。

○水野賢一君 いや、だから、それは政府の持つているデータというのは、わざわざこの法律に、

ます。

別にこれ書いてなくたって、一般に政府の持つて

いるデータは情報公開法の対象なんだから開示しないいけないんですよ、開示請求があれば、それを、一般には不開示要件として、じゃ六類型あるんですね、六つぐらい、個人情報とかなんどありますけれども、ノーリターンルールで、これはありますね、法文でいうとこれは附則の六条に

ありますね。最初の五年間の経過措置はあります。要するに、職員の場合は、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする云々というふ

うにありますよね、最初の五年間の経過措置はあるかもしれませんけど、じゃ、あれで

さつきもお話をありますけど、これが、これで

すか、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行

政組織って、定義何ですか、これ。どこを指して

いるんですか。

○国務大臣(細野豪志君) それは従来の経済産業省、そして文部科学省ということをございます。

○水野賢一君 法案の提案者が原則的に答えてもらいたいと思いますけれども。

これはあれですか、じゃ、経済産業省だとして

場合に、経済産業省、さつきもちょっとその議論

ありました。経済産業省の工エネに戻るのは駄目

というのは当然分かりますけれども、例えば中小企業庁とか貿易の担当とか、これはいいんです

だけけど、じゃ、普通の情報公開法だと、六類型、個人情報とか法人の何とかとかという、そういうのは非開示要件になつてゐるんですけど、同じように非開示にされちゃうですか、そういう

ものは。それとも、これは特段、そうであつても開示されるわけですか。

○衆議院議員(生方幸夫君) 請求に基づいて公開をするというんではなくて、自らの判断でできる限りの情報を公開するということでござります。

○水野賢一君 じゃ、これは原子力規制委員会は情報公開法の対象なんでしょうけど、当然、その

事務局的な補佐を担うのか、原子力規制庁がありますよね。こちらも対象になると理解していくですね。

○衆議院議員(生方幸夫君) ええ、結構でござい

○水野賢一君 ちょっとこれ、聞かなきゃいけないことがたくさんあるのであれなんですけど、

いや、ちょっとノーリターンルールについて伺いたいと思うんですが、先ほども議論がちょっとありましたけれども、ノーリターンルールで、これはありますね、法文でいうとこれは附則の六条に

ありますね。要するに、職員の場合は、原子

力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする云々云々というふ

うにありますよね、最初の五年間の経過措置はあります。要するに、職員の場合は、原子

力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする云々云々というふ

うにありますよね、最初の五年間の経過措置はあります。要するに、職員の場合は、原子

力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする云々云々というふ

うにありますよね、最初の五年間の経過措置はあります。要するに、職員の場合は、原子

力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めることとする云々云々というふ

うにありますよね、最初の五年間の経過措置はあります。要するに、職員の場合は、原子

向に流れているということを発表し、私もその日初めてSPEEDIのデータを見ましたので、その日に公開すべきだという話はしました。その日とエネルギー省がデータを公開した日は同じでしたので、そこはそういうことはなかった、そごというか、それそれが公開するということでやられたのではないかというふうに推察をしておりますが。

○平山誠君 なぜかといいますと、この原子力規制委員会、若しくは規制庁ということことで政府案で始まつたと思いますけれども、ここにも、今のニュースのところにも最後に書かれていますが、文部科学省、経済産業省、保安院はデータを公表せず、首相官邸や原子力安全委員会にも伝えなかつたと、そう報道されているんですよ。

私は、一月に政府案が出されたときに、規制庁が早くできればいいと思ってる議員の一人で、ましてや保安院やら原子力安全委員会が信用されていない部分においては昨年中に緊急でも規制庁をつくつてすればいいと思っている議員の一人でした。しかし、このように三党合意で三条委員会という形になつた以上は、規制庁の政府案と責任の配置がいろいろと違うと思います。その中で、国民に信用されていないと言われている保安院、原子力安全委員会というものが事実上でき上がりでも、国民が安心して信用できるものか。今情報のように、すごい高い放射線量が北西に行っていますよというのもかわらず、北西に避難して多くの被曝をしているかもしれない人たちはたくさんいます。その方々をやはり安心させるために……。

退席するときは何か声を掛けて行つていただきたい方がいいんじゃないですか。こういうところが、やはり、まあ私のひがみじないですかとも、参議院軽視じゃないかということだと思いますですよ。

話は続いますが、やはり信用されていない。省庁ができるときは、俗に言う初めよければ全てよ

しといったような国民の安心、安全を得てスタートするべきだと思うんですが、この委員の選び方の日に公開すべきだという話はしました。その日とエネルギー省がデータを公開した日は同じでしたので、そこはそういうことはなかった、そごというか、それそれが公開するということでやられたのではないかというふうに思つたのです。

システム、そういう形であれば、国民がまたシステムが違うのかなということで関心も持ちます。が、今まであつたような三条委員会で委員長が一人、委員が四人、その委員は内閣官房が候補者を挙げて国会同意で決める、こういう形をやつたら何もやはり、誰とは言いませんけれども、原子力安全委員会の委員長も信用していないといふうな報道がされました。が、やっぱり全く新しい形でスタートするというのが必要かと思うんですが。

私は決して賛成ではありませんけれども、裁判員制度ができました。やはり、裁判官という専門分野のエキスパートがいて、その情報を加工し、そして罪状を決定する。非常に今まで、まあ他国は分かりませんが、日本の裁判の制度としてはそのように専門家が決定したと。そこに、ある何かの事情により裁判員制度ができたと。

そのような裁判員制度のような制度をこの原子力規制委員会に導入するといったような案はございませんでしょうか。大臣と、あと提出者にお聞きします。

○國務大臣(細野豪志君) できるだけ国民から開かれた組織にすることが重要だと思うんです。ですから、裁判員制度的な発想でいろんな皆さんの意見も聞かせていただくよ、広報といふよりは広聴活動というようなものも重視をしていきたいというふうに思います。

ただ、今、平山委員が、例えば五人の委員の中に抽せんで誰かを選ぶということをお考えだとするとそれはちょっと危険だと思うんですね。やはり、五人の委員というのはそれぞれ専門分野は違つていいと思うんですが、バランスよく判断をする人材が必要ですので、ですから、そこは専門家で、もうそれこそ原子炉のその部分だけの専門家という意味ではなくて、もう少し幅広い意味での専門家を並べてしっかりと御判断をいただく

と。そして、そこで判断されたものについて常に国民の皆さんに見ていただけるよう、そういう国民の皆さんに見ていただけるよう、そういう体制はつくらなければならないというふうに思つております。

○衆議院議員(江田康幸君) 先生がおっしゃいましたように、この委員長並びに委員の人選というのは大変重要なございまして、そのためには、本法律ではその規定として、人格が高潔である、また安人、委員が四人、その委員は内閣官房が候補者を挙げて国会同意で決める、こういう形をやつたら何もやはり、誰とは言いませんけれども、原子力安全委員会の委員長も信用していないといふうな報道がされました。が、やっぱり全く新しい形でスタートするというのが必要かと思うんですが。

私は決して賛成ではありませんけれども、裁判員制度ができました。やはり、裁判官という専門分野のエキスパートがいて、その情報を加工し、そして罪状を決定する。非常に今まで、まあ他国は分かりませんが、日本の裁判の制度としてはそのように専門家が決定したと。そこに、ある何かの事情により裁判員制度ができたと。

そのような裁判員制度のような制度をこの原子力規制委員会に導入するといったような案はございませんでしょうか。大臣と、あと提出者にお聞きします。

○國務大臣(細野豪志君) 済みません。正確な額は存じ上げていませんけれども、非常にしつかりとした予算が組まれていたという印象はできました。が、予算が付いていたのではないかというふうに、規定どおりと先生はおっしゃるかもしれませんけれども、そこに高潔でありそして高い識見を有するということを入れたわけですが。

この意味は、専門的知識、経験が必要なことは非常に言うまでもないことでござりますけれども、この要件だけにすれば、これはいわゆる原子力村的な視野の狭い技術者に限られた懸念も出てくる、そういうこともあり、そこで高い識見といふことで、この専門的知識、経験を有しながらも柔軟な思考と判断力に富んだ、そういう要件を加えて、全体でバランスの良い、バランスの取れた人材の確保をこの法律では求めているところでございます。

○平山誠君 大臣ね、私が言つたのは、五人の委員と、今裁判員制度も裁判官を決めるんじやなく最初の裁判官プラス一般の方を入れるということで、その中で裁判員制度のどう導入したかといふ最高裁のホームページを見ると、専門的な正確な知識を重視すると、これは当たり前のことで、それが専門家を重視する、ただ、一般的な国民の考え方、専門分野に特化したところの常識じやないところの常識も入れるということで裁判員制度を導入したということが書いてあります。

やはり、だからこの委員会も五人で決定するところも一つの大きな視点かなと思って今聞いておりました。

○委員長(松村祥史君) どなたにお尋ねでしょうか。

○平山誠君 提出者、委員長に。

○衆議院議員(吉野正芳君) 先生の、裁判員制度をまねした、似たような形で原子力委員会というのも一つの大きな視点かなと思って今聞いておりました。

この流れの中で、先ほどから国会事故調の話が出ていますが、大臣、あと提出者にお聞きしますが、国会事故調の予算はどのぐらいだとお思いですか。

○國務大臣(細野豪志君) 済みません。正確な額は存じ上げていませんけれども、非常にしつかりとした予算が組まれていたという印象はできました。が、予算が付いていたのかは受けましたので、そういう予算が付いていたのではないかというふうに思います。

○平山誠君 先ほどから他の委員もこの国会事故調の在り方、そして誕生の経緯というのは、やはり三・一一、未曾有の震災があつた後、どう日本が再興していくべきかということも踏まえ、大切であるからこそ約十五億円の予算を付けて調査をしているわけです。

先ほどから言つて、この調査の結果を待たず、なぜこの法案を参議院で急遽、三日間ほどの審議で結論を出していくことにななければならぬのか。これが、先ほども言うような、保安院が、大飯原発は保安院が審査して稼働を、まあ起動ですか、起動を進めるということの結論を出したしました。おかしいじゃないですか。規制庁が新しく規制してスタートするなら分かりますけれども、それをあと何週間か待つて指示を仰ぐといふのは、やはり衆議院の方の委員会では論議されなかつたんでしょうか、委員長。

○委員長(松村祥史君) どなたにお尋ねでしょうか。

○平山誠君 提出者、委員長に。

○衆議院議員(吉野正芳君) 先生の、裁判員制度をまねした、似たような形で原子力委員会というのも一つの大きな視点かなと思って今聞いておりました。

国会事故調の報告前にどうして急いで出すんだ

申し上げましたように、原子力安全委員会、そして原子力安全・保安院、もう国民は誰も信用しておりません。本当に信頼できる原子力の規制組織を立ち上げてほしいという国民の大きな期待にこたえるためにも、今タイミングは持てない状態でありますので、この規制委員会を早急に立ち上げて国民の信頼を得ていきたい。そして、国会事故調の報告書も踏まえて、これ三年後ではありますん、三年以内なんです、三年以内。ここのことろを御理解をいただいて、必ず見直しをしていく、こういうことでござります。

そこは衆議院の方でかなり集中的に議論をされた点でございました。当初、政府案というのは、原子力規制庁という形で、大臣が法的に委任をした長官が様々な技術的、専門的な判断をするという形になつておきました。そして、有事の際には総理の指示権が発動できるという仕組みになつておりました。これは過度に総理の指示権が働き過ぎるのではないかという、そういう厳しい御意見がございました。

一方で、自民党、公明党の方から出てきた案というのは、これは原子力規制委員会が全ての権限

て、技術的な分野については独立した三条委員会を設置し、そして国民の代表たる我々が審査をきちっとして立派な方を選出した後、その人たちにひとつ信じて任せることができるような私たち組織として考えておるところでございます。

提案する以上、今考えられる私は最高のものであると思つております。

そしてもう一点、今後、議会における事故調から示されるいろんな真実は今後の三条委員会の中で十分生かされていくものであると思ひますし、先ほど来より答弁ありましたように 三年以内といふのは、場合によつては僅かな間で新しいことが、大切なことが起これば、いろんな見直しが起つてくる可能性も十分ござりますので、是非議員の方におかれましても御理解をいただければと思つております。

○平山誠君 それはどうでしようかね。やはり保安院が信用されてないとか、そういう部分を御理解しているならば、じゃ大飯の稼働は保安院の検査報告とか、それで稼働するというのはいささかおかしいんじゃないとか私は思います。

裁判員制度のことをまたおつしやいましたが、やはりより多くの国民の感情を取り入れ、国民の意識を取り入れて新しく原発の、エネルギー問題は考えていかなければいけないというこの時期だからこそ、多くの意見を聞くという意味で、新たな今までなかつたような委員会にするならば今までなかつたような委員会、そして規制庁にするならば多くの権限、規制する権限を与えた規制庁でなくてはならないと私は思います。

そこで、また一つちょっと調査の中から聞きましたのですが、法案を詳しくは見ませんが、ある法案の一部を読み取りますと、福島第一事故の際に官邸からの過度な介入が現場を混乱させたと、その意味の部分がこの新しい規制委員会の法案にも盛り込まれているということがありますが、これは論議された事実でしょうか。

○国務大臣（細野豪志君） そこは……

○平山誠君 大臣じやなくて。

○国務大臣（細野豪志君） 私じやなくて。

いいですか。

○平山誠君 大臣でも。どうぞ。

○国務大臣（細野豪志君） はい、済みません。

い範囲をとらまえておられて、そして総理はそこには基本的には指示権は行使できないという、そういう立て付けになつております。これだと、私が懸念をしましたのは、本当にシビアなケースにオフサイトも含めて政府が対応し切れるんだろうかということを懸念を率直に感じております。

そこの両者のいいところを取つた形で、専門的、科学的な部分については原子力規制委員会がしっかりとやり、ここには総理は指示権を発動できません。しかし、それ以外のところについては、オフサイトは政府全体がやり、そして科学的専門的な部分を超えたところについては政治的な判断を総理ができるという、そういうバランスを取つた判断になつたというふうに承知をしております。

提出者の皆さんの方で、もしニュアンスが違うところがあれば、御答弁をいただければ幸いであります。

○衆議院議員(田中和徳君) 今大臣からも答弁ありましたけれど、一番この議論が我々与野党間の協議の中心でございました。

今回、私は自民党ですから率直に申し上げますと、菅直人リスクというものが極めて国民に伝わり、いろんな意味での不信をかき立て今日に至っていると思っております。そういうことで、ありとあらゆる部分から、俗に言うオンサイトについ

国会で、事故調で、前総理大臣、経済産業大臣ほか、いろんな方、官邸にいた方に来ていただきたいと事情聴取をしている段階であり、それがなぜ、この新しい日本のこれからを、未来を担う法律にリスクであるという部分が書き直されなきやいな印度ですか。これはやはり、本人も事情聴取し、他の関係大臣も意見聴取された中で出てきた事実で官邸が多くの介入をし過ぎたというようなことがあります。国会で国議員が決める法律を中国に盛り込んで僕はいいと思つんすけれども、何の情報で官邸が多くの関与をしたんでしようか。

それは皆さん一人一人の感覚、若しくは東京電力の感覚、若しくはその当時、内閣で、内閣府の内で働いていた人たちの感覚、現場の人の感覚、感覚論じゃないですか。その結論は何をもつて判断をしたんですか。もう一度お聞きします。

○衆議院議員(田中和徳君) 三月十一日以降、今日まで歳月がたち、多くの検証がなされたと思っています。これはありとあらゆる分野、民間の皆さんも我々議会もそうでありますし、政府側も含めて、またマスコミの一つ一つもそれぞれに御努力をされて、やはり問題点をいろいろと洗つて、いろいろな報道もなされておるところでございます。私たちはそういうものを今の時点で考えて、この法案を作らせていただきました。もちろん、完璧なものではないかもしませんが、私たちが

○平山誠君　ありがとうございます。
私もこの委員会を設置するのは反対ではないんですよ、賛成なんですよ。しかしながら、この判断が根拠もないところで法律に変わっていくということは恐ろしいことだと私は思うんです。
そして、この権限を負わされた委員長というものの責任は、もしも事故が起きた場合どのようにして責任を負うのか。我々政治家は選挙というもので問われます。ただ、委員といふものは、指名されて、そして、先ほどもありました、稼働を承認なされたときの、もしもの事故が起つたときには自衛隊の介入、その判断が一人委員長に委ねられていいんでしょうか。これはやはり政治家がちゃんと責任を持つて判断できるような仕組みも必要なんじゃないかと思いますが、その辺をもう一度お聞かせください。

○國務大臣(細野豪志君) 先ほど御説明をした中で、専門的、科学的ということを申し上げました。自衛隊が放水に入るというような場面というのは、放水すること 자체は専門的、科学的に決められます。が、そこに何を部隊として投入すべきかというところはもうそこを超えていますからそこにおいては総理の指示権が発動できるような仕組みになつております。

○衆議院議員(近藤昭一君) 私たちの修正協議の中でも非常に重要な論議をさせていただいた部分

あります。

そのことは、今、細野大臣からも言及があつたことと同様であります。専門的なことは規制委員会がしつかりと判断をし、そうしたことに対し

て行政府としてそれを超える判断はしない。しかし、行政府としてしっかりと責任を持って国民の皆さんの安全と財産を守っていくということであります。

○平山誠君 その辺を十分もう一度深く討議して、より良いものを作っていくということにはや

はり時間が必要ですので、今国会にこだわることなくもう少し多方面の論議を尽くした方がいいんじゃないかと私は思っております。先ほどから、国会事故調の話になりますが、黒川委員長は、委員長を受けるときこそ、これが私の

リ委員長は、それが和の使命であるとなれば日本のため、世界のためにやること。やはり二二〇、やはり、ジーハ、よう、二二〇、

○衆議院議員(吉野正芳君) 法文にも国会事故調
この事故調の報告を待つてもう一度討議をすると
いうのを重ねてお願いしますが、その辺のことは
いかがでしようか。

す。
いう名前を付して入れて、見直し規定を入れて
おります。三年以内であります。ということは、
法律が成立して三か月以内に規制委員会が立ち上
がります。立ち上がったその日から見直しの期間
が始まる、こういう理解であります。

そして、先ほどから出でていますが、人員の問題ですが、先日も細野大臣にお聞きしましたが、要するに、原発推進派、反対派から批判が出ない委員を選ばたいと新聞記事にありました。それは環境委員会のときにも大臣に質問しましたが、どういう方が委員となるのでしょうか。

例えば、また官房で選ぶに当たり、先ほどもありましたが、私も国會議員になつて短い期間ではございますが、国会同意人事でその人をどこまで選べるかといつたら、私は正直自信があります

人の委員、一人の委員長を決めるのに何人ぐらい
ん。どういう方をどういう根拠で何人ぐらい、四

○亀井亞紀子君 無所属の亀井亞紀子でございま
す。

す、いろいろこの一年伺いたいことたくさんございましたので、今日は率直に私は質問をさせていただきます。

それから當時特に福島の皆さんを始めとして被害に遭われた皆さん、テレビやラジオの情報すら取れない状況でございましたから断片的な部分を御覧になつて様々な受け止めをされているこ

と、これは真摯に受け止めたいというふうに思いますが、うそはついておりません。その時点その時点で把握をしていた情報については最大限正確

に伝えてきました。残念ながら、そのときそのどきの把握ができる情報、つまり、寺子原戸の状

まの折れかたは、心事 特に歴二年の状況について正確な情報が、これは上がつてこなかつた部分もありますし、把屋ができてハなかつ

た部分もあります。

日本が一九一九年九月に結局白紙にてをいたりの
はないかと受け取られていることについては、そ
れは否定をいたしませんけれども、うそはついて

れに否定をいたしませんけれども、いかにしてござりませんし、最大限把握ができる情報については是非をしてまいります。

は折衷をしてまいりまし乍
また、特に十一日の話については、まさにその

従 結果的に列車ながら例えは水を入れる 雷沢
車をつないで電源を確保するということができま
せうが、この時点では見易い方へ思つて、

せんでしたが、その時点では現場もそこ思ってい
たようですが、政府の側としても電源車をしつか
りと持つていて電源もへしば今即ち二三十分で食
い

りと持つていいで電源が入れば冷去ができるで食い止められると、あるいは、次の段階では、ポンプまで持つていいで電源が入らなければ今印ゴボ

車を持っていて強制的に水を入れれば冷却がで
きると、こういう情報に基づいてそれをお伝えを

して い ま し た。た た か ら そ れ が 難 し い 困 難 に な つ
た と う 段 階、段 階 で は、し た が つ て、こ う い う

ことをやろうと思つたけれどもまだうまくできていないので逃げてくださいというようなことにつ

いての指示を、これも専門家の皆さんのお判断に基づいてお示しをしました。

繰り返しになりますが、それを、残念ながら、当然のことながら、当事者、被害者の皆さんには断片的にしか当時も受け取れなかつたわけでですか

○亀井亞紀子君 無所属の亀井亞紀子でございました。今日は枝野大臣においていただきました。原発に関して私は枝野大臣に質問をするのは初めてです。いろいろこの一年伺いたいことたくさんございましたので、今日は率直に私は質問をさせていただきます。

この原子力の規制庁をつくることになつたそもそもの原因は、政府の発表に信頼が持てないという国民不信が背景にあります。それは福島の事故のときの政府の対応が、情報の出し方がまずかったということが第一にあります。

そして、当時の官房長官であつた枝野経済産業大臣が、後からの検証で、三月の十一日午後七時過ぎに、炉心溶融に至る可能性があると、そういう情報が官邸に上がつていたにもかかわらず、メルトダウンはしていない、また、直ちに健康に影響はない、直ちに避難する必要はないというような会見をされて、それが事実ではなかつたということが国民に分かつてしまつたので、完全に政府は信用を失つたと思うんですね。

私の周りで同級生で子育てしている友人たちたくさんおりますし、彼女たちでノンポリもたくさんおられます。ですから、政治の細かいことは分からなければ、しつかり覚えていることは、官房長官がすぐに避難しなくてもいいと言つたと、そのうそをついた官房長官がなぜよりによって経済産業省の、原発を推進する側の仕事をしているのか、なぜあの人は辞めないのか、なぜ責任を取らないのかと、そういうことが、私、聞かれるけなんですが、分かりませんし、これは野田総理の人事ですから何とも分からぬのですけれど。

枝野大臣は、事故当時にやはり間違つた情報を出してしまつたということについてどのように今お考えなのでしょうか。なぜあのようなうそをつかれたのか、そして御自身の責任の取り方についてどうお考えですか。

○國務大臣(枝野幸男君) まず、私は原発を推進しておりません。経済産業大臣でありますが、原

発の利用側を所管する、資源エネルギー庁は利用

ら、そうしたことの中で様々な受け止めをされていることについては真摯に受け止めなければいけないと思つております。

○亀井亞紀子君 続けて伺いますが、メルトダウンを、何というんでしよう、していないと、三月の十一日はその可能性は指摘されていたけれども、例えば動搖させてはいけないから、その時点では確定ではないからそうおつしやらなかつたとして、ただそれが実はメルトダウンしていく、メルトスルーでしたって言われたのが四月ころだつたと思うんですね。このタイムラグというのがかなりあるんですけども、それまでの内で、官房長官として少しその情報を修正したり、可能性が高いですとか、そういうような対応というのを取れなかつたんでしょうか。

○国務大臣(枝野幸男君) まず十一日の時点で私は、私の承知している限りは、私のところにはこのままで行くとメルトダウンというような情報まで上がってきておりません。当然のことながら、私は、原子力については、ましてや三・一以前は専門家でありませんから、が、しかし、原子炉というものは冷却ができなくなればいずれ熱くなつてメルトダウンするということは分かっていましたから、その将来的な可能性 자체は認識していましたわけですが、短期間でメルトダウン、つまりあと数時間でメルトダウンをするとかという認識はありませんでしたし、そういう情報は少なくとも私のところには入つておりませんでした。しかも、電源車が届けば大丈夫だ、水を入れれば大丈夫だということの情報でありますし、入らなかつたわけですから、それは現場から上がってきた情報も含めてその時点では把握できる最大限の情報であつたと思っています。

その上で、まさにそれが翌日以降、水素爆発なども起きました。それから、冷却ができない時間が長時間になつて、燃料が溶融している可能性があるという状況になつて、私自身も三月十三日の記者会見においても、炉心溶融に至る可能性があるということは申し上げました。

その後は、特に原子炉の状況がどんどん落ち置いてくれば、様々な原子炉の中の状況についての想定、シミュレーションなどが上がつてしまります。

したが、それについてその都度申し上げてきましたが、それについてあえて申し上げれば、繰り返し、あれだけ長時間冷やせない時間があつたので燃料が溶けている可能性がありますがということを常に繰り返しそれぞれ個々上がってきた情報をについて申し上げていれば、あえて言えばこういう御指摘受けなかつたのかもしれませんけれども、報道その他も、炉心が損傷しているということはもうかなり可能性があるということの中で、ではどれぐらい損傷しているのか、全部溶けているのか何とかということの中で、様々な機関から報告をされた。こういうところではこういうシミュレーションをしてこういう、何といふんでしよう、状況になつてているのではないかという分析をしてますと、ということについては、その都度報告をしてきたということです。

○亀井亞紀子君 事故調ではありませんので次の質問に進みたいと思いますが、脱原発について伺いたいと思います。

先ほど、枝野大臣は、経済産業大臣ですけれども原発推進はしておりますが、計画的、段階的に原発依存度を引き下げ、原発に依存しない社会を目指すべきとの考え方。この原発依存を最大限引き下げていくということについては、野田内閣においても菅内閣の方針を踏襲をしております。私自身、経済産業大臣を辞めたときにそのことについて確認をいたしました。この方針は変わつておりません。

しかし、まさに今、つまり三・一の日本は原発に依存をしていた社会であったことは前提になつています。依存をしていたということは、その依存状況から脱却するためにはまさに一定のプロセス、作業が必要であるということで、総理、菅前総理のお考えも計画的、段階的に原発依存度を引き下げるおつしやつております。まさに、今政府として、短期的には、そのまさに依存状況の中にある中で安全性の確認された原発については当面利用をする、一方で、中長期的にどういううロセスを踏んでどれぐらいの期間で原発依存から脱却できるのかと、これはこれでしっかりと今進めているところでございます。

○国務大臣(細野豪志君) 私も枝野大臣と同じ認識を持っておりまして、菅政権と野田政権で原発に対するスタンスが変わつたというふうには考え

今、國らずも原発が全停止していますから、実際には脱原発状態なんですね。それを再稼働させるかどうかという話になつてゐるわけですか

ども、仮に電力需給逼迫時に限定的に原発を稼働したとしても、平時において脱原発を、今の状態をなるべく続けていくというようなお考えはありますでしょうか。その点について、枝野大臣は脱原発路線を支持されますか。また、細野大臣にも同じ質問をいたします。

○国務大臣(枝野幸男君) まず正確に言うと、私は菅内閣以降、十日間、政府の一員ではございません。ですから、継続ではございません。菅総理は、記者会見においていわゆる原発依存からの脱却をおつしやられましたが、その意味について国会で、これ菅内閣当時に質問主意書にも答弁がなされておりますが、計画的、段階的に原発依存度を引き下げ、原発に依存しない社会を目指すべきとの考え方。この原発依存を最大限引き下げていくということについては、野田内閣においても菅内閣の方針を踏襲をしております。私自身、経済産業大臣を辞めたときにそのことについて確認をいたしました。この方針は変わつておりません。

したがつて、政権が替わったことでスタンスが変わつたという受け止め方は私自身もしております。その上で、安全性についてしっかりと確認をした上で短期的には再稼働をしていくものはあるといったとしても、中長期的に脱原発依存の方針でございます。特に、今年の夏までにはエネルギー全体のベストミックス、どう見るのかということについて政府全体で決定をしていくことになりますので、そこでできる限り国民の皆さんに議論をしていただいて、納得をいただけるような方針を示さなければならないと考えております。特に、今年の夏までにはエネルギー全体のベストミックス、どう見るのかということについて政府全体で決定をしていくことになりますので、そこでできる限り国民の皆さんに議論をしていただいて、納得をいただけるよう方針を示さなければならないと考えております。

○亀井亞紀子君 原子力規制庁というのは、政府

の中長期的なエネルギー政策が示され、さらに事故調査委員会の報告もされて、それとの整合性が取れる組織じやないと本来おかしいんですね。ですから、やはりこれから出てくるであろう政府の、段階的にでは脱原発だとしても、それとどう関連してくるのかということが見えないんです。それで、今日、私この法案読んでおりまして、まずその目的のところからちょっと引っかかるで、お伺いしたいと思います。

菅内閣のときは原発はかなりの数、稼働しておりました。定期検査入らないものをそのまま稼働を続けておりましたので、そういう意味では原発

頭ですが、それから再稼働について非常に慎重に判断をした結果として、一つも動かない状態になつたわけです。これは、例えチエルノブイリを経験をしたソ連やスリーマイルアイランドを経験をしたアメリカ、全部の原発を止めるということをこの二つの国はしませんでしたから、それよりも慎重に判断をした結果として、全ての原発が止まるという形に至つたというふうに思つております。

したがつて、政権が替わったことでスタンスが変わつたという受け止め方は私自身もしております。その上で、安全性についてしっかりと確認をした上で短期的には再稼働をしていくものはあるとしたましても、中長期的に脱原発依存の方針でございます。特に、今年の夏までにはエネルギー全体のベストミックス、どう見るのかということについて政府全体で決定をしていくことになりますので、そこでできる限り国民の皆さんに議論をしていただいて、納得をいただけるよう方針を示さなければならないと考えております。特に、今年の夏までにはエネルギー全体のベストミックス、どう見るのかということについて政府全体で決定をしていくことになりますので、そこでできる限り国民の皆さんに議論をしていただいて、納得をいただけるよう方針を示さなければならないと考えております。

○国務大臣(細野豪志君) 私も枝野大臣と同じ認

規制をする組織としてこの規制委員会をつくるわけなんですけれども、一条の「目的」のところに、原子力の研究、開発及び利用に関する政策に、以下原子力利用というと書いてありますけれども、つまり、原子力利用を、利用というのはつまり原子力発電だと思うんですけれども、何かそれをこの目的のところで前提とした組織にもしなるのであれば、そうすると利用と規制というのは必ずしも分かれていないのではないかどうかと、その目的のところに一緒に入っていて。これが段階的に減らしていきますという政府の方針であれば、その目的のところに何かしらそういう表現が出てきてもいいような気がするんですけども、この辺は法案提出者に伺います。

○衆議院議員(近藤昭一君) 今回の原子力規制委員会設置法案の、先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、目的、この中に原子力利用における事故の発生を常に想定しというところがあるわけであります。

今、亀井議員がおっしゃった規制と利用ということになりますが、一番は推進といわゆる規制、ここが今まで経済産業省の下にあつた。いわゆる推進も規制もと、こういうところが同じところにあつて、残念ながら原子力にある種の安全神話というものがあつた。そしてまた、そういう中で情報隠し等々があつて、原子力は安全なんだというような、そういう前提の下で推進、推進というところに来たところ、ここが一番の問題であつたと思います。そういう意味で、目的の中に、事故の発生を常に、つまり必ずしも絶対安全ではないんだというところ、そしてまた、これを環境省の下に規制を徹底的にするというところでこの規制委員会を設置したというところであります。

ただ、原子力の利用ということは、研究、開発及び利用ということになつております、ただ、この前提の中では絶対的な安全神話はないといふかし、その利用をどういうふうに抑制的といふしようか、事故を想定しながら、より安全を確保しながら進めていくと、こういうことだというふうに思つておられます。

そしてまた、政府の脱原発と矛盾はないのかといふことがあります。そこで、この夏に政府として見直されると、いうことであります。それは今後のエネルギー政策、この後、この夏に政府として見直されると、いう中でのそれは最大の議論となつてくると思います。そういう意味では、この規制委員会といふことを科学的、専門的な見地から、利用の中で安全性をより高めていく、規制を徹底的にしていく、こういう観点からというところをございまして、脱原発という方向性とは別のところの観点だというふうに思つています。

ただ、一点申し上げたいのは、四十年規制といふところであります。これから規制委員会で徹底的に、先ほど来からも答弁がありましたように、四十年、いわゆる規制委員会が速やかに見直す、この中には科学的な知見でもつてあるいは一年で、あるいは二年でということもあり得るんだと、こういう答弁もあつたと思います。

が、議論の中では、一つは四十年という規制は見直すという規定はあるわけであります、一方で四十一年という基準はしっかりと設けるというところは、それは一つの安全神話が崩れる中で原子力規制をどうしていくか、四十年が基本だと、そこが一つの私は政治的な、政治が表す意思だと思つてあります。

○亀井亜紀子君 今回の三条委員会の法律の作りというのは、アメリカのNRCの仕組みを参考にされたんだと思います。ただ、アメリカの場合には、原子力は利用しますということを前提としている。

その安全を守りますということでああいう委員会があつて、日本の場合はそれをどの程度利用するのか、そこが決まっていない中で、推進とは書かれています。立ち上がった瞬間から見直しの時間がスタートするわけでありますので、三年後ではありません、三年以内であります。ということは、委員会ができたらすぐに見直しの期間が始まるといふことです。

野田総理が会見で、私の責任において大飯を再稼働するところが決まりました。その私の責任というのは政治責任であつて法律的な責任ではなく、その法的な責任というのは現行法上は経済産業大臣にあります。その法的責任がこの法律によつて、規制府法案によつてどうなるかということが分かりました。これがこの冊子の四十七ページにありますけれども、結局、今経産大臣が主務大臣であるのが原子力規制委員会に変わることですね、改めることは政府の中に責任者がいなくなつてしまつ、主務大臣がいなくなつてしまつということだと思います。

先ほどからほかの委員が国会事故調の、これ立法院の機関ですから、その報告がもう間もなく出るのを待たずに規制府法案を先に作るのはおかないとおっしゃつておりますし、私はこの考えはもう全くの同感で、立法府の軽視だと思います。そして、やはり政府のエネルギー政策が決まらない中で規制府を設置して、利用と規制のところがはつきり表現の中で分かれていないと、結局、いく、こういう観点からというところをございまして、原子力安全・保安院の看板の掛け替えではないかという気がいたしますし、事故調の結果にかかわらず三年後の見直しということは非常に問題があります。私が出てきたら、例えばすぐに修正をします、すぐと、こういう答弁もあつたと思います。

そういう中で、私はまだ私と言うとあれですが、議論の中では、一つは四十年という規制は見直すという規定はあるわけであります、一方で四十一年という基準はしっかりと設けるというところは、それは一つの安全神話が崩れる中で原子力を今待ち望んでいます。そういう意味で、私たちには、国民の信頼に足る規制組織、いわゆる三条委員会、独立性、この独立というのは、お金も独立、人事も独立、政府からも独立、いわゆる誰の圧力からも屈しないで自分の判断で専門的な判断を下せる、そういう委員会を立ち上げました。

そして、これを、三年以内なんです。三年以内ということは、先ほども申し上げましたけれども、法案ができて三ヶ月後に委員会が立ち上がります。立ち上がった瞬間から見直しの時間がスタートするわけでありますので、三年後ではありません、三年以内であります。ということは、委員会ができたらすぐに見直しの期間が始まるといふことです。

○亀井亜紀子君 その見直しがされるころには、委員が決まつてしまつて形ができる、そう簡単に見直しができないのではないかという懸念がされています。私もこういつた懸念に全くの同感でございますので、私はこれ委員長に正式に申し入れたいのですが、きちんと国会事故調査委員会の報告が上がつてくるまでは迅速に採決をすべきではないであります。私がおっしゃつておりますが、私はこの考え方をもつての日程をお考へいただきたいと、これを申し入れたいと思います。

○委員長(松村祥史君) ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議をいたします。

たれるようなことがあってはなりませんので、この法の趣旨にのつとつてしっかりとやつていくことがあります。

○委員以外の議員(福島みづほ君) 経済産業省は、事務職も含めて原発推進してきたんじゃないですか。事務職が行つたて同じことになりますよ。五年間緩和をすれば、ノーリターンルールを緩和すれば、五年間の間に原子力帝国、原子力村はでき上がりりますよ。その変更はできません。ですから大臣、このノーリターンルール、しっかりやるということでおろしくお願ひします。

職員に関して、原子力委員会の事務職に電力会社からの出向組がたくさんいたということが問題になつております。原子力規制庁の職員として、電気事業者や日本原子力研究機構等からの出向は認めない、絶対に認めないとということでおろしいですね。

○国務大臣(細野豪志君) はい。それは当初から方針として持つております。規制庁の職員もうですしおうですし、規制そのものにかかる人間ですね、審査専門委員なんかも含めて、その人が例えば腰掛けで来てまた戻る、つまり出向の形で来るといふことは考えておりませんし、やらないということだけを私が答弁として申し上げて、あとは規制委員の皆さんにしつかりやついていただくということだと思います。

○委員以外の議員(福島みづほ君) 附則六条二において、原子力規制庁の職員については、国内の大学、研究機関、民間事業者等から専門的な知識又は経験を有する者を積極的に登用するとあります。過去に電気事業者の会社などに勤務した経験を持つ者、メーカーや日本原子力研究機構なども入りますが、認めるべきではないと考えますが、いかがですか。

○国務大臣(細野豪志君) これはなかなかそういうわけにいかないと思うんですね。やはり、技術の個別の様々な炉の判断について、私も、JNESも保安院も電力会社も相当な人間と話をしまして、やつぱり細部に一番詳しいのは電力会社

の人間だつたりメーカーの人間だつたりするんです。ですからそこは、そういう知見を持っている人間をきちんと規制に生かすという発想も必要で

はないかと思います。

ただ、それがまた元に戻るというようなことがあつてはならないし、例えはそういう人が採用してもうそれこそ片道切符で来た場合に、その直接的な電力会社の、例えは、そうですね、Aという電力会社から来た人がそのAという電力会社のものをチェックをするということになるいろんな疑いを持たれますから、そうではない電力会社のものを厳しくチェックをするという、そういう工夫は必要だというふうに思います。

疑いを持たれないようできるだけしたいと思いませんが、是非分かつていただきたいのは、詳しい人間を採用しないと規制機関は死んでしまうので、そこについては是非御理解をいただきたいと思います。

○委員以外の議員(福島みづほ君) 詳しい人間は、別に今まで電力会社、その電力会社は原発を推進してきたわけですから、やはりそれは採用すべきではないというふうに思います。私が電力会社で原発推進したかったら、だつて原発動かした方が利益に短期的にはなるわけですから、そういう人材を送り込みますよ。今までそうやって出向させてきたことがゆがんできたわけですから、そのことについては是非厳しくやついただきたい

と、電力会社にしか人材がないということはないと、いうことを申し上げたいと思います。

それで、今日の話でも、先ほど水野さんからの質問でなるほどと思いました。原発起動することには経済産業大臣の責任で決めた。原発再稼働するときに規制庁ができていて、そのときに新基準などができていなければ、それは新しくできた国

ですよ。それはいかがですか。

○国務大臣(細野豪志君) 起動と稼働かの話で言うならば、さつき枝野大臣が言われたように起動が誕生するかとすることにもよりますが、今は今のプロセスの中でどう判断するかというの現在の規制組織でやつていただくということだろうと思います。

新しい規制委員会が誕生したときに大飯がどういう状態になつているかは、これは分かりませんが、どういう状態になつているん。分かりませんが、どういう状態になつているとしても、その大飯原発を運転させ続けるのか止めのか、若しくは止まつている状態ならもう一度動かすのかという、そこの判断は専門家である規制委員会そのものが判断するということになります。

○委員以外の議員(福島みづほ君) 規制委員会は、これから新たにできるんですよ。その人のたちは、私はやつぱりすごく勇気の要ることだと思います。これ、ボタンの掛け違いは、規制委員会ができる前に大慌てに大飯原発の再稼働を決めたことに責任があるというふうに思つております。是非、規制委員会で新しく選ばれた人たちが、大飯原発再稼働、新たな基準で決めるんだという根性のある人を是非選んでいただきたいということを要望し、質問を終わります。

○委員長(松村祥史君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

六月十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、原子力規制委員会設置法案(衆)
二、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産

業保安監督署の設置に関する承認を求めるの件

原子力規制委員会設置法
(目的)
原子力規制委員会設置法

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなつた原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という)に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るために必要な施策を策定し、又は実施する事務(原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関することを含む)を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権行使する原子力規制委員会を設置し、もつて国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するこ

とを目的とする。
(設置)
第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、環境省の外局として、原子力規制委員会を設置する。
(任務)
第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること(原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関することを含む)を任務とする。

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 原子力利用における安全の確保に関すること。 二 原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する規制その他の規制その他これらに関する安全の確保に関する規制のこと。	三 核燃料物質及び核燃料物質の使用に関する規制 四 放射線障害の防止に関する技術的基準の充てを図ることに関すること。 五 放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の策定及び推進並びに関係行政機関の経費の配分計画に関すること。	六 原子力利用における安全の確保に関する研究者及び技術者の養成及び訓練(大学における教育及び研究に係るものと除く。)に関すること。	七 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。	八 原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第二百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に起因する事故(以下「原子力事故」という。)の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。	九 所掌事務に係る国際協力に関すること。 十 前各号に掲げる事務を行うため必要な調査及び研究を行うこと。	十一 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき、原子力規制委員会に属させられた事務	原子力規制委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、原子力利用における安全の確保に関する事項について勧告し、及びその勧告に

するところによる。

4 前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、委員長において特に緊急を要するため委員会を招集するいとまがないと認めるとき又は委員会の会議若しくは議事の定足数を欠いているときは、委員長は、当該各号に掲げる事項に關し、委員会を臨時に代理することができる。

一 原子力災害対策特別措置法第十五条第一項各号に該当する場合 同項の規定による原子力緊急事態の発生の認定、内閣総理大臣への報告並びに同条第二項の規定による公示及び同条第三項の規定による指示の案の提出

二 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間にある場合 同法第十二条第五号に規定する緊急事態応急対策に関する事。

三 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下この項において「国民保護法」という。)第百五条第一項前段の規定による通報を受けた場合 同条第二項の規定による対策本部長(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下この項において「事態対処法」という。)第十一一条第一項に規定する対策本部長をいう。第五号において同じ。)への報告及び関係指定公共機関への通知

四 国民保護法第百五条第一項に規定する事実がある場合 同条第四項の規定による当該事実の発生の認定

五 国民保護法第百五条第三項の規定による通報を受けた場合 同条第四項の規定により準用する同条第一項の規定による対策本部長への報告及び関係指定公共機関への通知並びに同条第四項後段の規定による所在都道府県知

事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事並びに原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第三号の原子力事業者をいう。以下同じ。)への通知

六 武力攻撃事態等(事態対処法第一条に規定する武力攻撃事態等をいう。)に至った場合

国民保護法第六十条の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

5 委員長は、前項の規定により、臨時に代理したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨及び代理した事項を次の會議において報告しなければならない。

6 委員長に事故があり、又は委員長が欠けた場合の第二項、第四項及び前項の規定の適用については、第六条第三項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

(服務等)

第十一條 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

4 原子力規制委員会は、委員長及び委員の職務の中立公正に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するため、委員長又は委員の研究に係る原子力事業者等からの寄附に関する情報の公開、委員長又は委員の地位にある間における原子力事業者等からの寄附の制限その他の

これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 原子力規制委員会は、原子力事故が生じた場合において、これに迅速かつ適切に対処すること。

6 原子力規制委員会は、原子力事故が生じた場合において、これに迅速かつ適切に対処すること。

とができるよう、様々な事態を想定した上で、会議の開催及び議決の方法その他委員長及び委員が遵守すべき行動指針を内容とする内部規範を定め、これを適正に運用しなければならない。

六 第十五条第二項から第五項まで、第十六条及び第十七条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。

第十二条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(給与)

第十三条 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。

原子炉安全専門審査会

核燃料安全専門審査会

放射線審議会

独立行政法人評価委員会

(原子炉安全専門審査会)

第十四条 原子炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があつた場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十五条 原子炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもつて組織する。

2 審査委員は、学識経験のある者の中から、原子力規制委員会が任命する。

3 審査委員は、非常勤とする。

4 審査委員の任期は、二年とする。

5 審査委員は、再任されることができる。

第十六条 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

4 応急対策委員は、再任されることができる。

(原子力事故調査)

委員会の指示があつた場合において、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十九条 核燃料安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもつて組織する。

2 第十五条第二項から第五項まで、第十六条及び第十七条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。

(放射線審議会)

第十二条 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第百六十二号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

2 第十二条 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第百六十二号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第百六十二号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(緊急事態応急対策委員)

第二十二条 原子力規制委員会に、原子力規制委員会の指示があつた場合において、原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力緊急事態における応急対策に関する事項を調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策委員(以下「応急対策委員」という。)を置く。

2 応急対策委員は、学識経験のある者の中から、原子力規制委員会が任命する。

3 応急対策委員は、非常勤とし、その任期は、二年とする。

4 応急対策委員は、再任されることができる。

(原子力事故調査)

第二十三条 原子力規制委員会は、第四条第一項第八号に掲げる事務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

1 原子力事業者、原子力事故により発生した被害の拡大の防止のための措置を講じた者その他の原子力事故の関係者(以下単に「関係者」という。)から報告を徵すこと。

臣が定める。

3 この法律の施行の日が国会の会期中である場合であり、かつ、この法律の施行の際原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がされている場合において、両議院又はいずれかの議院が原子力緊急事態宣言がされている旨の文書を添えた第七条第一項の規定による同意の求めがあつた日(同項の規定による同意の求めがあつた後に原子力緊急事態宣言がされたときは、その旨の通知を受けた日)から国会又は各議院の休会中の期間を除いて十日以内に当該同意に係る議決をしないとき(他の議院が当該同意をしない旨の議決をしたときを除く)は、内閣総理大臣は、同項の規定にかかるわらず、同項に定める資格を有する者(うちから、この法律の施行後最初に任命される委員長又は委員を任命することができる。この場合において、第七条第四項中「前項」とあるのは「附則第一条第三項」と、「されたときその他の特に緊急を要する事情がないたとき」とあるのは「されたとき」と、「委員長」とあるのは「委員長又は委員」と読み替えるものとする。この法律の施行後最初に任命される委員長及び委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第七条第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員長及び委員を任命することができます。

6 第七条第四項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第四項中「前項」とあるのは「附則第一条第五項」と、「原子力災害対策特別措置法第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言がされたときは、その後速やかに」とあるのは「任命後最初の

国会において(原子力災害対策特別措置法第五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言がされている場合であつて、その旨の通知が両議院になされたとき)にあつては、同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言がされた後速やかに」と、「委員長」とあるのは「委員長又は委員」と読み替えるものとする。

(処分等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条第一項において「旧法令」という。)の規定により従前の国(機関)(以下この条において「旧機関」という。)がした許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)がした許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、国会に設けられた東京電力福島原発事故調査委員会が提出する報告書の内容、原子力利用における安全の確保に関する最新の国際的な基準等を踏まえ、放射性物質の防護を含む原子力利用における安全の確保に係る事務が我が国、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。

(政府の措置等)

第六条 東日本大震災における原子力発電所の事故を受け、原子力利用における安全の確保ための規制が緊要な課題となつていていることに鑑み、これに係る国際的な動向に精通する優秀かつ意欲的な人材を継続的に確保するため、政府は、速やかに、原子力規制庁の職員について、次に掲げる事項その他必要な事項に関し所要の措置を講ずるものとする。

一 専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の待遇の充実を図ること。

第四条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府設置法(平

成十二年法律第八十九号)第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令(次項において「旧府省令」という。)で、新法令の規定により原子力規制委員会規則で定めるべき事項を定めているものは、原子力規制委員会規則としての効力を有する。

2 旧府省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織に関する検討)

第五条 原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織については、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、国会に設けられた東京電力福島原発事故調査委員会が提出する報告書の内容、原子力利用における安全の確保に関する最新の国際的な基準等を踏まえ、放射性物質の防護を含む原子力利用における安全の確保に係る事務が我が国、内閣府に独立行政委員会を設置することを含め検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、新法令の相当規定に基づいて、相当の国(機関)(以下この条において「新機関」という。)がした許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により旧機関に対しして報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(法令の効力に関する経過措置)

3 原子力規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、原子力規制庁の幹部職員のみならずそれ以外の職員についても、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこととする。ただし、この法律の施行後五年を経過するまでの間ににおいて、当該職員の意欲、適性等を勘案して特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

4 政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基

二 新たに採用する者に係る定員を十分に確保した上で、国内の大学、研究機関、民間事業者等から専門的な知識又は経験を有する者を積極的に登用するとともに、原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることの重要性に鑑み、国外の大学、研究機関、民間事業者等からも専門的な知識又は経験を有する者を、我が国の原子力行政に対して第三者として意見述べること。

三 留学、国際機関、外国政府機関等への派遣及び在外公館等における勤務の機会を確保し、並びに国(内外)の大学及び研究機関との人材交流を行うこと。

四 職務能力の向上を図るために研修施設の設置その他の研修体制を整備すること。

五 職員の採用を含めた人材の確保及び育成に係る方策その他の原子力規制委員会の人的又は物的な体制の拡充を図るために財源を確保し、及び勘定区分を導入すること。

盤機構を廃止するものとし、独立行政法人原子

当該事故による災害の拡大の防止に關し、万全の危機管理に係る体制を整備するため、一層の

条第二項の規定により会長の職務を代理する委

2 前項の安全の確保については、確立された

の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものと

自主的な対策を講ずるよう努めるものとする。
(国会法の一部改正)

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第十条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよう
に改正する。

国際的な基準を踏まえ、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。

第一章の次に次の二章を加える。

第一章の二 原子力規制委員会

政府は、前項に定めるもののほか、原子力利用における安全の確保に関するより効率的かつ効果的な規制が行えるよう、独立行政法人その他の関係団体の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

一部を次のように改正する。
第六十九条第二項中「公正取引委員会委員長」の下に「原子力規制委員会委員長」を加える。
(鉱山保安法の一部改正)
八条 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

うに改正する。
第一条第十六号の二の次に次の一号を加え
る。

とする。

第一章の次に次の二章を加える。

第一章の二 原子力規制委員会

第三条の二 原子力利用における安全の確保を
図るため、別に法律で定めるところにより、
環境省の外局として、原子力規制委員会を置
く。

第一章の三 原子力防災会議

政府は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十六条の二第一項の規定による申告に係る制度をより実効的なものとする方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

第四十六条及び第五十二条中「原子力安全・保安院長」を「鉱山保安主管局長・経済産業省の内部部局」として置かれる局で鉱山における保安に関する事務を所掌するものの局長をいう。」に改める。

二十七 削除
第一条第五十四号を次のように改める。
五十四 削除
別表第一官職名の欄中「公正取引委員会委員長」を「公正取引委員会委員長」に、「国家公安委員会委員長」を「原子力規制委員会委員長」に、「国家公安委員会委員長」を「国家公安委員会委員」に改め、

第一章の三 原子力防災会議

(設置)

第三条の三 内閣に、原子力防災会議(以下「會議」という。)を置く。

(所掌事務)

第三条の四 会议は、次に掲げる事務をつかさどる。

じたことを踏まえ、原子力災害を含む大規模災害へのより機動的かつ効果的な対処が可能となるよう、大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(中央鉱山保安協議会に関する経過措置)
九条 この法律の施行の際現に従前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会の委員である者は、この法律の施行の日に、前条の規定による改正後の鉱山保安法(以下この条において「新鉱山保安法」という。)第五十四条第一項の規定により経済産業省の中央鉱山保安協議会の委員

委員会委員」を「国家公安委員会委員」に改め、「原子力規制委員会委員」に改め、「原子力安全委員会の常勤の委員」を削る。
（地方税法の一部改正）

第三条の四 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針をいう。)に基づく施策の実施の推進その他原子力事故(原子炉の運転等原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法

の事故を踏まえ、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機

として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新鉱山保安法第五十五条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日における從前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とす る。

は第五項」を「第二十条第二項」に改める。
附則第五十二条第二項第一号中「原子力災害対策特別措置法第二十条第三項」を「原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第 号)附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項」に改める。

損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。)に起因する事故をいう。次号において同じ。)が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進

原子力事業者は、原子力施設の安全性の確保及び事故の収束につき第一義的責任を有することを深く自覚し、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定により講ずることとされる措置のほか、その原子力施設ごとに、当該原子力施設における事故の発生及び

り互選された従前の原子力安全・保安院の中央鉱山保安協議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、新鉱山保安法第五十六条第一項の規定により経済産業省の中央鉱山保安協議会の会長として互選され、又は同

第十二条 原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「利用」の下に「(以下「原子力利用」という。)」を加える。

第二条中「原子力の研究、開発及び利用」を「原子力利用」に改め、同条に次の一項を加え

(組織)
第三条の五 会議は、議長、副議長及び議員をもつて組織する。

改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

第二十三条第一項中「、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ」を削り、「当該各号に定める大臣」を「原子力規制委員会」に改め、各号を削り、同条第二項中「主務大臣」前項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この章において同じ。」を「原子力規制委員会に改め、同条第三項を削る。

第二十三条の二中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十四条第一項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、第二号を削り、第三号を第一号とし、同項第四号中「同じ。」、「同じ。」若しくは「に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「技術的能力に係る部分に限る。」及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十四条の二第一項中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「第三号」を「第一号」に改め、「第四号」を「第三号」に改める。

第二十六条第一項及び第二項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第三号」に改める。

第二十七条第一項中「主務省令(主務大臣の発する命令をいふ。以下この章において同じ。)」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣の認可」を「原子力規制委員会の認可」に改め、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十六条の二第一項及び第二項中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十七条第一項中「主務省令(主務大臣の発する命令をいふ。以下この章において同じ。)」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣の認可」を「原子力規制委員会の認可」に改め、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

に、「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、同項第二号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、同項第二号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第三項中「実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

第二十八条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第二項中「各号に」を「各号のいすれにも」に改め、同項第二号中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第三項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第六項を、「第十二条第六項又は第十三条の二第二項」に改め、同条第三項中「国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第三十四条中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第三十五条中「主務省令(外国原子力船運航者にあつては、国土交通省令)」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第三十六条中「主務大臣(外國原子力船運航者にあつては、国土交通省令)」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第三十七条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第三十九条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十一条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十二条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十三条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十四条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十五条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十六条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十七条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十八条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十九条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十一条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十二条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十三条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十四条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十五条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十六条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十七条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十八条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十九条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第六十条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第六十一条第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、「主務大臣」を「第三十七条第五項」に改める。

第四十三条の三第一項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中、「経済産業大臣」とあるのは「主務大臣」とを削る。

第四十三条の二の第一項中「ときは」の下に「当該」を加え、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原

四月六日十八日 【參議院】

第五章の二（第五十一条の二第三項及び第五十二条の三第二項を除く。）中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第五十一条の二第一項中「次の各号に掲げる」を「当該各号に掲げる」に改め、同条第三項を削る。

第五十一条の三第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第二項

五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」を、「第五十六条の三第五項」に改める。第五十七条の二第二項後段を次のように改める。

この場合において、同一条第一項中「前項」とあるのは「第五十七条の二第一項」と、同一条第三項から第五項までの規定中「製鍊事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

第五十七条の三第三項中、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」とを削る。

第五十一条の七第三項、第五十一条の八第二項及び第五十一条の九第三項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第一項第一号及び第二号並びに第一項並びに
を「第五十一条の三第一号及び」に改める。

第五十一条の十四第二項第二十一号中「又は第十一條第六項」を、「第十一條第六項又は第十一條第六項」に改む。

三条の二第二項に改める。

「閉塞」に改める。

七条の二第二項、第五十七条の三第二項、第五十七条の六第三項及び第五十七条の七第四項を

除く。）中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」と、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則

に改める。

第五十三条第一項大に記載の如くに改める。

第五十三条「名号」を「名号のいぢれいじ」に改め、第二号を削り、第三号を第一号として同条第四号中「丁なり」と「丁う」二文を、同号と

同条第四号中「行な」を「行ふ」に改め 同号文
同条第三号とする。

第十一條第六項又は第十二條の二第二項に改める。

第四十三條の五第一項中「答号に」を「答号の」

の「第二項」に改める。

第五十六条の二第六項中「第五十六条の二第

「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項を削る。

第五十九条第一項中「主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条に

「おいて同じ。」を「原子力規制委員会規則」に、「主務省令(鉄道)」を「原子力規制委員会規則(鉄道)」に改め、各号を削り、同条第一項中「主務大臣令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣令」を「同項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。」を「原子力規制委員会」に、「主

務大臣（鉄道）を「原子力規制委員会（鉄道）に改め、同条第三項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に、「第六十一条の二十六」を「第六十一条の二十六第一項」に改め、同条第四項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第十四項を削る。

第五十九条の二第一項中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第二項中「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十一条第一項中「主務省令(次の各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において「主務省令」を「原子力規制委員会規則」と改め、各号を削り、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第三項中「主務大臣(第一項各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。次項において同じ。)」を「原子力規制委員会」に、「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項を削る。」

第六十二条の二第一項中「主務省令(次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣(以下この条において「主務大臣」という。)の発する命令をいう。以下この各

「主務省令で」を「原子力規制委員会規則で」に、「主務大臣の」を「原子力規制委員会の」に改め、「各号を削り、同条第二項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第三項中「主務省令」を「原子力規制委員会」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 原子力規制委員会は、第一項の確認に関する事務(外国原子力船運航者に係るもの)を除く)の一部を、原子力規制委員会規則で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

第六十一条の二第五項中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十一条の七中「第七十一条第二項」を「第七十一条第三項」に改める。

第六十一条の二十四第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係る部分に限り。)」を削り、「並びに第五十一条の九第一項及び第四項」を、「第五十一条の九第一項及び第四項並びに第五十五条の三第一項」に改め、同条第二項を削る。

第六十一条の二十五第一項中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「(同条第一項第1号及び第3号(実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る部分に限り。)に掲げる者に係るものに限る。)」を削り、「同条第一項第4号に掲げる原子炉に係る部分に限り。)に掲げる者に係るものに限る。」を削り、「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十二条の三各号列記以外の部分中「定められた大臣」の下に「又は委員会を加え、同条第一号中「加工事業者」の下に「原子炉設置者、外國原子力船運航者」を加え、「及び廃棄事業者」を「廃棄事業者及び使用者」に改め、「旧加工事業者等」の下に「旧原子炉設置者等」を「及び旧廃棄事業者等」を「旧廃棄事業者等及び旧使用者等」に、「經濟産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同号を同条第二号とする。

第六十四条第一項中「この条」の下に並びに次条第一項及び第二項を、「大臣」の下に「又は委員会」を加え、同条第三項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「の場合」の下に「又は核燃料物質若しくは核燃料」の前へ「又は」を付す。

物質によって浮遊された物若しくは原子炉による災害発生の急迫した危険がある場合」を加え、「次の各号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「加工事業者」の下に「原子炉設置者、外国原子力船運航者」を加え、「及び廃棄事業者」を「廃棄事業者及び使用者」に

改め、「旧加工事業者等」の下に、「旧原子炉設置者等」を加え、「及び旧廃棄事業者等」を、「旧廃棄事業者等及び旧使用者等」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第二号

から第四号までを削り、同項第五号中「第六十一条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同号を同項第二号とし、同条の次に次の三条を加

(特定原子力施設の指定)
第六十四条の一 原子力規制委員会は、原子力事業者等がその設置した製鍊施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設において前条第一項の措置(同条第三項の規定による命令を受けて措置

を講じた場合の当該措置を含む。)を講じた場合であつて、核燃料物質若しくは核燃料物質

によつて汚染された物若しくは原子炉による災害を防止するため、又は特定核燃料物質を防護するため、当該設置した施設の状況に応

じた適切な方法により当該施設の管理を行うことが特に必要であると認めるときは、当該施設を、保安又は特定核燃料物質の防護に

施設」という。(既に、この用語は、特定の措置を要する施設(以下「特定原子力施設」という。)として指定することができる。

2 原子力規制委員会は、特定原子力施設を指定したときは、当該特定原子力施設に係る原 子力事業者等(次条において「特定原子力事業

者等」という。)に対し、直ちに、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護

3 原子力規制委員会は、特定原子力施設について第一項に規定する指定の事由がなくなつたための措置を実施するための計画(以下「実施計画」という。)の提出を求めるものとする。

たと認めるときは、当該特定原子力施設について同項の規定による指定を解除するものとする。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定により特定原子力施設を指定し、又は前項の規定により特定原子力施設の指定を解除したとき

は、その旨を公示しなければならない。

第六十四条の三 特定原子力事業者等は、前条第一項の指定があつたときは、同条第二項の規定により示された事項について実施計画を立て、同項の規定による届出をして用意する。

作成し、同項の規定により示された期限までに原子力規制委員会に提出して、その認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた特定原子力事業者等は、その認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

質若しくは核燃料物質によつて汚染された物
若しくは原子炉による災害の防止上十分でな
いと認めるとき、又は特定核燃料物質の防護
上十分でないと認めるときは、前二項の認可
をしてはならない。

原子力規制委員会は、核燃料物質若しくは
核燃料物質によつて汚染された物若しくは原
子炉による災害の防止のため又は特定核燃料
物質の防護のため必要があると認めるとき
は、特定原子力事業者等に対し、実施計画の
変更を命ぜることができる。

その実施計画による保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が確保される場合に限り、政令で定めるところにより、この法律の規定の一部のみを適用することとすることができる。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

十一條の十まで」を、「第五十一條の八から第五十二条の十までの十まで、第五十五条の二、第五十五条の三又は第六十四条の三第七項(施設に係る部分に限る。)」に改め、「それぞれ」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第七項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「第三項まで」の下に「(国土交通大臣)にあつては、第一項」を加え、同項第八項及び第九項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同條第十二項中「経済産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十九条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」又は「文部科学大臣」に改める。

特定原子力事業者等に実施計画に従つて、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施しなければならぬ。

6 原子力規制委員会は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が前項の規定に違反していると認めるときその他の核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上又は特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるときは、特定原子力事業者等に対し、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

7
特定原子力事業者等は、特定原子力施設の保安又は特定核燃料物質の防護のための措置が実施計画に従つて行われているかどうかについて、実施計画の定めるところにより、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならぬ。

8 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第六十四条の三第七項」と、「原子力規制委員会規則で定めるもの」とあるのは「原子力規制委員会が定めるもの」と読み替えるものとする。

第六十四条の四 特定原子力施設については、

その実施計画による保安又は特定核燃料物質の防護のための措置の適正な実施が確保される場合に限り、政令で定めるところにより、この法律の規定の一部のみを適用することとなることができる。この場合において、必要な事項は、政令で定める。

第六十五条第一項中「定める大臣」の下に「又は委員会」を加え、同項第一号中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第二号中「第六十一条の二第四項」を第五十一条の六第三項及び第六十二条の二第四項に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第三号中「第六十二条の二十四第一項」を第六十二条の二十四に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「第六十二条の二十五第一項」を「第六十二条の二十五及び第六十二条の二十一」に、「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号から第九号までを削り、同項第十号を同項第五号とする。

第六十六条の二の見出し中「主務大臣等」を「原子力規制委員会」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ当該各号に定める大臣又は原子力安全委員会」を「原子力規制委員会」に改め、各号を削る。

第六十七条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会、文部科学大臣」に改め、「核原料物質使用者」の下に「では原子力規制委員会」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十七条の二第一項中「文部科学省及び経済産業省」を「原子力規制委員会」に改め、同条第二項中「文部科学省の原子力施設検査官は第二十八条から第二十九条まで、第五十五条の二又は第五十五条の三の検査に関する事務に、経済産業省の原子力施設検査官は第二十九条から第五十五条までの規定中「文部科学大臣、経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

4 核物質防護検査官は、第十二条の二第五項
(第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、
二項、第四十三条の「十五第二項、第五十条
の三第一項、第五十一条の二十三第三項及び
第五十七条の第二第二項において準用する場合
を含む。)又は第六十四条の三第七項 特定核
燃料物質の防護のための措置に係る部分に限
る。)の検査に関する事務に従事する。

第七十一条第一項中「定める大臣」の下に又は
委員会を加え、同項各号を次のよう改める。

一 第六十一条の二十四に規定する検査 原子力規制委員会

二 第六十一条の二十五及び第六十一条の二
十六第一項に規定する確認 原子力規制委員会

三 第六十一条の二十七の確認 国土交通大臣

第七十一条の見出しを「許可等についての意

第六十八条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣、」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は」を「原子力規制委員会又は」に、「区分核原料物質使用者」を「区分(同項各号の当該区分にかかる)」に、「核原料物質使用者については原子力規制委員会」に改め、「第六十四条第三項各号の当該区分にかかる」を削り、同条第二項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律(文部科学大臣につては第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉

第七十一条の見出しを「許可等についての意見等」に改め、同条第一項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「第三十一条第一項、第三十三条」を削り、「処分をし、又は第六十二条の二第二項の規定により条件を付する」を「許可をする」に、「処分等」を「許可等」に、「同意を得なければ」を「意見を聴かなければ」に改め、同項各号を次のように改める。

一 発電用原子炉に係る許可等をする場合

並びにその附属施設に係る第二十八条の「第一項の規定並びに第五十五条の三第一項の規定、国土交通大臣にあつては実用船用原子炉及びその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定」を「原子力規制委員会は、この法律」に改め、同条第三項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改め、同条第五項中「文部科学大臣、経済産業

二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 文部科学大臣及び国土交通大臣
三 前二号に規定する原子炉以外の原子炉に係る許可等をする場合 文部科学大臣

「における原子力規制委員会、文部科学大臣」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「協議」を「意見」に、「第三条第一項の指定の申請者を含む。」、当該加工事業者(第十三条第一項の許可の申請者を含む。)、当該使用済燃料貯蔵事業者(第四十三条の四第一項の許可の申請者を含む。)、当該再処理事業者(第四十四条第一項の指定の申請者を含む。)、当該廃棄事業者(第五十二条第一項の指定の申請者を含む。)又は当該廃棄事業者(第五十二条第一項の二第一項)を、「加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者(第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第四十三条の四第一項、第五十二条の二第一項若しくは第五十二条第一項に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

「における原子力規制委員会、文部科学大臣」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「協議」を「意見」に、「第三条第一項の指定の申請者を含む。」当該加工事業者（第十三条第一項の許可の申請者を含む。）、当該使用済燃料貯蔵事業者（第四十三条の四第一項の許可の申請者を含む。）、当該再処理事業者（第四十四条第一項の指定の申請者を含む。又は当該廃棄事業者（第五十一条の一第一項）を「、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第四十三条の四第一項、第五十条の二第一項若しくは第五十二条第一項）に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

の十四第一項、第四十六条の五第一項若しくは第五十二条の十二第一項の規定による認可をするに、「に協議しなければ」を「の意見を聽かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の同意」を「前二項の意見」に、「当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者（第二十三条第一項、第二十三条の二第一項又は第三十九条第一項若しくは第二項）を「当該製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者（第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一項若しくは第五十二条の二第一項）に、「当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の」を「当該製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

若しくは第二項(特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係るものに限る。)に改め、同条第二項中「第二十二条の六第一項」の下に、「第四十三条の二第二項」を加え、「及び第五十一条の二十三第三項」を、「第五十一條の二十三第三項」及び第五十七条の二第二項に改め、「第二十二条の七第一項」の下に、「第三十五条第二項、第四十三条の三第一項」を加え、「若しくは第五十一条の二十四第一項の規定の運用に關し経済産業大臣に、第五十五条第二項、第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五項若しくは第五十七条の三第一項の規定の運用に關し文部科学大臣に、第三十五条第二項、第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第三項若しくは第五項若しくは第五十七条の三第一項の規定の運用に關し国土交通大臣に、又は第六十条第二項若しくは第五十三条の三第一項の規定の運用に關し原子炉設置者に係るものにあつては第二十三条第二項各号に掲げる原子炉の区分に応じ当該各号に定める大臣に、外國原子力船運航者に係るものにあつては国土交通大臣に、又は第六十四条の三第五項の規定の運用に關し同条第一項に規定する主務大臣に、「それぞれ」を、「第五十二条の二第一項、第五十七条第二項、第五十七条の三第一項、第六十条第二項又は第六十四条の三第五項の規定の運用に關し、原子力規制委員会に」に改め、同条第五項中「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に、「若しくは第四十四条第一項」を、「第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第二項」に、「若しくは第四十六条の七」を、「第四十六条の七若しくは第六十四条の二第三項」に、「若しくは第五十七条の二第二項」を、「第五十七条の二第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項」に改め、「第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。」の下に「若しくは第六十四条の三第七項」を加える。

産業大臣又は国土交通大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十二条の三及び第七十二条の四を削る。

第七十三条中「又は船舶安全法(昭和八年法律第十一号)及び同法に基づく命令の規定による検査」及び「又は実用船用原子炉」を削る。

第七十四条の二中「経済産業省又は国土交通省」を「原子力規制委員会」に改める。

第七十八条第四号中「又は第五十六条の第三項」を、「第五十六条の三第六項又は第六十四条の三第八項」に改め、同条第二十七号の次に次の三号を加える。

二十七の二 第六十四条の三第一項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三 第六十四条の三第四項の規定による命令に違反した者

二十七の四 第六十四条の三第六項の規定による命令に違反した者

第八十一条第一号中「第二十三条第一項第三号又は第五号に掲げる」を「船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)及び発電用原子炉以外の」に改め、同条第二号中「第二十六号の二(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)」の下に「第二十七号の二から第二十七号の四まで」を加える。

第十六条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第十一項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六章の二中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会」に改める。

第六十七条第一項中「、文部科学大臣」を削り、「核原料物質使用者については原子力規制委員会、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については文部科学大臣」を削る。

「炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改め、同条第二項中「原子炉の」を「試験研究用等原子炉の」に、「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改める。

第四十三条(見出しを含む)中「原子炉主任技術者」を「試験研究用等原子炉主任技術者」に改

原子力規制委員会の許可を受けなければなら
ない。

前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提

出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基數
四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所
の名称及び所在地

五 発電用廐子焼及びその附屬施

六 発電用原子炉施設の工事計画 電用原子炉施設」という。」の位置、構造及び設備

七 発電用原子炉に燃料として使

八 料物質の種類及びその年間予定使用量 九 使用済燃料の処分の方法 十 発電用原子炉施設における放射線の管理

に関する事項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他
の事故が発生した場合における当該事故に
対処するためには必要な施設及び体制の整備
に関する事項

(許可の基準)

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前

第一項の許可

は、その申請が次の各号のいずれにも適合し

てはると認める

をしてはならない。

一 発電用原子

電気用灰二種を立和の自由以外に利用されるおそれがないこと。

二 その著に登

必要な技術的能力及び経理的基礎があるこ

卷之三

三 その著に重大事故（発電用原子炉の炉心）

○著、買叢

の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三條

三三二

の二の十二第一項において同じ)の発生

六月十八日 【參議院】

第十一部 環境委員會會議錄第六号

平成二十四年六月十八日

[參議院]

縮することができる。

- 6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。

(工事の計画の認可)

第四十三条の三の九 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事(核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く)をしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところによ

り、当該工事に着手する前に、その工事の計

- 2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。ただし、当該変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるとときは、前二項の認可をしなければならない。

一 その工事の計画が第四十三条の三の五第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであること。

二 発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 前項の場合において、第四十三条の三の三十一第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

5 発電用原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

۶۱

- 6 第一項の認可を受けた者は、第二項ただし書の規定により工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その工事の計画を変更した後、滞在なく、その変更した工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(工事の計画の届出)

第四十三条の三の十 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事(前条第一項の原子力規制委員会規則で定めるものに限る)であつて、原子力規制委員会規則で定めるものをしようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。その工事の計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微なものを除く。)をしておるとするときも、同様とする。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

4 原子力規制委員会は、第一項の規定によると届出のあつた工事の計画が前条第三項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出を受理した日から三十日(次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

5 原子力規制委員会は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号に

適合するかどうかについて審査するため相当

- の期間を要し、当該審査が第一項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出をした者に対し遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

6 前二項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定機器は、前条第三項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

(使用前検査)

第四十三条の三の十一 第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設又は前条第一項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする発電用原子炉施設(その工事の計画について、同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。)は、その工事について原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一一 その工事が第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画(同項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものと含む)又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたものと含む)に従つて行われたものであること。

5 前項の審査は、発電用原子炉施設の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他原子力規制委員会規則で定める事項について行う。

6 第四十三条の三の十三第五項から第七項までの規定は、第四項の審査について準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「第三項」とあるのは、「第四十三条の三の十六第四項」と読み替えるものとする。

(運転計画)

第四十三条の三の十七 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その設置に係る発電用原子炉の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。ただし、第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた発電用原子炉について二項の限りではない。

(合併及び分割)

第四十三条の三の十八 発電用原子炉設置者である法人の合併の場合(発電用原子炉設置者である法人と発電用原子炉設置者でない法人が合併する場合において、発電用原子炉設置者である法人が存続するときを除く。)又は分割の場合(当該許可に係る全ての発電用原子炉設置並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継させる場合に限る。)において当該合併又は分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該発電用原子炉設置並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継した法人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 第四十三条の三の六第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十三条の三の七の規定は、前項の認可に準用する。(相続)

第四十三条の三の十九 発電用原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、発電用原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により発電用原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事實を証する書面を添えて、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

(許可の取消し等)

第四十三条の三の二十 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が正当な理由がないのに、原子力規制委員会規則で定める期間内に発電用原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消すことができる。

2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一 第四十三条の三の七第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十三条の三の八第一項本文の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでいたとき。

三 第四十三条の三の八第四項後段の規定に違反し、又は同条第六項の規定による命令に違反したとき。

四 第四十三条の三の二十三の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の三の二十四第一項若しくは第四項の規定による命令に違反したとき。

六 第四十三条の三の二十六第二項において準用する第四十三条の規定による命令に違反したとき。

七 第四十三条の三の二十七第一項の規定に違反したとき。

八 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第四十三条の三の二十七第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第四十三条の三の二十八第一項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第四十三条の三の二十八第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

(記録)

第四十三条の三の二十一 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、発電用原子炉の運転その他発電用原子炉施設の使用に関し原子力規制委員会規則で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

十二 第四十三条の三の三十一第二項に規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十一第四項の規定に違反して同条第一項に規定する運転することができる期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。

十四 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止したとき。

十五 第四十三条の三の三十二第二項の規定に違反したとき。

十六 第五十八条第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十七 第五十九条第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十八 第五十九条の二第二項の規定に違反したとき。

十九 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二十 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したとき。

二十一 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

二十二 原子力災害対策特別措置法第七条第4項、第八条第五項、第九条第七項、第十

一条第六項又は第十三条の二第二項の規定による命令に違反したとき。

(施設の使用の停止等)

第四十三条の三の二十三 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合していないと認めるとき、発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によ

つて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に
に関する措置が前条第一項の規定に基づく原
子力規制委員会規則の規定に違反していると
認めるときは、その発電用原子炉設置者に対
し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改
造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方
法の指定その他保安のために必要な措置を命
ずることができる。

び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。)について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けるなければならない。

替えるものとする
(核物質防護規定)

第四十三条の三の二十七 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これと変更しようとするときも、同様に

は、申請により、格納容器、非常用電源設備その他の発電用原子炉施設に係る機械又は器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定機器」という。）の型式の設計について型式証明を行う。

項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定による電気供給事業者、発電用販

定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。
(保安規定)

第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四十三条の三の二十五 発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。い。

2 第四十三条の三の六及び第四十三条の三の七の規定は、前項の許可に準用する。

3 第一項の許可を受けて発電用原子炉設置者からその設置した発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の地位を承継する。

(発電用原子炉主任技術者)

第四十三条の三の二十六 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十一条第一項の原原子炉主任技術者免状を有する者であつて、原原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもののうちから、発電用原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 第四十一条第二項、第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の発電用原子炉主任技術者について準用する。この場合において、第四十条第二項及び第四十三条中「試験研究用等原原子炉設置者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、第四十二条第二項中「試験研究用等原原子炉」のあるのは「発電用原子炉」と読み

い。子力規制委員会の許可を受けなければならぬ。

第四十三条の三の六及び第四十三条の三の七の規定は、前項の許可に準用する。

第一項の許可を受けて発電用原子炉設置者は、當該発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の地位を承継する。

(発電用原子炉主任技術者)
第四十三条の三の二十六 発電用原子炉設置者

は、発電用原子炉の運転に関して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもののうちから、発電用原子炉主任技術者を選任しなければならない。

第二項、第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の発電用原子炉主任技術者について準用する。この場合において、第四十一条第二項及び第四十三条中「試験研究用等原子炉設置者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、第四十二条第一項中「試験研究用等原子炉」のあるのは「発電用原子炉」と読み

2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する。同条第三項から第五項までの規定はこの場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二十七第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

同条第三項から第五項までの規定中「製鍊事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。
（核物質防護管理者）

業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃

2 料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、こ

これらの規定中「製鍊事業者」とあるのは「発電用原子炉施設者」と、「製鍊施設」とあるのは「発電用原子炉施設」と読み替えるものとする。

3 条において同じ。)に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の三の六第一項第四号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が同号の基準に適合しなくなつたときは同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるとときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器が第十四条の三の六第一項第四号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手続その他型式証明に関する必要な事項は、原子力規制委員会規則で定めることとする。

(発電用原子炉施設に係る特定機器の型式の指定)

第四十三条の三の三十 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の安全性の増進を図るために、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定機器(以下「型式設計特定機器」という。)をその型式について指定する。

は、申請により、格納容器、非常用電源設備その他の発電用原子炉施設に係る機械又は器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの(以下「特定機器」という。)の型式の設計について型式証明を行う。

原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定機器の型式の設計が第四十三条の六第一項第四号の基準(技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。)に適合すると認めるときは、前項の規定によらずして

- 2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型式設計特定機器について、外国において当該型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。
- 3 第一項の指定は、申請に係る当該型式設計特定機器が次の各号のいずれにも該当するかどうかを判定することによつて行う。
- 一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。
- 二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合しているものであること。
- 三 均一性を有するものであること。
- 4 第一項の指定は、当該型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。
- 5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定機器が第三項各号のいずれかに該当しなかつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国機器製造者等(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する型式設計特定機器の型式について第一項の指定を受けたもの)をいう。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該指定外国機器製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。
- 一 原子力規制委員会がこの法律を施行するためには必要があると認めて指定外国機器製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 二 原子力規制委員会がこの法律を施行するためには必要があると認めて指定外国機器製造者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 三 原子力規制委員会がこの法律を施行する

ために特に必要があると認めてその職員に指定外国機器製造者等の事務所その他の事業所又はその型式について指定を受けた型式設計特定機器の所在すると認める場所において当該型式設計特定機器、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。第一項の指定の手続その他型式の指定に關し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

(運転の期間等)

- 第四十三条の三の三十一 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に第四十三条の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。
- 2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。
- 3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超過することができない。
- 4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。
- (発電用原子炉の廃止に伴う措置)

- 第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉を廃止しようとするときは、当該発電用原子炉設置の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。
- 2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画(次条において「廃止措置計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。
- 3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可は、第四十三条の三の三十二第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替えるものとする。
- (許可の取消し等に伴う措置)
- 第四十三条の三の三十三 発電用原子炉設置者が第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の三の十八第一項若しくは第四十三条の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときは、旧発電用原子炉設置者等(第四十三条の三の二十第一項若しくは第四十三条の三の十九第一項八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」

- 第四十三条の三の三十三 発電用原子炉設置者は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。
- 2 旧発電用原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の三の二十一第一項若しくは第二項の規定により發電用原子炉設置者としての許可を取り消された日又は發電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。
- 3 旧発電用原子炉設置者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。
- 4 第十二条の七第四項から第九項までの規定は旧発電用原子炉設置者等の廃止措置について、第二十二条の九第四項の規定は旧発電用原子炉設置者等について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十三第二項」と読み替えるほか、第十二条の七第五項中「前条第四項」とあるのは「第四十三条の三の三十二第三項において準用する前条第四項」と、同条第八項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「前条第八項」

同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

者」を、「第三十九条第一項若しくは第一項」の下に「第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の二十五第一項」を加え、同条第四項中「第六十八条第六項及び第十一項」を「第六十八条第七項及び第十二項」に改め、同条第五項

三条の三の八第一項、第四十三条の三の一十五第一項」を加え、同項第二号中「第四十三条の三の二第三項」の下に、「第四十三条の三の三十一第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」の下に、「第四十三条の三の三十三第四項」を、「第

第七十八条第一号の二中「第三十六条第二項の下に」、第四十三条の三の二十三第二項を加え、同条第二号中「第三十七条第一項」の下に「第四十三条の三の二十四第一項」を加え、同条

3 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第四十三条の三の九第一項、第四十三条の三の十第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第二項、第四十三条の三の十三第一項、第四十三

三項 第四十三条の三の十三第一項 第四十
三条の三の十五第一項、第四十三条の三の十
六第一項、第四十三条の三の二十四第五項及
び第四十三条の三の三十第一項の規定の施行
に必要な限度において、その職員に、原子力
施設(製鍊施設及び使用施設等を除く。以下
この項において同じ。)の設計若しくは工事又
は原子力施設の設備の製造を行う者その他の
関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立
ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査さ
せ、又は関係者に質問させることができ

三の二十三第一項の規定による処分にあつては、
発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、「
に、「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施
設又は発電用原子炉施設」に改める。

四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三条の三の十五第一項」を加え、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「第四十三条の三の二第三項」の下に、「第四十三条の三の三十二第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」の下に、「第四十三条の三の三十三第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

第六十八条の二中「前条第七項」を「前条第八項」に改める。

び第十一項」を「第六十八条第七項及び第十二項」に改め、同条第五項中「第三十九条第一項若

を受けようとする者

項」を加え、同条第五号の六中「第四十三条の三の三第三項」の下に「第四十三条の三の三十三

第六十九条第一項中「第三十三條第二項」の下に、「第四十三條の三の二十一第一項」を加え、「原子炉」を「試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉」に改め、同条第二項中「第四十三條の三第二項」の下に、「第四十三條の三の二十八第二項」を、「第四十一條第三項」の下に、「第四十二条」を、「第四十一條第三項」の下に、「第四十三条の三の二十」を加える。

第七十一条第一項中「第二十六條の二第一項若しくは」を「第二十六條の二第一項、」に改め、「若しくは第二項」の下に、「第四十三條の三の五第一項、第四十三條の三の八第一項若しくは第四十三條の三の二十五第一項」を、「第三十一條第一項」の下に「若しくは第四十三條の三の十八第一項」を加え、同条第三項中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者」に改め、「外國原子力船運航者」の下に、「発電用原子炉設置

び第十一項」を「第六十八条第七項及び第十二項」に改め、同条第五項中「第三十九条第一項若しくは第二項」の下に「第四十三条の三の五第五項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項」を、「第三十三条」の下に「、第四十三条の三の二十」を、「第四十三条の二第一項」の下に「、第四十三条の三の二十七第一項」を、「第四十三条の三の二第三項」の下に「、第四十三条の三の三十二第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」の下に「、第四十三条の三の三第三項」を、「第四十三条の三の三第四項」の下に「、第四十三条の三の二十七第二項」を、「第四十三条の三第二項」の下に「、第四十三条の二十八第二項」を加える。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 削除

第七十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 第四十三条の三の十三第三項又は第四十三条の三の十六第四項の審査を受けようとする者

第七十七条第四号、第五号及び第六号中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同条中第六号の二を第六号の五とし、第六号の次に次三号を加える。

六の二 第四十三条の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置した者

六の三 第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六の四 第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者

項」を加え、同条第五号の六中「第四十三条の三の三第三項」の下に、「第四十三条の三の三十三第三項」を加え、同条第五号の七中「第四十三条の三の三第四項」の下に、「第四十二条の三の三十三第四項」を加え、同条第八号中「第二十九条第一項」の下に、「第四十三条の三の十五第一項」を加え、同条第八号の二中「第二十六条第一項」の下に、「第四十三条の三の二十三第三項」を加え、同条第十二号中「原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改め、同条第十三号の二中「原子炉」を「試験研究用等原子炉」に改め、同号の次に次の七号を加える。

十三の三 第四十三条の三の八第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更した者

更した者

十三の四 第四十三条の三の十一第一項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用した者

十三の五 第四十三条の三の十二第一項又は第四項の規定に違反して燃料体を使用した者

十三の六 第四十三条の三の十三第一項又は第四十三条の三の十六第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

十三の七 第四十三条の三の十三第三項又は第四十三条の三の十六第四項の規定による審査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三の八 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反した者

十三の九 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止した者

十三の十 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反した者

十三の十一 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止した者

十三の十二 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止した者

十三の十三 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止した者

十三の十四 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止した者

十三の十五 第四十三条の三の三十二第一項の規定に違反して発電用原子炉を廃止した者

第八十二条第一号中「第四十三条の三の二第一項の下に「第四十三条の三の二十八第二項」を加え、同条第五号中「第三十条」の下に「、第四十三条の三の十七」を加え、同条第六号中「第四十条第二項」の下に「(第四十三条の三の二十六第

二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十三条中「第三十二条第二項」の下に「、第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の

十九第二項」を加える。

第八十五条第一項第一号中「及び第四項」を「及び第五項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

目次中「第四十三条の三の三十三」を「第四十

三条の三の三十四」に改める。

第四条第二号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加える。

第八条の見出しを「(合併及び分割)」に改め、同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合(当該許可に係る製鍊の事業の全部を承継される場合に限る。)」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により製鍊の事業の全部を承継した法人」を加える。

第十三条第二項に次の二号を加える。

五 加工施設における放射線の管理に関する事項

（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になるとその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

第十四条第一号中「その」を「重大事故(核燃料物質が臨界状態

（加工施設における放射線の管理に関する事項）」に改め、同条第二号中「第六十七条第三項」を「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に改め、同条第十二号中「第六十八条第十三項」を「第六十八条第十四項」に改める。

第十二条第一号中「第六十七号第二項」を「第六六七号第四項」に改め、同条第二号中「第六八八号第一号中「第六八八号第二項」を「第六八八号第三項」に改め、同条第十二号中「第六八八号第三項」を「第六八八号第六項」に改め。

第八十条の四第一号中「第六十七号第二項」を「第六六七号第四項」に改め、同条第二号中「第六八八号第一号中「第六八八号第二項」を「第六八八号第三項」に改め、同条第十二号中「第六八八号第三項」を「第六八八号第六項」に改め。

第八十二条第一号中「第四十三条の三の二第一項の下に「第四十三条の三の二十八第二項」を加え、同条第五号中「第三十条」の下に「、第四十三条の三の十七」を加え、同条第六号中「第四十条第二項」の下に「(第四十三条の三の二十六第

力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

第十六条第一項中「又は第三号」を「、第三号、第五号又は第六号」に改める。

第十六条の二第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第十三条第一項を加工施設に関する設計及び工事の方法が第十三条第一項に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則」を「加工施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の二号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

同条第一項中「除く。」の下に「又は分割の場合(当該許可に係る製鍊の事業の全部を承継される場合に限る。)」を、「当該合併」の下に「又は分割」を加え、「法人又は」を「法人若しくは」に改め、「設立された法人」の下に「又は分割により製鍊の事業の全部を承継した法人」を加える。

第十六条の三第二項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第十六条の四の二」の「に改める。

四 加工施設の性能の維持

第十六条の四の二 加工事業者は、加工施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう、その加工施設を維持しなければならない。ただし、第二十二条の八第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

五 加工施設の安全性の向上のための評価

第十六条の四の四に次の一条を加える。

（加工施設の性能の維持）

第十六条の四の二 加工事業者は、加工施設の性能が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するよう、その加工施設を維持しなければならない。ただし、第二十二条の八第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

六 加工施設における核燃料物質が臨界状態

（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になるとその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

第十四条第一号中「その」を「重大事故(核燃料

物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第二十

一条の二第一項及び第二十二条の七の二第二項の下に「第四十三条の三の二十八第二項」を加え、同条第五号中「第三十条」の下に「、第四十

三条の三の十七」を加え、同条第六号中「第四十条第二項」の下に「(第四十三条の三の二十六第

二号の二第一項中「及び」の下に「第二号並びに」を加える。

第二十一条の二第一項中「措置」の下に「(重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。)」を加える。

第二十一条の三第一項中「原子力規制委員会は」の下に「、加工施設の位置、構造若しくは設備が第十四条第三号の基準に適合していないと認めるとき」を加え、「第十六条の五第二項」を「第十六条の四の二」に改め、「ときは」の下に「その」を、「対し」の下に「当該」を加える。

第二十二条の二第一項中「有する者」の下に「であつて、原子力規制委員会規則で定める実務の経験を有するもの」を加える。

第二十二条の七の次に次の二条を加える。

（加工施設の安全性の向上のための評価）

第二十二条の七の二 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、当該加工施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

（加工施設の安全評価）

第二十二条の七の二 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該加工施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。

一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という。)のため次に掲げる基準において設置すべきものと定められ

る措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果

に関する事項

イ 第十六条の二第三項第二号の技術上の

基準において設置すべきものと定められ

る措置を講じた場合における当該措置及び

その措置による事故の発生の防止等の効果

に関する事項

の他の加工の」に改め、「及び経理的基礎」を

その他の加工の」に改め、「及び経理的基礎」を

その他の加工の」に改め、「及び経理的基礎」を

より加工の事業の全部を承継した法人」を加え、

生の防止等に資する設備又は機器を設置

故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という。)のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項

イ 第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められるるもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。

ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。

二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項に係る調査及び分析並びに評定の方針その他発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方針その他原子力規制委員会規則で定める事項第五項において「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方針が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めることは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同条第一項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

ようにその使用済燃料貯蔵施設を維持しなければならない。ただし、第四十三条の二十七 第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

第四十三条の十一第二項中「原子力規制委員会規則で定める」を「前条の」に改める。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定容器等の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の五
第一項第三号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が同号の基準に適合しなくなつたときは、同様とする。
4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について

口 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備する

二 前号イ及び口に掲げる措置を講じたにもこと。

3
がある場合には、その可能性に関する事項
が発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実

施したときは、原子力規制委員会規則で定め
るところにより、当該評価の結果、当該評価

に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項(第五項において「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りで

原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるとときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。

第四十三条の五第一項第三号中「もの」の下に「として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの」を加え、同条第一項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、第四十三条の二十六の二第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定容器等の型式の設計は、前項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

第四十三条の八第三項中「に係る設計及び工事の方法」を削り、同項第一号中「第四十三条の四第一項」を「使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が第四十三条の四第一項」に改め、同項に「使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法が原子力規制委員会規則」に改め、同項に次の二号を加える。

三 その者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十三条の八第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合においては、第四十三条の二十六の三第一項の規定により指定を受けた型式の同項に規定する型式設計特定容器等は、前項第二号の技術上の基準に適合しているものとみなす。

第四十三条の九第二項第一号中「第四項」を「第五項」に改め、同項第二号中「原子力規制委員会規則で定める」を「第四十三条の十の二の二」の委員会規則で定める技術上の基準に適合する

ようにその使用済燃料貯蔵施設を維持しなければならない。ただし、第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合(原子力規制委員会規則で定める場合を除く。)は、この限りでない。

3 その型式の設計について型式証明を受けた者は、当該型式の特定容器等の設計の変更をしようとするときは、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。第四十三条の五第一項第三号の基準の変更があつた場合において、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が同号の基準に適合しなくなつたときは、同様とする。

4 原子力規制委員会は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計について第四十三条の五第一項第三号の基準に適合するかどうかを審査し、これに適合すると認めるとときは、承認しなければならない。

5 原子力規制委員会は、その型式の設計について型式証明を受けた型式の特定容器等が第

四十三条の五第一項第三号の基準に適合しなくなつたときは、当該型式証明を取り消すことができる。

6 第一項の証明の手続その他型式証明に関し
必要な事項は、原子力規制委員会規則で定め

(使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式の旨) る。

式の打合
第四十三条の二十六の三 原子力規制委員会
は、使用済燃料貯蔵施設の安全性の増進を図

るため、申請により、前条第一項の型式証明を受けた設計に係る特定容器等（以下「型式設計特定容器等」という。）の型式について

2 前項の指定の申請は、本邦に輸出される型
　　<sup>詔特許名器等」といふ)をその型式について
　　指定する。</sup>

式設計特定容器等について、外国において当該型式設計特定容器等を製作することを業とする者はその者から当該型式設計特定容器等

等を購入する契約を締結している者であつて、当該型式設計特定容器等を本邦に輸出するこ

3 とを業とするものも行うことができる。
第一項の指定は、申請に係る型式設計特定
容器等が次の各号のいずれにも該当するかど
うかを判定することによつて行う。

一 前条第一項の型式証明を受けた設計に基づいたものであること。

二 第四十三条の八第三項第一号の技術上の基準に適合しているものであること。

三 均一性を有するものであること。

4 第一項の指定は、当該型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付して行うことができる。

5 原子力規制委員会は、その型式について指定を受けた型式設計特定容器等が第二項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

6 前項の規定によるほか、原子力規制委員会は、指定外国容器等製造者等(第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定容器等の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国容器等製造者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

7 原子力規制委員会がこの法律を施行するためには、当該指定外国容器等製造者等が次項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反したとき。

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有する第三号旧規制法の規定により発せられた文部科学省令は、第三号新規制法の相当規定に基づいて発せられた相当の原子力規制委員会規則としての効力を有する。

第二十一条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「第四号旧規制法」という)第二十三条第一項の規定による許可(旧発電用原子炉(第四号旧規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。)以外の旧原子炉(第四号旧規制法第二条第四項に規定する原子炉をいう。次項において同じ。)の設置に係るものに限る。)についてされている申請は、附則第十七条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「第四号新規制法」という。)第二十三条第一項の規定による許可についてされた申請とみなす。

第四号旧規制法第四章の規定若しくはこれに基づく命令の規定により旧発電用原子炉以外の旧原子炉に係る旧原子炉設置者(第四号旧規制法第二十三条の二第二項に規定する原子炉設置者をいう。以下同じ。)に対してした処分、手続その他の行為又は同様の規定若しくはこれに基づく命令の規定により旧発電用原子炉以外の旧原子炉に係る旧原子炉設置者がした手続その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四章第一節の規定若しくはこれに基づく命令の相当規定により試験研究用等原子炉設置の第二項に規定する試験研究用等原子炉設置者をいう。以下この項において同じ。)に対してしたもの又は同様の規定若しくはこれに基づく命令の相当規定により試験研究用等原子炉設置者がしたものとみなす。

第二十二条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項若しくは第三十九条第一項の規定によりされる許可又は第四号旧規制法第三十一条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二第二項、同条第三項において準用する第四号旧規制法第十二条の六第三項、第四号旧規制法第四十三条の三の三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号旧規制法第十二条の七第四項の規定によりされている認可であつて旧発電用原子炉に係る旧原子炉設置者に係るものは、それぞれ第四号新規制法第四十三条の五第一項若しくは第四十三条の二十五第一項の規定によりされた許可又は第四号新規制法第四十三条の三の十八第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の三の三十二第二項、同条第三項において準用する第四号新規制法第十二条の七第四項の規定によりされた認可とみなす。

三項において準用する第四号新規制法第十二条の六第三項、第四号新規制法第四十三条の三の三十三第二項若しくは同条第四項において準用する第四号新規制法第十二条の七第四項の規定による認可についてされた申請とみなす。

第二十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧発電用原子炉を設置している者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第四十三条の三の五第一項第九号及び第十号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第四号新規制法第四十三条の三の六第一項第二号から第四号まで（附則第一条第五号に掲げる規定の施行後においては、附則第十八条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第五号新規制法」という。）第四十三条の三の六第一項第二号から第四号まで）に掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

3 第四号新規制法第七十一条第五項の規定は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可（旧発電用原子炉に係るものに限る。）の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該申請に係る旧発電用原子炉に係る第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第九号及び第十号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

同項前段の規定による届出を怠り、又は同項後段の規定による命令に違反したときは、第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該届出又は命令に係る新発電用原子炉（第四号新規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）の運転の停止を命ずることができる。

6 第四号新規制法第六十九条及び第七十一条第五項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

7 第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

8 第五項の規定による新発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。

第二十四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらの変更が第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみに該当する場合を除く。）は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定によりされた変更の許可又は変更の許可の申請とみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に第四号旧規制法第二十六条第一項の規定によりされた変更の許可又は同号に掲げる規定の施行の際現に同項の規定によりされている変更の許可の申請（これらが第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で

定める変更のみに該当する場合に限る。は、当該変更の許可にあっては同号に掲げる規定の施行後は第四号新規制法第四十三条の三の八第四項の規定によりされた届出であつてその届出が受理された日から三十日を経過したものとみなされし、当該変更の許可の申請にあっては同号に掲げる規定の施行の日において同項の規定によりされた届出とみなす。

第二十五条 附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた第四号旧規制法第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際に設置されているもの(次項において「既設発電用原子炉」という。)に対する第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項(附則第一条第五号に掲げる規定の施行後ににおいては、第五号新規制法第四十三条の三の三十二第一項。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第四号新規制法第四十三条の三の三十一第一項中「第四十三条の三の十二第一項」とあるのは、「原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第 号)附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年の日ににおいて、その設置の工事について最初に附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十九条第一項」とする。

の三の十一第一項の検査に合格した日から起算して四十年」とあるのは、「原子力規制委員会設置法(平成)二十四年法律第号)附則第十七条の規定の施行の日から起算して三年」とする。

行前に第四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の处分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可、認可、指定その他の处分又は通知その他の行為とみなす。

附則第一條第四号に掲げる規定の施行の際現行規制法又はこれに基づく命令の規定によりされている許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりされた許可の申請、届出その他の行為とみなす。

四号旧規制法又はこれに基づく命令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第四号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第四号新規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「第五号旧規制法」という。)(第三条第一項若しくは第四十四条第一項の規定によりされている指定 第五号旧規制法第六条第一項 第十三条第一項、第十六条第二項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の四第一

第三十九条第一項若しくは第二項、第四十一条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の規定による許可又は第五号新規制法第十八条第一項若しくは第四十六条の五第一項の規定による認可についてされた申請とみなす。

第二十八条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項の許可を受けている者第五項において「加工事業者」というは、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該加工(第五号新規制法第二条第九項に規定する加工をいう。第四項において同じ。)の事業に係る第五号新規制法第十三条第二項第五号及び第六号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第五号新規制法第十四条第一号又は第三号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、当該届出に係る事項について変更を命ずることができる。

2 第五号新規制法第七十一条第六項の規定は、第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。

3 第五号新規制法第七十一条第六項の規定は、第一項第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項の規定による加工の事業の許可の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該加工の事業に係る第五号新規制法第十三条第二項第五号及び第六号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

4 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第十三条第一項の規定による加工の事業の許可の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該加工の事業に係る第五号新規制法第十三条第二項第五号及び第六号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

3	4	5	6	7	8	9	10		
2	3	4	5	6	7	8	9	10	
第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。	第一項新規制法第七十一条第六項の規定は、	第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。	第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定による命令に違反したときは、第五号新規制法第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができる。	第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。	第一項後段の規定による命令に違反した者は、五百円以下の罰金に処する。	第五項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。	第二十九条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第四十四条第一項の指定を受けている者(第五項において「再処理事業者」という。)は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該再処理第五号新規制法第二条第十項に規定する再処理を行う。第四項において同じ。の事業に係る第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第五号新規制法第四十四条の二第一項第二号又は第四号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その者に対する申し送付しなければならない。	原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。
第一項後段の規定による命令をする場合に準用する。	第一項新規制法第七十一条第六項の規定は、	第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。	第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定による命令に違反したときは、第五号新規制法第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができる。	第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。	第一項後段の規定による命令に違反した者は、五百円以下の罰金に処する。	第五項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二項の罰金刑を科する。	第二十九条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第四十四条第一項の指定を受けている者(第五項において「再処理事業者」という。)は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該再処理第五号新規制法第二条第十項に規定する再処理を行う。第四項において同じ。の事業に係る第五号新規制法第四十四条第二項第七号及び第八号に掲げる事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、原子力規制委員会は、当該届出に係る事項が第五号新規制法第四十四条の二第一項第二号又は第四号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その者に対する申し送付しなければならない。	原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

4	附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法第四十四条第一項の規定による再処理の事業の指定の申請をしている者は、同号に掲げる規定の施行の日から起算して六月以内に、当該再処理の事業に係る第五号新規制事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。
5	原子力規制委員会は、再処理事業者が第一項前段の規定による届出を怠り、又は同号後段の規定による命令に違反したときは、第五号新規制法第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて事業の停止を命ずることができる。
6	第五号新規制法第六十九条及び第七十一条第六項の規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。
7	第一項後段の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
8	第五項の規定による事業の停止の命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
9	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、前二項の罰金刑を科する。
第三十条	附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、第五号新規制法又はこれに基づく命令の規定によりされた許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
2	附則第一条第五号に掲げる規定の施行の際現に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によりされている許可の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、第
3	附則第一条第五号に掲げる規定の施行前に第五号旧規制法又はこれに基づく命令の規定によらない事項で、同号に掲げる規定の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、これを、第五号新規制法又はこれに基づく命令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、第五号新規制法又はこれに基づく命令の規定を適用する。
4	（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）
5	本則中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に、「文部科学省」を「原子力規制委員会」に改める。（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）
6	第三十二条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に前条による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧放射線障害防止法」という。）の規定により文部科学大臣がした許可、認証、登録その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、前条による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新放射線障害防止法」という。）の相当規定に基づいて、原子力規制委員会がした許可、認証、登録その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
7	（放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正）
8	第七条第二項中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。（放射線障害防止の技術的基準に関する法律の一部改正）
9	第三十三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に前条による改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「旧放射線障害防止法」という。）の規定により文部科学大臣がした許可、認証、登録その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、同号に掲げる規定の施行後は、前条による改正後の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新放射線障害防止法」という。）の相当規定に基づいて、原子力規制委員会がした許可、認証、登録その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
10	（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）
11	第三十八条 原子力損害賠償補償契約に関する法律昭和三十六年法律第百四十八号の一部を次のように改正する。
12	第十七条第二項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）
13	第三十九条 原子力損害賠償補償契約に関する法律一部を次のように改正する。
14	第十五条第一項第四号中「第三十五条」の下に、「第四十三条の三の二十二」を加える。
15	第十七条第二項中「第二条第八項」を「第二条第八項」に、「第二条第八項」を「第二条第十項」に改める。（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）
16	第三十五条 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）の一部を次のように改める。
17	第九項に、「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。（電気工事士法の一部改正）

されている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の九第六項の規定により当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされているものとみなす。

第四十三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に旧電気事業法第四十八条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十八条第一項の規定により当該原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三十第五項の規定により当該原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされているものとみなす。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第三項の規定により原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三十第十項の規定により当該原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされているものとみなす。

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第四項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の短縮の処理を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三十第三項の規定により当該原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の短縮の処理を受けたものとみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第五項の規定により原子力発電工作物である発電用原子炉施設の工事について発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされている場合は、第四号新規制法第四十三条の三の十第四項の規定により当該原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に係る届出がされているものとみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の延長の処理を受けたものとみなす。

5 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十八条第五項の規定により原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けた場合は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三十第五項の規定により当該原子力発電工作物の工事について原子力発電工作物の設置又は変更の工事の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。

6 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第四十九条第一項の検査に合格している特定事業用電気工作物(同項に規定する特定事業用電気工作物をいう。)のうち原子力発電工作物である発電用原子炉施設の設置又は変更の工事の制限の期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。

7 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十一条第一項の検査に合格している燃料体(同項に規定する燃料体をいう。)である発電用原子炉施設は、第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項に規定する検査を、同号に掲げる規定の施行後に当該溶接事業者検査の結果の記録及びその保存とみなす。

8 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第五項において準用する旧電気事業法第五十五条の二第五項の規定によりされた溶接原子力発電工作物に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、第四号新規制法第四十三条の三の十三第五項の規定による当該溶接原子力発電工作物である溶接原子炉容器等に係る通知とみなす。

9 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第五項において準用する旧電気事業法第五十五条の二第五項の規定によりされた溶接原子力発電工作物に係る旧溶接事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定及び同条第七項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十三第六項の規定によりされた当該溶接原子力発電工作物である溶接原子炉容器等に係る

るものとみなす。

第四十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十二条第一項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知とみなす。

第四十七条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第一項の規定によりされた特定電気工作物(同項に規定する特定電気工作物をいう。)のうち原子力発電工作物であるもの(以下この条において「特定原子力発電工作物」という。)に係る旧定期事業者検査(同項に規定する検査をいう。以下この条において同條と同じ)並びに当該旧定期事業者検査の結果の記録及びその保存は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十六第一項の規定によりされた当該特定原子力発電工作物である特定電気工作物である特定定期事業者検査(同項に規定する検査をいう。以下この条において同條と同じ)並びに当該新定期事業者検査の結果の記録及びその保存とみなす。

10 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第三項の規定によりされた特定原子力発電工作物に係る評価並びに当該電気事業法第五十五条の二第五項の規定によりされた特定原子力発電工作物に係る評価並びに当該評価の結果の報告については、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の十六第三項の規定によりされた当該特定原子力発電工作物である特定電気工作物である特定定期事業者検査の結果の記録及びその保存とみなす。

11 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧電気事業法第五十五条第六項において準用する旧電気事業法第五十五条第六項の規定によりされた溶接原子力発電工作物に係る旧溶接事業者検査の実施に係る体制についての総合的な評定及び同条第七項の規定によりされた当該総合的な評定に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の十三第五項の規定によりされた当該溶接原子力発電工作物である溶接原子炉容器等に係る評価並びに当該評価の結果の記録及びその保存とみなす。

発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

4 附則第一条第四号に掲げる規定の施行前に旧

電気事業法第五十五条第六項において準用する

旧電気事業法第五十条の二第七項の規定により

された特定原子力発電工作物に係る旧定期事業

者検査の実施に係る体制についての総合的な評

定及び同項の規定によりされた当該総合的な評

定に係る通知は、同号に掲げる規定の施行後

は、それぞれ第四号新規制法第四十三条の三の

十六第六項において準用する第四号新規制法第

四十三条の三の十三第六項の規定によりされた

当該特定原子力発電工作物である特定発電用原

子炉施設に係る新定期事業者検査の実施に係る

体制についての総合的な評定及び同条第七項の

規定によりされた当該総合的な評定に係る通知

とみなす。

(登録免許税法の一部改正)

第四十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百四号四中「第五十条の二第三項」

を「第五十一条第三項」に改める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化

に関する法律の一部改正)

第四十九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引

の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百

四十九号)の一部を次のよう改正する。

第十七条第一項中「総合資源エネルギー調査

会」を「産業構造審議会」に改める。

(地価税法の一部改正)

第五十条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「設置の許可」の下に、「

第四十三条の二の五第一項(設置の許可)」を加える。

(環境基本法の一改正)

第五十一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十六条第一項を除き、以下」を「第二十一条第一項第一号において」に改

める。

第十三条を次のように改める。

(財政構造改革の推進に関する特別措置法の一

部改正)

第五十二条 財政構造改革の推進に関する特別措

置法(平成九年法律第一百九号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十八条中「すべて」を「全て」に、「及び電

源利用対策」を「電源利用対策及び原子力安全

(独立行政法人通則法の一部改正)

第五十三条 独立行政法人通則法の一部を次のよ

うに改正する。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第五十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第

三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「各省をいう。」の下に「ただ

し、原子力規制委員会が所管する独立行政法人

については、原子力規制委員会とする。」を加え

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第五十四条 原子力災害対策特別措置法の一部を

次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第六条)」を

「第一章 総則(第一条―第六条)

第一項の二 原子力災害対策指針(第六条の

二)」に、「第十七条」を「第二十七条―第二十

七条の四)に、「第三十九条を「第三十六条」に、

「第四十条―第四十二条」を「第三十七条―第四

十条」に改める。

七条第七項第三号に改め、同条第三項中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四条の二 国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対策の整備その他原子力災害の防止に関する万全の措置を講ずる責務を有する。

第一章の次に次の二章を加える。

第一章の二 原子力災害対策指針

第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基準本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策(次項において「原子力災害対策」という)の円滑な実施を確保するための指針(以下「原子力災害対策指針」という)を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項

二 原子力災害対策の実施体制に関する事項

三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項

府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改め、

同条第三項及び第四項中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会」に改める。

第八条第三項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に改め、同条第四項中「主務省令」を「原子力規制委員会規則」に、「主務大臣」を「原

子力規制委員会」に、「関係周辺都道府県知事に」を「関係周辺都道府県知事に」に改め、「おい

て」の下に、「原子力規制委員会は内閣総理大臣に」を加え、「関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長に」を「関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長に」に改め、同条第五項中「主務

大臣」を「原子力規制委員会」に改め、「関係周辺市町村長に」を「関係周辺都道府県知事に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、原子力規制委員会は、内閣総理大臣に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

第九条第七項中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第十条第一項中「主務省令」を「内閣府令・原

子力規制委員会規則(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣府令・原子力規

制委員会規則・国土交通省令)」に、「主務大臣」を「内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令」に、「及び関係周辺都道府県知事」を「並びに内閣総理大臣並びに内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令」に、「主務大臣に対し」を「内閣総理大臣及び原

子力規制委員会事業所外運搬に係る事象の發

生の場合にあつては、内閣総理大臣・原子力規

制委員会及び国土交通大臣。以下この項及び第

十五条第一項第一号において同じ。」に対し、「主務大臣は」を「内閣総理大臣及び原子力規制

第三十九条第一項及び 第四十条第一項	防災基本計画	防災基本計画及び原子力災害対策 指針	原子力災害予防対策 指針
第二十八条第一項の表第四十条第二項第一号及び第四十二条第二項第一号の項を次のように改める。			

第十九条第一項の表第四十条第二項第一号及び第四十二条第二項第一号の項を次のように改める。

第四十条第二項第二号	災害予防 令及び伝達	災害に関する予報又は警報の発 令及び伝達	原子力災害予防対策 指針
第四十一条	消火、水防、救難	災害応急対策並びに災害復旧 救難	原子力緊急事態宣言その他原子力 災害(原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。)に関する情報の伝達
第四十二条第二項第一号	灾害予防 令及び伝達	灾害に関する予報又は警報の発 令及び伝達	原子力緊急事態宣言その他原子力 災害(原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。)に関する情報の伝達
第四十三条第一項	防災基本計画 指針	防災基本計画及び原子力災害対策 指針	防災基本計画、原子力災害対策指 針
第四十四条第一項	灾害応急対策並びに災害復旧 救難	灾害(原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。)に関する情報の伝達	防災基本計画及び原子力災害対策 指針
第四十五条第一項の表第四十二条第二項第一号の項の次に次のように加える。 第二十八条第一項の表第四十二条第二項第一号の項の次に次のように加える。	灾害事後対策 指針	緊急事態応急対策並びに原子力災 害(原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。)に関する情報の伝達	緊急事態応急対策並びに原子力災 害(原子力災害が生ずる蓋然性 を含む。)に関する情報の伝達
第四十六条第二項	防災基本計画 指針	防災基本計画及び原子力災害対策 指針	防災基本計画、原子力災害対策指 針
第四十七条第一項	防災計画 指針	防災計画 指針	防災計画 指針
第七十八条第一項	灾害	灾害を予測し、予報し、又は災 害に備える 指針	原子力災害 指針

第五十五条	第五十六条	第五十七条	第五十八条
第二十八条第一項の表第四十九条の項及び第五十一条の項を次のように改める。			

第二十八条第一項の表第四十九条の項及び第五十一条の項を次のように改める。

第七十八条第一項	灾害	原子力災害 指針	原子力災害 指針
第二十八条第一項の表第七十八条第一項の項を次のように改める。	原子力災害予防対策 指針	原子力災害予防対策 指針	原子力災害予防対策 指針
第四十六条第二項	灾害予防	灾害予防	灾害予防
第四十七条第一項	防災計画 指針	防災計画 指針	防災計画 指針
第四十八条第一項の表第四十六条第二項の項及び第四十七条第一項の項を次のように改める。	原子力災害予防対策 指針	原子力災害予防対策 指針	原子力災害予防対策 指針
第七十八条第一項	灾害	原子力災害 指針	原子力災害 指針

第九十五条	第二十八条第一項の表第九十五条の項を次のように改める。	第五十条第一項第四号から第九号まで	防災業務計画	原子力災害対策特別措置法第二十一条第一項第四号から第八号まで
第六十二条第一項	第二十八条第二項の表第二十三条第四項の項及び第二十三条第六項の項を削る。	第六十二条第一項の規定による 非常災害対策本部長の指示又は 第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示	原子力災害対策特別措置法第十五 条第三項の規定に基づく内閣総理大臣の指示又は同法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示	原子力災害対策特別措置法第二十一条第一項第四号から第八号まで
第六十二条第二項	第二十八条第二項の表第六十二条第一項の項及び第六十二条第二項の項を次のように改める。	第六十二条第二項の規定による 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第七十条第一項及び第二項	第七十条第一項及び第二項の規定による 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	地域防災計画	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第七十七条第一項及び第八十条第一項	第七十七条第一項及び第八十条第一項の規定による 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	地域防災計画	消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	消防、救助その他原子力災害(原発事故)の発生を防禦し、又は原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第八十条第一項	第七十七条第一項及び第八十条第一項の規定による 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	地域防災計画	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第七十七条第一項及び第八十条第一項	第七十七条第一項及び第八十条第一項の規定による 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	地域防災計画	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第五十条第一項	第五十条第一項の規定による 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において

第三十条第一項中「文部科学省及び経済産業省」を「内閣府」に改め、同条第一項中「文部科学大臣又は経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「及び第八条第一項に規定する原子力防災組織の設置」を削る。

第三十一条及び第三十二条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣」に「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事」に改める。

第三十四条及び第三十五条を削り、第三十六条を第三十三条とし、第三十七条を削り、第三十八条を第三十五条とし、第三十九条を第三十一条とする。

第四十条中「又は第十一条第六項」を「第十一条第六項又は第十三条の二第二項」に改め、第七章中同条を第三十七条とする。

第四十一条第五号中「第三十一条」を「第十三条の二第一項又は第三十一条」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の二条を加え

		防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
第二十一条第一項	第二十一条第一項	第二十一条第一項	第二十一条第一項
第二十二条第一項	第二十二条第一項	第二十二条第一項	第二十二条第一項
第二十三条第六項	第二十三条第六項	第二十三条第六項	第二十三条第六項
災害予防又は災害応急対策	災害予防又は災害応急対策	災害予防及び災害応急対策	災害予防及び災害応急対策
原子力災害事後対策	原子力災害事後対策	原子力災害対策指針又は当該都道府県地域防災計画若しくは	原子力災害対策指針又は当該都道府県地域防災計画若しくは
原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	原子力災害予防対策(原子力災害対策特別措置法第一条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。)、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策	原子力災害予防対策(原子力災害対策特別措置法第一条第六号に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。)、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策

十条

六 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十

一号)第六十九条

七 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三

年法律第百二十二号)第八十七条

(独立行政法人原子力安全基盤機構法の一部改

正)

第六十四条 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第百七十九号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条第一項中「再処理施設並びに」を「再処

理施設」に改め、「廃棄物管理施設」の下に「並

びに原子炉等規制法第五十三条第二号に規定す

る使用施設等」を加え、同条第二項中「第二十三

条第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉(第

四項において「原子炉」という。)並びにこれらの

附属施設を「第二十三条第一項第五号に規定す

る原子炉施設」に改め、同条第三項を削り、同

条第四項中「のうち原子力事業の実施又は原子

炉の運転により生じたもの」を削り、同項を同

条第三項とする。

第四条中「を行うとともに、原子力施設及び

原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評

価等」を「原子力施設及び原子炉施設の設計に

関する安全性の解析及び評価並びに原子力灾害

の予防、原子力災害の拡大の防止及び原子力災

害の復旧に関する業務等」に改め、「エネルギー

としての利用に関する」を削る。

第十条第一項第一号中「原子力事業を行う者

若しくは原子炉等規制法第二条第四項に規定す

る原子炉を設置している者」を「次に掲げる者」

に改め、同号に次のように加える。

イ 原子炉等規制法第三条第一項の製鍊の

事業、原子炉等規制法第十三条第一項の

加工の事業、原子炉等規制法第四十三条

の四第一項に規定する使用済燃料の貯蔵

の事業、原子炉等規制法第四十四条第一

項の再処理の事業又は原子炉等規制法第

五十二条の二第一項に規定する廃棄の事

業を行ふ者

口 原子炉等規制法第二条第四項に規定す

る原子炉を設置している者

ハ 原子炉等規制法第二条第二項に規定す

る核燃料物質を使用する者(イ又は口に

掲げる者を除く。)

第十三条第一項第二号を削り、同項第三号中

「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号と

する。

第十三条第一項第四号中「エネルギーとして

の利用に関する」を削る。

第十四条第一号中「第八十七条の電源開発促

進勘定からの電源立地対策」を「第八十五条第六

項に規定する原子力安全規制対策」に改め、同

条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前

号」に改め、同号を同条第二号とする。

第十五条第一項中「経済産業大臣」を「原子力

規制委員会」に改め、同条第二項中「経済産業大

臣」を「原子力規制委員会」に、「経済産業省」を

「原子力規制委員会」に改める。

第十六条の見出し中「経済産業大臣」を「主務

大臣」に改め、同条第一項中「経済産業大臣」を

「主務大臣」に改め、「エネルギーとしての利用

に関する」を削り、同条第二項中「経済産業大

臣」を「主務大臣」に改める。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

(主務大臣等)

第十七条 機構に係るこの法律及び通則法にお

ける主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他

管理業務に関する事項については、原子力

規制委員会

三十四条第三項において準用する場合を含

む。)の規定による勧告を行おうとするとき。

第一項の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第

三十四条第三項において準用する場合を含

む。)の規定による勧告を行おうとするとき。

第六十五条 独立行政法人原子力安全基盤機構法

の一部を次のように改正する。

力規制委員会とする。

3 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第十八条 前条第一項第三号に規定する業務に

関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第二

項、第三十条第三項及び第三十五条第二

項の規定の適用については、これらの規定中

「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び内閣府の独立行政法人評価委員会」とする。

第十九条 前条第一項第三号に規定する業務に

関する通則法第二十九条第一項、第二十九条第二

項、第三十条第三項及び第三十五条第二

項の規定の適用については、これらの規定中

「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び内閣府の独立行政法人評価委員会」とする。

第二十条 第二項中「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外

運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。)が第一項」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。)が第一項」に、「又は指定行政機関の長」を「又は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣」に改め、同条第四項中「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。)が第一項」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。)が第一項」に、「又は指定行政機関の長」を「又は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣」に改め、同条第十二項中「、原子力安全委員会の意見を聽いて」を削り、同条第十三項中「、原子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。」と、「を削り、「防災計画」の下に、「原子力災害対策指針」を加え、「同条第一項中「原子力災害対策」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第十二項中「、原子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。」と、「を削り、「防災計画」の下に、「原子力災害対策指針」を加え、「同条第一項中「原子力災害対策」を「同項第一項及び第三項において同じ。」は、「同項第一号中「緊急事態応急対策」

て」を削り、「指定行政機関の長 同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。」)を

内閣総理大臣及び原子力規制委員会に、「及び関係隣接都道府県知事」を「並びに関係周辺都道府県知事」に、「関係隣接都道府県知事」を「関係周辺都道府県知事を」に、「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣」に、「関係隣接都道府県知事」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣」に、「関係隣接都道府県知事は」に改め、同条第二項中「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。)が第一項」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。)が第一項」に、「又は指定行政機関の長」を「又は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣」に改め、同条第十二項中「、原子力安全委員会の意見を聽いて」を削り、同条第十三項中「、原子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。」と、「を削り、「防災計画」の下に、「原子力災害対策指針」を加え、「同条第一項中「原子力災害対策」を「関係周辺都道府県知事」に改め、同条第十二項中「、原子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。」と、「を削り、「防災計画」の下に、「原子力災害対策指針」を加え、「同条第一項中「原子力災害対策」を「同項第一項及び第三項において同じ。」は、「同項第一号中「緊急事態応急対策」

八

規制委員会とする。

2 原子力規制委員会については、原子力規制委員会設置法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

(復興庁設置法の一部改正)
第九十五条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「次号に掲げる機関」を「次号に掲げる機関」環境省にあつては第五号に掲げる機関に改める。

(原子力規制委員会設置法の一部改正)

第九十六条 原子力規制委員会設置法の一部を次のように改正する。

第一条中「関すること」の下に「並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する」と加える。

第三条中「関すること」の下に「並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する」と加える。

第四条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第六号から同項第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

第四条第一項第四号中「放射線障害の技術的別紙

一 産業保安監督部	
名 称	位 置
北海道産業保安監督部	札幌市
関東東北産業保安監督部	さいたま
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県	北海道
熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東	

基準の齊一を図ること」を「放射線による障害の防止」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 國際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

第二十三条第一項中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第十号」に改める。

(検討)

第九十七条 附則第十七条及び第十八条の規定による改正後の規定については、その施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求める件

原子力規制委員会設置法の規定による改正後の経済産業省設置法第十二条及び第十三条の規定により、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を設置する必要があるので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

二 那覇産業保安監督事務所	
名 称	位 置
九州産業保安監督部	福岡市
那覇産業保安監督事務所	那覇市
三 産業保安監督部の支部	管 轄 区 域
仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
	沖縄県

一 産業保安監督部	
名 称	位 置
北海道産業保安監督部	札幌市
関東東北産業保安監督部	さいたま
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県	北海道
熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東	

二 那覇産業保安監督事務所	
名 称	位 置
九州産業保安監督部	福岡市
那覇産業保安監督事務所	那覇市
三 産業保安監督部の支部	管 轄 区 域
仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
	沖縄県

一 産業保安監督部	
名 称	位 置
北海道産業保安監督部	札幌市
関東東北産業保安監督部	さいたま
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県	北海道
熱海市、沼津市、三島市、富士宮市(昭和三十一年九月二十九日における旧庵原郡内房村の区域を除く。)、伊東	

東北支部

炭の生産その他炭鉱業に関する事務である場合を除き、かつ、けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業に関する事務については、いわき市、白河市(平成十七年十一月六日の合併前の旧西白河郡表郷村、東村及び大信村の区域に限る)、双葉郡及び西白河郡を除く。(新潟県(電気にに関する事務である場合に限る。)

四 産業保安監督署		中部近畿産業保安監督部		東北支部	
名 称	位 置	高 松 市	大 阪 市	福 井 县	東 北 支 部
北海道産業保安監督部釧路産業保安監督署	釧 路 市	德 島 县 香 川 县	福 井 县	福 井 县	炭の生産その他石炭鉱業に関する事務である場合を除き、かつ、けい石及び耐火粘土の生産その他これら鉱物に係る鉱業に関する事務については、いわき市、白河市(平成十七年十一月六日の合併前の旧西白河郡表郷村、東村及び大信村の区域に限る)、双葉郡及び西白河郡を除く。新潟県(電気に関する事務である場合に限る。)
中部近畿産業保安監督署	富 山 市	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯
北陸産業保安監督署	富 山 市	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯
北海道産業保安監督部釧路産業保安監督署	釧 路 市	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯
中部近畿産業保安監督部	高 松 市	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯
東北支部		電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯	電 气 及 び ガ 斯

六月十五日本委員会に左の案件が付託された。

紹介議員 山下 芳生君

（一年九月二十九日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。（及び郡上市（平成十六年一月二十九日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）に限る。）

な事故となり、一年が経過しても事故は収束しておらず、実態もまだ解明されていない。日本には運転開始から四十年を超える原発が四基、三十年～四十年が十七基と、老朽化が進み危険度が増す原発が各地にある。また、大地震が起きると予想される危険地帯に原発が多く建っているのも日本だけである。これらはすぐに停止・廃炉にすべきである。世界全体では、この十年間、伸びているのは原子力ではなく自然エネルギーである。日本は自然エネルギーに恵まれており、国内のエネルギーを十分賄うことができる。これまで自然エネルギーの普及が進まなかつたのは、国の政策の問題であり、今こそ、自然エネルギーを中心とした新たなエネルギー政策に転換するときである。原発事故は、広範囲にわたる放射能汚染を引き起こした。食品検査や子供たちの検査の拡大は今後も重要であり、また被害に遭った生産者がこれからも生産を続けていけるよう、国が責任を持つて対策を進めるべきである。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、放射能対策(子供の検査)の強化を国が責任を持つて進めること。